

第5次 相生市総合計画

(後期基本計画)



兵庫県相生市

第5次 相生市総合計画

(後期基本計画)

いのち輝き 絆でつなぐ あいのまち

兵庫県相生市

< 市民憲章 >

わたしたちの相生市は、矢野川の清流にはぐくまれてきた田園と、
相生湾に栄える近代産業との調和のなかに発展してきた、
伝統と希望のまちです。

わたしたちは、この郷土を愛し、真実と平和を願い、
市民としての誇りと自覚をもって、ここに憲章を定めます。

わたしたち相生市民は

- 1 自然を愛し、環境をととのえ、
花と緑の住みよいまちをつくりましょう。
- 1 かおり高い文化をきずき、
青少年の夢と希望を育てましょう。
- 1 秩序を保ち、老人を敬い、真心と親切で
善意の輪をひろげましょう。
- 1 スポーツに親しみ、健康なからだと心で、
明るい家庭をつくりましょう。
- 1 産業をすすめ、たのしく働き、
豊かなまちをきずきましょう。



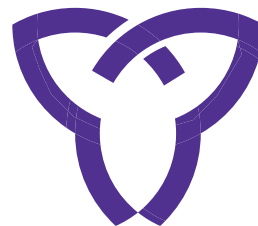
(市花) コスモス



(市木) 椿



(市旗)



(市章)

人と人の絆、人と自然の共生を 基本とした、地域創生に向けて

昭和 17 年 10 月、兵庫県下 9 番目の市として誕生した相生市は、工業・造船都市として発展してきました。しかし、造船構造不況の影響を受けた後、新規産業への転換・多角化を促進するとともに、播磨科学公園都市の玄関口として活力ある市民生活と都市活動ができる環境づくりを進めてきました。

平成 23 年度からは、第 5 次相生市総合計画において「人と人の絆」、「人と自然の共生」を基本に、

「いのち輝き 絆でつなぐ あいのまち」

を将来像として、市民一人ひとりが絆でつながり、相手を思いやる気持ちを持ちながら、本市の持っている資源や特性をより活かし、未来の世代に引き継ぐ持続可能な定住性の高いまちづくりを進めています。

さらに、平成 23 年に子育て応援都市宣言を行い、重点的に教育・子育て施策、定住促進施策に取り組んできました。

しかし、この間においても本市の取り巻く状況は、少子高齢化及び人口減少の進行や刻々と変化する経済情勢など、まちづくりの重要な課題が生じてきました。

そこで、今後も市民の皆様が安心して生活ができ、本市の活力を維持していくため、5 年目を迎えた総合計画の基本計画を見直すとともに、併せて地域創生総合戦略を新たに策定し、まちの活力上昇に向けて、次なるステージへ進めてまいります。

この計画の実現にあたりましては、参画と協働の取り組みのもと、夢と課題を共有し、対話をしながら推進してまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画改定にあたり、アンケート調査等にご協力いただきました市民や関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

相生市長 **谷口 芳紀**



第1部 序論

第1章 総合計画の趣旨

第1節 計画策定の目的	6
第2節 計画の役割と構成	6

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの基本理念	10
第2節 相生市の将来像	10
第3節 目標とする人口	11
第4節 まちづくりの基本目標	11
第5節 都市空間形成の基本方向	12

第2章 施策の大綱（まちづくり目標）

第1節 健やかな成長と人間力をのばせるまち（子育て・教育）	14
第2節 みんなが安心して暮らせる絆のあるまち（健康・福祉）	15
第3節 市民とともにつくる安全なまち（消防・防災・消費生活）	16
第4節 未来を支える産業の活性化と環境にやさしいまち（産業・環境）	17
第5節 自然と共生した快適に定住できるまち（都市整備）	18

第3章 まちづくり目標推進のために

第1節 まちづくり目標推進のために	20
-------------------	----

第3部 後期基本計画

第1章 健やかな成長と人間力をのばせるまち

第1節 大切な命を社会全体で守り育むまちづくり	26
第2節 生きる力を育むまちづくり	32
第3節 生涯にわたって学べるまちづくり	38
第4節 心豊かな市民文化を育むまちづくり	42
第5節 スポーツを楽しみ、活力ある人を育むまちづくり	44
第6節 人権を尊重するまちづくり	46

第2章 みんなが安心して暮らせる絆のあるまち

第1節 健康に暮らせる環境づくり	48
第2節 互いに支え合う社会参加のまちづくり	52
第3節 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	54
第4節 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり	58
第5節 社会保障制度の円滑な運営と制度の安定したまちづくり	60

第3章 市民とともにつくる安全なまち	
第1節 安全と安らぎのあるまちづくり	64
第2節 市民が一体となった災害に強いまちづくり	70
第4章 未来を支える産業の活性化と環境にやさしいまち	
第1節 安心して働けるまちづくり	74
第2節 未来を支えるまちづくり	78
第3節 環境にやさしいまちづくり	86
第5章 自然と共生した快適に定住できるまち	
第1節 自然と調和し快適に暮らせるまちづくり	94
第2節 交通・情報網の充実したまちづくり	102
第6章 まちづくり目標推進のために	
第1節 まちづくり目標推進のために	106

資料編

第1章 相生市の現状	
第1節 相生市の概要	118
第2節 相生市の動向	119
第2章 社会潮流	
第1節 社会情勢	124
第3章 市民の意向	
第1節 市民アンケート結果	126
第4章 その他	
第1節 めざす項目の説明	132
第2節 用語解説	138
第3節 その他	142

市民参加による協働の計画づくり（H20 策定時）

第1章 市民参加による協働の計画づくり	
第1節 市民会議の取り組み経緯	146
第2節 市民会議メンバー	147
第3節 SWOT 分析とは	147
第4節 SWOT 分析により導き出したアイデア	148

第1部 序論

第1章 総合計画の趣旨



第1章 総合計画の趣旨

第1節 計画策定の目的

前総合計画は、平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする本市の行政運営の指針として重要な役割を果たしてきました。

この間、人口減少社会の到来、経済情勢の急速な変化や社会の成熟化の進展に伴い、市民に最も身近な基礎自治体においては、住民ニーズの多様化・高度化に対応した行政サービスの提供と地方分権時代に対応した行政の仕組みづくりが求められてきました。

一方、自治体の財政状況は、景気の低迷に起因する税収の減少、三位一体の改革に代表される国の行財政改革により、年々厳しさを増しています。

このような状況のなかでは、市が積極的な行財政改革を行うことはもとより、市民、事業者、各種団体などと市がそれぞれの役

割に応じ、自治を行うものとして自覚し行動する、すなわち協働による「新たな公」を実現することが必要です。

また、これまでの行政運営のように行政資源を均一的に配分する「あれもこれも」という考え方から、効果的で効率的に運営を行う「選択と集中」を行い、自治体を「経営する」という考え方のもと、それぞれの責任と権限に基づいた自主的で自立的な地域経営を行っていくことにより、個性を活かした特色あるまちづくりを推進し、生活の質の向上を図ることが重要です。

本計画は、これまで策定された総合計画を踏まえ、次の時代にふさわしいまちづくりの指針として本市の目指すべき将来像と、これを実現するための施策の方向性を示すものです。

第2節 計画の役割と構成

1 総合計画の役割

総合計画は、市政運営の指針となるもので、まちづくりの基本的な方向と施策・事業を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、分野別計画がより効果的に機能するよう連動性を高めるとともに、地方分権時代にふさわしい自治体経営を進めるためのものです。

また、市民、事業者、各種団体などに本市が進むべき方向を示し、その諸活動を導くための指針となるべきものです。



2 総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、市のあらゆる分野別計画の最上位に位置づけるもので、本市のまちづくりの基本目標を定め、目標を達成する基本的な考え方を施策の大綱として示すものです。

計画期間は、長期的な展望を踏まえ、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想の実現を図るため必要となる基本的施策と目指す指標を体系

ごとに示すものです。

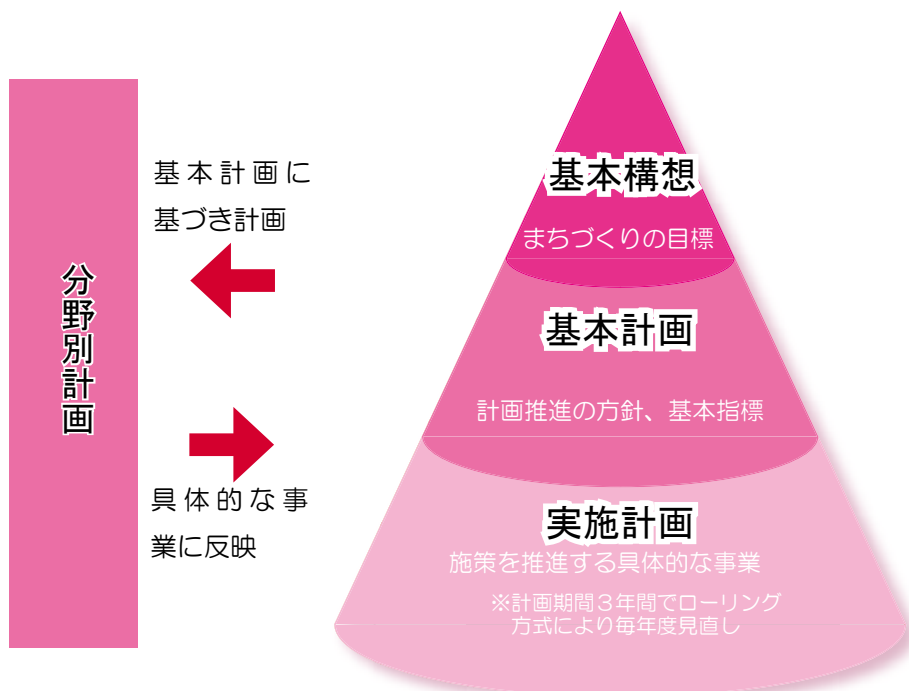
計画期間は、急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応するため、前期を平成23年度から平成27年度までの5年間、後期を平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画において定められた目標を達成するための事業の優先度や財源との整合などを考え合わせ、具体的な事業の内容を明らかにするもので、予算編成及び事業実施の指針となるものです。

計画期間は、3年間として別途策定し、ローリング方式により毎年度、見直しを行います。

《総合計画のしくみ》



年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想	←-----→									
基本計画	←-----→					←-----→				
実施計画	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→

第2部 基本構想

第1章

まちづくりの目標

第2章

施策の大綱（まちづくり目標）

第3章

まちづくり目標推進のために



第1章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの基本理念

人口減少社会の到来や経済のグローバル化など社会構造が大きく変化する時代においては、経済、社会、環境などさまざまな面から持続可能な地域経営が求められ、これまでの成長志向に基づく取り組みを見直すとともに、相生市の地域資源を活かし、育み、次世代に継承していく必要があります。

本市のまちづくりの基本理念は「人間尊重」です。人と人の絆がつながり、住んでいる人がお互いを尊重するとともに、人と自然の共生を通じて、ふるさとに愛着を持って安心して生活できるようにすることです。

そのためには、海・山に恵まれた自然と

都市機能を活かしながら、多様な地域の特性を大切に魅力ある都市づくりを目指します。

そして、さまざまな分野において、市民と行政のパートナーシップのもと、市民が主体となったまちづくりを大切にします。



第2節 相生市の将来像



いのち輝き
絆でつなぐ
あいのまち

人と人とのつながりが希薄化していく今、地域住民の絆をつなぎ、相手を思いやる気持ちを持ちながら、いきいきと生活できることが大切です。

そのために、恵まれた自然と都市機能を活かしながら、教育、福祉、環境分野など

の取り組みが充実したまちづくりを推進し、豊かな自然環境や地域産業など、本市の持っている資源をより豊かなものにし、未来の世代に引き継ぐ、持続可能な定住性の高いまちづくりを目指すものです。

第3節 目標とする人口

我が国の人口は、平成17年に初めて死亡者数が出生者数を上回り、人口減少社会が到来しました。大都市を除けば、ほぼ全国的に共通した現象で、地方の中小都市にあっては、その減少率は大きくなっています。

本市においても、平成17年に約3.2万人であった人口は、コーホート要因法を用いた人口推計では、平成32年には約2.7万人となると見込まれ、本市が魅力あ

る都市づくりを目指すためには一定の人口確保が必要です。

このため、本計画の推進により、便利で快適な都市基盤を構築するとともに、安全で豊かな人間関係のうえに成り立つ安心して暮らせる定住性の高いまちづくりを行い、目標年度である平成32年度においても、現状の人口規模である3.2万人を維持することを目標とします。

第4節 まちづくりの基本目標



第5節 都市空間形成の基本方向

土地利用ゾーン

【みどりのゾーン】

良好な自然環境と歴史・文化を、環境学習・生涯学習・健康づくりの場として活用するとともに、自然との調和を保ちつつ、一定の開発を計画的かつ適正に誘導し、地域の活性化を図ります。

【まちのゾーン】

計画的な都市施設整備、オープンスペースの確保などにより、快適な住環境や良好な市街地形成を図ります。

また、JR相生駅から市役所周辺に商業、サービス機能や文化機能を集積し、にぎわいと交流のある中心市街地の形成を図ります。

【海のゾーン】

相生湾の保全に努めるとともに、海洋レクリエーション活動を通じて、青少年の健全育成の場や環境学習・健康づくり・市民のいこいの場としての活用を図ります。

また、水産業の場として活用するとともに、既存企業の共存のもと遊休地の活用を図ります。

都市軸

【南北交流軸】

海・都市・農村の相互交流、播磨科学公園都市との連携軸

【東西交流軸】

商業業務や沿道サービス、交流人口の拡大などの広域連携軸

交流拠点

【自然と歴史を活かした交流拠点】

豊かなみどりを活かした世代間交流施設として、国史跡感状山城跡、羅漢の里やふるさと交流館とネットワークを形成し、一帯を相生の自然・環境教育、歴史学習、郷土を愛する心の醸成の場として活用します。

【都市核・アクセス拠点】

JR相生駅周辺地区において、播磨科学公園都市の南の玄関口として本市の顔にふさわしい商業、サービス業などの集積や魅力ある景観形成を図り、新しい都市核として整備します。

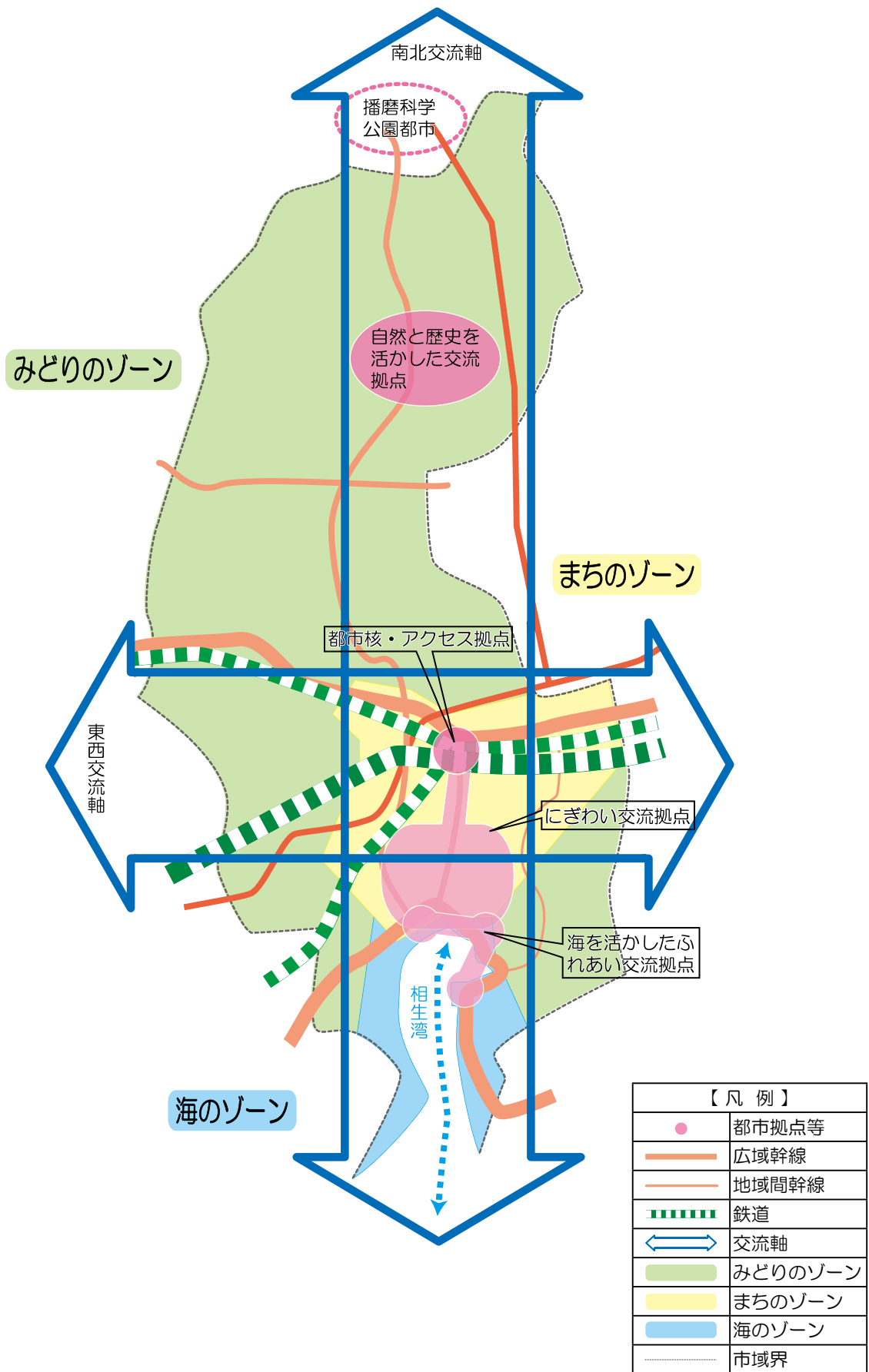
【にぎわい交流拠点】

総合福祉会館・保健センターと連携した健康・福祉・交流の拠点づくりや、買い物の利便性の向上とともに、ふれあいの場として魅力ある商店街の環境づくりに努め、子どもや高齢者、障害のある人も安心して便利に生活でき、多様な市民の交流が生みだされるにぎわい交流拠点を形成します。

【海を活かしたふれあい交流拠点】

道の駅・海の駅あいおい白龍城、ペーロン護岸、相生港埋立地、市立水産物市場、環境交流ハウスにかけて、海洋レクリエーションや海を守るための体験的学習など、地域間、世代間で交流できるふれあい交流拠点を形成します。

【将来構想図】



第2章 施策の大綱（まちづくり目標）

本市の将来像を実現するため、次の5つのまちづくり目標を設定し、計画を総合的、体系的に推進していきます。

第1節 健やかな成長と人間力をのばせるまち

子育て・教育

少子化や核家族化の進展、コミュニティの希薄化、格差社会の拡大などの諸要因によって、本来、家庭や地域が持っていた教育力や子育て力が低下し、子どもたちの学ぶ意欲や規範意識、道徳心の低下などにつながっていることが懸念されます。

社会が複雑化し、大きく変化する時代のなかで生きていくためには、知識や技術を備えるとともに、郷土への愛着心や互いに思いやる気持ちなど心豊かな人づくりが重要です。

このようなことから、海や山の豊かな自然環境のもと、全ての子どもが、虐待や差別を受けることなく、いきいきと生活し健全に成長できる環境を整えます。

また、子どもの学力の充実・向上を図るとともに、命の大切さを実感させる指導の充実に努め、生きる力を培うなど、社会の一員としての基礎を育む教育を進めるため、家庭、地域及び学校・園が一体となった子育て・教育体制の充実を図ります。

市民一人ひとりの各年代に応じ、自主的、自発的な学習・文化・スポーツ活動に応えるための場や仕組みづくりの充実を図り、互いに尊重しあい、生涯にわたって豊かな人生が送れるまちづくりを進めます。

これらにより、市民一人ひとりが学び、育ち、互いに高め合い、地域の未来に希望と夢をつなぐ人づくりを推進するまちを目指します。



第2節 みんなが安心して暮らせる絆のあるまち

健康・福祉

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有しており、このことは基本的人権の一つとして憲法が保障するものです。これまでは、様々な事情から支援を必要とする市民の生活を、国や地方自治体による社会保障をはじめとしたセーフティーネットと、地域社会の助け合いにより支えてきました。

しかし、核家族化や体を動かす機会の減少などライフスタイルの変化により、健康や福祉に関するニーズも多様化するとともに、地域におけるコミュニティの変化や市民相互の支え合いの意識の希薄化とあいまって、公的支援を必要とする市民が増加する傾向にあります。

さらに、急速に進展する高齢化と制度を支える労働人口の減少から、国の社会保障制度は揺らいでおり、こうした国家レベル

での課題を受け止めつつ、地域全体でいかに地域の福祉を支えていくかを考えていく必要があります。

このようなことから、保険、医療、福祉に加え、雇用対策、子育て、教育などとの総合的な連携により、予防や自立を重視した取り組みを強化するとともに、市民相互の支え合いを大切にする意識を醸成し、行政や地域住民、ボランティア、NPO、その他すべての関係者がみんなで支え合うシステムの構築により、市民福祉の向上を目指します。

また、国や県の社会保障制度の的確な運用と、地域社会の自助・互助・共助・公助の適切な組み合わせにより地域福祉の向上を図り、地域全体でみんなの健やかな生活を支え合うまちを目指します。



第3節 市民とともにつくる安全なまち

消防・防災・消費生活

異常気象に伴う局地的な豪雨や洪水、地震による災害など市民の生命や財産の損失などが懸念されます。

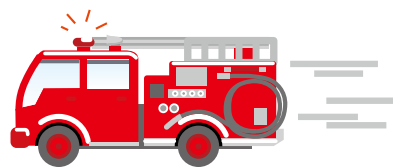
さらに、情報通信サービスの利用拡大や交通の広域化が進み、利便性が高まる一方で、表示偽装、インターネットなどによる犯罪の質や形態が多様化するなど、これまでにない課題が生じています。

このようなことから、日常生活において誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現のため、災害に強いまちづくりや消防・救

急体制の充実など、行政機関の取り組みはもとより、企業、地域や市民が連携し、一体となって、防災力の向上や防犯体制の整備を行います。

また、安心して豊かな消費生活を営めるように、情報提供や啓発、消費者の保護や安全対策を行い、自立した消費者の育成と被害の防止に努め、安全な地域社会づくりを進めます。

これらにより、安全で安心して暮らせるまちを目指します。



第4節 未来を支える産業の活性化と環境にやさしいまち

産業・環境

経済のグローバル化など社会経済情勢の変化は、地域産業の構造上の特性とも重なり、地域経済に深刻な影響を及ぼしています。これらの産業の縮小傾向は人口減少とあいまって市内消費の縮小を招き、地域経済へ多大な影響を及ぼします。

地域経済が活力を維持し、市民の営みを支えていくためには、産業の活性化や市外からの消費需要の拡大など、地域経済を循環させていくことが必要です。

このようなことから、市内の既存産業の振興はもとより、陸路・鉄路・海路の交通の要衝である利点を活かした新たな産業の誘導を行い、更には特産品の生産や販路拡大、交流人口の増加による産業の振興を図ります。

また、企業などで求められる人材育成や就業支援などを通じて、地元での安定的な雇用促進のための支援を行います。

これらにより、社会経済情勢の変動に対応できる産業の育成と支援を行い、その産業が地域に活力を生み出し、市民の営みを支えていくまちを目指します。

産業技術の発展・向上と大量消費社会は、私たちに物質的豊かさと生活の利便性をもたらしましたが、その一方で、自然環境の破壊などの環境問題について、国際的な意識の高まりのなか、行政、事業者、個人など様々な活動において環境に配慮した取り組みが求められています。

このようなことから、豊かな恵みをもたらしてくれる自然と共生しながら、将来にわたり安心して暮らせる環境づくりのため、ごみの減量化と廃棄物の適正処理、地球温暖化防止対策や自然環境の保全など、環境負荷低減の取り組みを推進し、人と自然が共生する持続可能なまちづくりを進め、次世代に引き継いでいきます。



第5節 自然と共生した快適に定住できるまち

都市整備

戦後、日本は高度経済成長を遂げ、先進国と言われるまでに発展しました。その間の経済成長と人口増加を背景に、需要対応型の都市基盤整備を進めてきました。

しかし、少子高齢化の進展は人口構成を大きく変化させ、我が国は平成17年を境に死亡者数が出生者数を上回る人口減少社会に突入しました。この現象は、本市においても例外ではなく、これを事実として受け止めたうえで、流入人口の増加及び定住化の取り組みを推進していくことが必要です。

このようなことから、ストックマネジメントの考え方を基本とし、生活道路、上下

水道、情報通信基盤など、既存の社会資本を最大限に活用し、計画的に整備・更新することによって、市民生活の利便性を確保し、かつ社会資本の維持整備効率の高い、まちづくりを推進します。

また、播磨科学公園都市の玄関口であることや、陸路・鉄道・海路の交通の要衝である利点を活かした、利便性が高く魅力のあるまちづくりを進めます。

これらにより、都市基盤が整備され、自然と共生した魅力的な空間を形成し、定住性の高いまちを目指します。



第3章 まちづくり目標推進のために

第1節 まちづくり目標推進のために

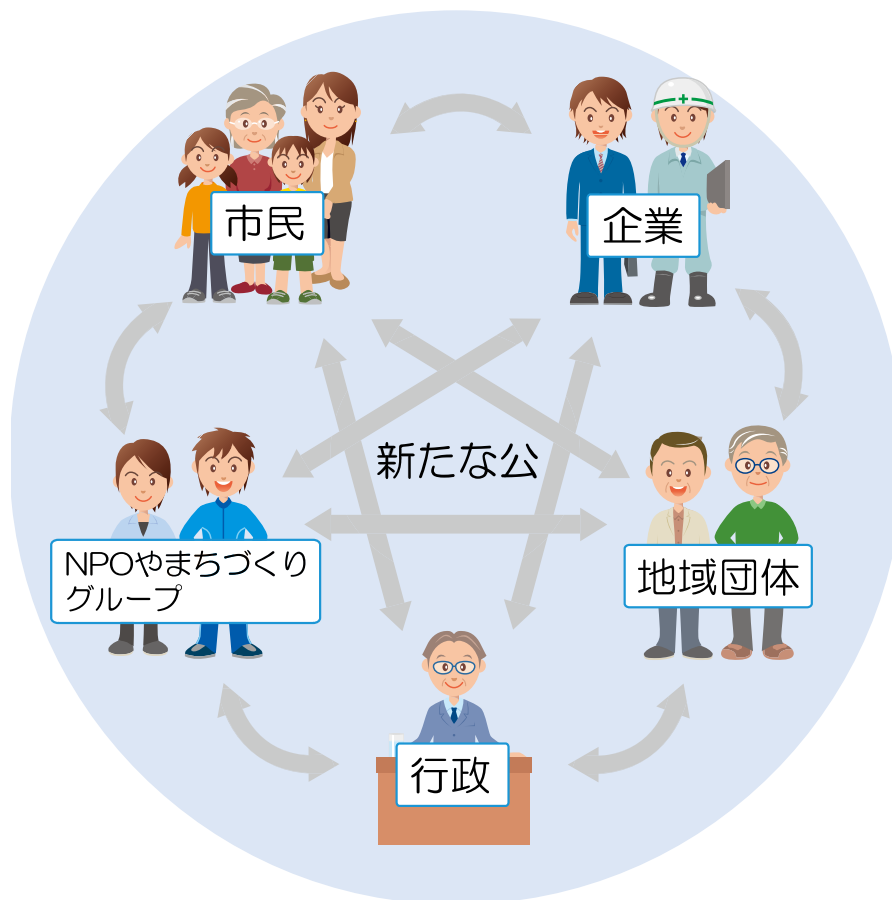
1 「新たな公」のまちづくり

成熟社会・人口減少社会を迎え地方分権が進展するなか、市民の暮らしに対するニーズはますます多様化・高度化しています。これに対応し、先に示したまちづくりの目標を効果的、効率的に実現していくためには、行政だけでは必ずしも対応しきれない領域が生じています。

地域のニーズが多様化する社会において、行政だけでなく意欲と能力を備えた多様な主体が地域経営の担い手となる、「新たな公」として新たに公共的な役割を担っていくことが求められています。

この「新たな公」による考え方で、地域課題や社会的課題の解決をしていくとともに、参加者の自己実現や地域経済の活性化、社会的コストの軽減などのため、目的を共有して、相互に連携・協力しながら継続して取り組む参画と協働の地域づくりが必要です。

このため、地域を支える自治会などの活性化を図るとともに、NPOやまちづくりグループ、企業の社会的活動など民間主体のネットワーク化による相互連携を促進します。



2 市民・行政の役割

「新たな公」の一員として、行政は、専門的役割や分野はもとより、参画と協働を基礎とした自治を推進するため、説明責任の徹底、積極的な行政情報の公開と提供により透明性の向上を図るとともに、多様な主体の活動や相互連携を支援します。

また、地方分権の進展に伴い、増大する事務に効率的に対応するためにも、周辺市町との密接な連携による、広域的な取り組みで課題を解決していきます。

さらに、経営の視点から地域における資源を最大限活用し、事業の点検と、施策の優先順位付けを行うなど、「選択と集中」により、時代の変化に柔軟かつ機動的に対応できる、効率的で開かれた自治体を目指します。

一方、地域社会においては、少子高齢化やライフスタイルの変化などから、コミュニティが希薄となり、地域力が低下してい

ます。

このため、自治の主体は市民であることを再確認し、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、互いに助け合い、共に責任を担い合って、自治会などの地域のコミュニティ活動に主体的に関わることや積極的にまちづくりや市政に参加することで、市民の力がまちづくりに活かされ、市民自治が更に育まれることを目指します。



3 計画の推進

この計画を推進するために、多様な主体と連携し、市民参加によるまちづくりを促進し、多様化・高度化する行政需要に対して、行政経営の視点で、施策の優先順位を付け、事業の点検と見直しを行い、行政事務の簡素化・効率化を図ります。組織面では、機能的な行政体制、職員の能力開発、意識改革など長期的に継続して行政改革に取り組

み、効果的、効率的な行政運営を行うとともに、課題によっては広域的な取り組みを行います。

また、総合計画を実効性の高いものとするため、施策の達成度を計る指標（めざそう値※）を設定し、計画の進行管理を行います。



※めざそう値とは

達成度を計る指標として、各施策に「めざそう値」を明示しています。

「めざそう値」には参加者数や整備率など事業実施により得られる結果を指標として用いたものと、市民アンケート調査（行政活動に対して市民がどう思っているかなど）の結果を指標としているものがあります。なお、アンケート調査結果は社会情勢に大きく影響される場合があります。

項目の説明は資料編内 P132 を参照ください。

項目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)

めざす項目

限定時

見直し時

第3部 後期基本計画

- 第1章 健やかな成長と 人間力をのばせるまち
- 第2章 みんなが安心して 暮らせる絆のあるまち
- 第3章 市民とともにつくる安全なまち
- 第4章 未来を支える産業の活性化と 環境にやさしいまち
- 第5章 自然と共生した 快適に定住できるまち
- 第6章 まちづくり目標推進のために

子育て・教育

健康・福祉

消費生活
消防・防災

産業・環境

都市整備

まちづくり目標
推進のために

【基本計画の誌面構成】

目指すまちのイメージを表現しています。

目指すまちの姿と、方向性についてまとめています。

まちの現状と課題をまとめています。

基本方針

現状と課題

項目	10/1(2018)	10/1(2021)	10/1(2024)目標
総人口	235,000人	210,750人	225,000人+
子育て世代(0歳未満～小学生)の割合	54.3%	49.2%	45%+

目指すまちづくりの目安となる指標(めざそう値)を設定しています。
※H21欄の()書きの年は、数値が把握できた直近の年を記載し、表中の※は、後期計画で修正した内容を示しています。

目指すまちづくりのための具体的な取り組みについて説明しています。

(26)

(27)

いのち輝き絆でつなぐあいのまち

第1章（子育て・教育）
健やかな成長と
人間力をのばせるまち

第1節 大切な命を社会全体で
守り育むまちづくり

第2節 生きる力を育むまちづくり

第3節 生涯にわたって学べるまちづくり

第4節 心豊かな市民文化を育むまちづくり

第5節 スポーツを楽しみ、
活力ある人を育むまちづくり

第6節 人権を尊重するまちづくり

第2章（健康・福祉）
みんなが安心して
暮らせる絆のあるまち

第1節 健康に暮らせる環境づくり

第2節 互いに支え合う
社会参加のまちづくり

第3節 高齢者がいきいきと
暮らせるまちづくり

第4節 障害のある人が安心して
暮らせるまちづくり

第5節 社会保障制度の円滑な運営と
制度の安定したまちづくり

第3章（消防・防災・消費生活）
市民とともにつくる
安全なまち

第1節 安全と安らぎのあるまちづくり

第2節 市民が一体となった
災害に強いまちづくり

第4章（産業・環境）
未来を支える
産業の活性化と
環境にやさしいまち

第1節 安心して働けるまちづくり

第2節 未来を支えるまちづくり

第3節 環境にやさしいまちづくり

第5章（都市整備）
自然と共生した
快適に定住できるまち

第1節 自然と調和し
快適に暮らせるまちづくり

第2節 交通・情報網の充実したまちづくり

第6章
まちづくり目標
推進のために

第1節 まちづくり目標推進のために

	1 子どもを産み、育てやすい環境をつくる (P26)
	2 子育てと仕事が両立できるよう支援する (P28)
	3 援助が必要な子どもと家庭を支援する (P30)
	1 家庭・地域・学校が連携し健康な子どもを育てる (P32)
	2 たくましい人を育てる教育を推進する (P34)
	3 安心して学べる教育環境をつくる (P36)
	1 いつでもどこでも学べる環境をつくる (P38)
	2 地域で青少年健全育成の環境をつくる (P40)
	1 文化に触れ、参画できる環境をつくる (P42)
	1 誰もが気軽にスポーツライフを楽しむ (P44)
	1 人権を尊重し、みんなで生きる社会をつくる (P46)
	1 地域医療の充実を図る (P48)
	2 健康づくりと予防対策を推進する (P50)
	1 地域福祉活動を支援する (P52)
	1 高齢者の生きがいづくりと社会参加を推進する (P54)
	2 高齢者が安心して暮らせるよう支援する (P56)
	1 障害のある人の社会参加と自立した生活を支援する (P58)
	1 社会保障制度の安定した運営を図る (P60)
	2 生活困窮者への的確な援護と自立を支援する (P62)
	1 事故のない安全なまちをめざす (P64)
	2 安心して消費生活が送れるまちをめざす (P66)
	3 犯罪のない安全なまちをめざす (P68)
	1 災害に対する防災対策を強化する (P70)
	2 消防体制の充実、強化を図る (P72)
	1 特色ある産業を支援する (P74)
	2 就労環境の充実を図る (P76)
	1 農林水産業の振興を図る (P78)
	2 商業・サービス業の活性化を図る (P80)
	3 観光の振興を図る (P82)
	4 地域に根ざした工業の強化を図る (P84)
	1 美しい自然環境を保全し、活用する (P86)
	2 地球温暖化防止に向けた循環型社会を推進する (P88)
	3 クリーンなまちづくりを推進する (P90)
	4 斎場・墓地の適正な管理に努める (P92)
	1 秩序あるまちづくりを推進する (P94)
	2 上・下水道の整備、維持を図る (P96)
	3 港湾の有効活用と河川環境を保全する (P98)
	4 相生の特性を活かす景観と緑化を推進する (P100)
	1 道路網を整備する (P102)
	2 公共交通と情報通信の利便性の向上を図る (P104)
	1 市民力あふれるまちをめざす (P106)
	2 情報提供の充実を図る (P108)
	3 改革に挑戦する市役所をつくる (P110)
	4 効率的で効果的な組織体制を図る (P112)
	5 財政の健全化を図る (P114)



第1節

大切な命を社会全体で守り育むまちづくり

子どもを産み、育てやすい環境をつくる



基本方針

家庭や地域で安心し、ゆとりを持って、楽しく子育てできるように、行事などの情報提供や相談体制の充実を図るとともに、保護者が互いに交流できる場と機会の提供を行い、子育てする方の仲間づくりの支援や子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

また、地域の人と交流する機会を増やすなど、地域社会全体で子育てをする環境をつくります。

さらに、子どもを安心して産み育てられるよう、母子の健康保持などの体制の充実を図ります。

現状と課題

子育ての基本は家庭であることは言うまでもありませんが、少子化や核家族化の進展や地域コミュニティが希薄化するなかで、家庭での育児不安やストレスに悩む保護者が増加し、様々なトラブルが発生し、その対応が求められています。

また、家庭だけでなく、地域で子ども

を守り育てていく社会づくりが求められています。

さらに、出産を迎える母親の不安解消や妊娠・出産のための健康確保とともに、子どもの病気やケガに対する不安を少しでも解消するため、産科や小児科の医療体制の整備が求められています。

めざそう値

項目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
地域子育て支援拠点の利用者数	23,500人	21,075人	22,200人※
子育てに関して不安感や負担感などを感じる割合	54.3% <small>(H20 次世代育成支援行動計画アンケート)</small>	49.2% <small>(H25 子ども・子育て支援に係る二週調査)</small>	45%※

取り組み事項

○育児相談・情報提供体制を充実する

子育て情報が簡単に手に入り、子育て支援サービスをうまく活用できるような情報の提供に努めます。

また、子育てについて、気軽に相談できる相

【主な事業】 地域子育て支援拠点事業、子育て学習活動推進事業

談・指導體制を充実し、育児不安の解消を図るとともに、子育てを自ら学ぶための、子育て講座や講習などを実施します。

○子育て支援サービスを充実する

育児をしている保護者が気軽に悩みを共有できる子育ての仲間をつくり、心理的な負担が軽減されるよう拠点を整備し、すべての子育て家庭が必要な支援を受けられるようサービスの充実を図るとともに、閉じこもりがちな保護者へ

【主な事業】 乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業、母子家庭等医療費給付事業、育児健康支援事業、ファミリーサポートセンター事業、一時預かり事業、妊婦健康診査費補助事業、妊婦外出支援事業

の働きかけをします。

また、ゆとりを持って子育てができるよう医療費や妊婦健康診査の助成などを通じて、経済的負担の軽減を図ります。

○子育て支援ネットワークを充実する

地域社会全体で子育てを支えていくために、民生児童委員などの活動を地域住民に周知し、連携を深めます。

【主な事業】 地域子育て支援拠点事業、地域子育てネットワーク事業、地域交流活動事業

また、保育所などの公共施設において、交流事業などを推進します。

○母子保健対策を充実する

妊娠から出産、更に子どもの発育・発達段階に応じて、健康診査の充実や訪問指導、予防接種の推進、思春期の保健対策を整備するなど、

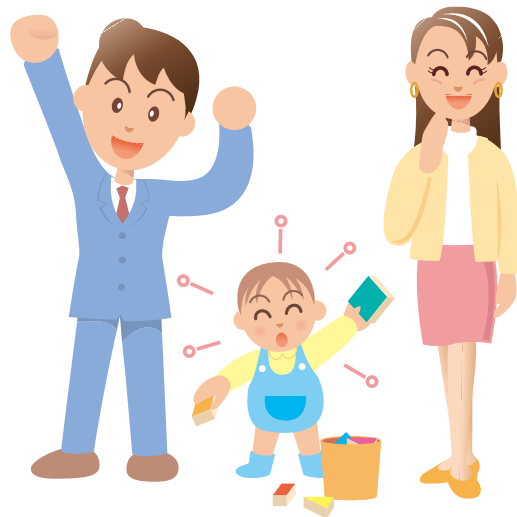
【主な事業】 妊婦健康診査費補助事業、妊産婦・乳幼児訪問指導事業、乳幼児健康診査事業、予防接種事業、小児科病院群輪番制運営事業

効果的に事業を行うとともに、小児医療の体制について検討を行います。

第1節

大切な命を社会全体で守り育むまちづくり

子育てと仕事が両立できるように支援する



基本方針

子どもを持つ保護者が不安なく子育てと仕事を両立できるよう、保育需要に応じて安心して預けられるサービスの充実を図るとともに、職場復帰や再就職に向けた支援や男女の固定的な役割分担意識の解消と、仕事場や地域の人々の理解を

深める取り組みを行います。

また、老朽化する保育施設の整備を検討するとともに、少子化に伴う教育との連携を図りつつ、就学前の子どもの保育・教育のあり方の検討を行います。

現状と課題

女性の社会進出の進展や就労形態の変化などにより、保育に対するニーズはますます高まり、多様化しています。男女が平等に活躍でき、子育てと仕事が両立できる社会の実現のため、子ども・子育て支援新制度を基本とし、認定子ども園の普及を進めるとともに、子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の

ニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる必要があります。

また、老朽化する保育施設や少子化に伴い、幼児教育との連携による就学前の子どもの保育・教育のあり方を検討し、質の高い保育・教育を総合的に提供することが求められます。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
25歳から44歳の女性の就業率	63.44% (H17)	63.01% (H24)	73% ※ (H32)
保育などの子育てサービスを提供している割合	16.16%	18.91%	26% ※

めざそう値項目「25歳から44歳の女性の就業率」の各年欄中の（）書きの年次は、国の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の目標年次とします。

取り組み事項

○多様な保育サービスの充実を図る

仕事をしながら子育てをしている保護者が安心して働けるよう、また、子どもが安全に過ごせるよう、保護者のニーズの把握に努め、多様

な保育サービスを実施するとともに、病児・病後児保育事業の整備を進めます。

【主な事業】 保育対策等促進事業、一時預かり事業、放課後児童保育事業

○就労環境を整備する

仕事と生活の調和の実現に向け、仕事場や地域住民の理解を促進するため、関係機関と連携を図りながら、広報・啓発に努めるとともに、

育児休業取得後の職場復帰などを支援するため、就職に関する講座や研修会などを実施します。

○保育所などの整備計画の検討を行う

保育施設などの老朽化や少子化などにより、幼児教育との連携による就学前保育のあり方を

検討し、保育需要に応じた保育所の整備計画を検討します。

【主な事業】 保育環境の整備、保育所維持管理事業

第1節

大切な命を社会全体で守り育むまちづくり

援助が必要な子どもと家庭を支援する



基本方針

すべての子どもの健全な心身の成長を促していくために、児童虐待発生の予防から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援をするための対策や体制づ

くり、環境づくりを行います。

また、ひとり親家庭に対しては、経済的支援や就業支援を通じて、生活の安定と自立を図ります。

現状と課題

子どもを取り巻く環境は、虐待、いじめ、犯罪など子どもの権利が侵害される様々な行為が発生しています。

そのため、子どもへの虐待を防止し、発生の予防から早期発見、早期対応など、総合的な支援が必要です。

また、家庭を取り巻く環境は地域社会の変容とともに、著しく変化しており、

ひとり親家庭では、経済的、精神的にも様々な悩みを抱えながら生活をしている場合が多くなっています。

そうしたなか、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図っていくため、就業支援など自立に向けた支援のほか、きめ細やかなサービスの展開が必要です。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
子どもを地域全体で見守っていると感じる人の割合	68.0% (H22)	78.6%	80%
児童扶養手当の一部支給者の割合	43.3%	43.0%	50%

取り組み事項

○子どもへの虐待防止対策を推進する

母子保健活動や乳児家庭訪問事業を通じ、支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、虐待の早期発見のため地域住民に対して通

報義務の周知や民生児童委員などと連携を図りながら問題解決を図ります。

【主な事業】 こんにちは赤ちゃん事業、子育て家庭支援訪問事業、要保護児童対策事業、家庭児童相談室運営事業

○ひとり親家庭の自立支援をする

子育て生活支援や就業支援、養育費の確保のための経済的支援について総合的な対策に努め

るとともに、積極的な情報の提供を行います。

【主な事業】 母子・父子自立支援員活動、母子家庭自立支援等給付金事業

第2節 生きる力を育むまちづくり

家庭・地域・学校が連携し健康な子どもを育てる



基本方針

次代を担う子どもが、心豊かにたくましく成長することはみんなの願いです。

学校と家庭、地域、関係団体など地域社会が一体となって取り組めるよう、地域に開かれた特色ある学校づくりなどの体制を整備し、学校・家庭・地域のつな

がりの強化と教育力の向上を図ります。

また、子どもたちが健康に成長できるよう、給食の充実を図り、家庭、学校、幼稚園、保育所などが一体となって食育を推進します。

現状と課題

少子化や核家族化が進展し、子どもが世代を超えてふれあう機会が減少しているなど、地域社会での人間関係が希薄化しており、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。

そのため、地域において様々な経験を積むことができる場や可能性を発揮できる場をつくる必要があります。

「地域の子どもは地域で育てる」気運をより一層醸成することが重要になってきており、家庭・地域・学校が相互に連携して、健康な子どもを育てることに取り組むことが強く求められています。

また、若い世代の食生活の乱れが顕著になっているため、保護者を含めた食育の必要性も高まっています。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
子どもの教育について家庭・地域・学校の連携が十分であると思う人の割合	28.6% <small>(H20 総合計画アンケート)</small>	36.8% <small>(H26 総合計画アンケート)</small>	70%
学校行事などへの保護者・地域住民の参加者の割合	65.25%	93.1%	95% ※

取り組み事項

○家庭・地域・学校の連携を深める

総合的な学習の時間などを活用し、地域の人材を活かした子どもへの幅広い体験学習を行います。

また、市内事業所やボランティア団体など地

【主な事業】 地域における体験活動、創意ある学校園づくり推進事業、学校支援ボランティアの育成

域住民と連携した学校支援が、今後ますます必要となることから、体験活動などの場の確保とボランティア活動への積極的な参加を促すとともに、学校情報の積極的な発信に努めます。

○家庭・地域の教育力の向上を図る

学校での道徳教育はもちろんのこと、保護者の道徳意識を高め、家族とのふれあいを大切に、人を思いやる心や感動する心を持った子どもの育成に資するよう、家族・地域の教育力の

【主な事業】 地域における体験活動、オープンスクールの実施、小中一貫教育推進事業

向上を図ります。

また、幼・小・中学校、家庭・地域、それぞれのつながりを活かしながら、小中一貫教育を進めます。

○学校給食の充実と食育の推進を図る

幼・小・中学校での食に関する指導や給食の充実を図り、食育の推進と食生活や食文化に対

【主な事業】 学校給食における地産地消の推進、給食費の無料化、わくわくふれあい給食事業

する意識を高めます。

第2節 生きる力を育むまちづくり

たくましい人を育てる教育を推進する



基本方針

学校は、未来を担う子どもたちが、確かな学力と豊かな人間性や社会性の基礎を身につけるところです。一人ひとりの子どもの学ぶ意欲を大切にし、自ら学び、自ら考え、活用することができるように、質の高い教育を目指します。

教育振興基本計画に基づき、学力の向

上を図るとともに、一人ひとりを大切にする豊かな心の育成と、たくましい体づくりを目指します。

また、高等教育においては、個性を活かし、主体性を持って学ぶことができるよう、多様な教育環境づくりを推進します。

現状と課題

社会環境の変化に伴い、教育ニーズは多様化、複雑化しているとともに、大人社会における規範意識の低下や基本的生活習慣の乱れなどの影響を受け、子ども自身の学ぶ意欲や運動能力の低下、道徳心や規範意識が十分に育まれていないことが社会問題となっています。

このようななかであって、誰もが意欲を持って学び、一人ひとりの個性や能力を伸ばしていくため、特色ある学校運営を目指していく必要があります。

また、急速に進展する国際化や高度情報化に対応した人材の育成が求められます。

めざそう値

項目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
国語、算数・数学などの学力の全国平均値との比較	上位 <small>(小学生)</small>	上位 <small>(小学生)</small>	上位 <small>(小学生)</small>
	上位 <small>(中学生)</small>	上位 <small>(中学生)</small>	上位 <small>(中学生)</small>
体力・運動能力テストの全国平均値との比較(小学5年生・中学2年生の体力合計点)※	やや下位 <small>(小5男子)</small>	やや下位 <small>(小5男子)</small>	上位 <small>(小5男子)</small>
	上位 <small>(小5女子)</small>	上位 <small>(小5女子)</small>	上位 <small>(小5女子)</small>
	やや下位 <small>(中2男子)</small>	やや下位 <small>(中2男子)</small>	上位 <small>(中2男子)</small>
	上位 <small>(中2女子)</small>	上位 <small>(中2女子)</small>	上位 <small>(中2女子)</small>
看護師国家試験の合格率	100%	100%	100%

取り組み事項

○確かな学力の定着を図る

子どもの学び意欲を大切に、基礎・基本の確かな定着を図るために、漢字・計算の反復練習や読書活動の取り組みを進めます。

また、教育活動全体で言語活動の充実のための取り組みを推進するとともに、特別支援教育

のより一層の充実を図ります。

さらに、外国人英語指導助手と連携した小学校英語活動の推進及びコンピュータなどIT環境を活用した授業を積極的に行うなど、情報教育の推進を図ります。

【主な事業】 ぐんぐん学力アップ事業、ワンピース・イングリッシュ・AIOI事業、相生っ子学び塾事業

○豊かな心の育成を図る

自然学校やトライやる・ウィークなどの体験学習を通じて、生きる力を育むとともに、全ての学校・園において人権教育を推進します。

また、学校生活に馴染めない子どもやその保護者への相談と支援の充実に努めます。

【主な事業】 自然学校、トライやる・ウィーク、中学生パーロン大会、適応教室事業

○健やかでたくましい体づくりをする

健康診断や体力・運動能力調査などの結果に基づき、自ら意欲的に健康づくりに取り組み、

健康な体づくりを行います。

【主な事業】 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施、ぐんぐん体力アップ事業

○地域医療に貢献できる人を育てる

看護・介護サービスの拡充という、時代の要請に応じた専門性を持った優秀な人材を育成し

ます。

【主な事業】 看護専門学校運営事業

○充実した高等教育の環境づくり

生徒の希望実現に対応した学校運営を推進するため、関係機関に働きかけます。教育特区に基づく通信制単位数制高等学校については、設置

目的が最大限発揮できる運営となるよう、設置認可者として、適切な指導を行います。

【主な事業】 教育特区事業

第2節 生きる力を育むまちづくり

安心して学べる教育環境をつくる



基本方針

子どもが安心して学べる環境をつくるため、小・中学校の適正配置や老朽化した施設の修繕などを計画的に行います。

また、教職員の資質や実践的指導力の向上を図るため、研修体系を構築し、経験や課題別に研修を実施していくとともに

に、自主的な研究やスキルアップの取り組みを充実します。

一方、小学校と幼稚園・保育所の連携を強化するとともに、小中一貫教育を進め、スムーズな進級体制を図ります。

現状と課題

教育の充実のためには、教育の質の向上はもとより、安全性の確保をはじめとし、子どもの漸減する地域については、その教育効果への影響などを考慮し、安全で安心して切磋琢磨できる教育環境の整備が必要です。

そのためには、少子化に伴う小・中学校の適正配置や子どもの育成環境などを検討していくとともに、施設の老朽箇所を修繕するなど、安全対策を実施していく必要があります。

また、教職員は、確かな力量と総合的な人間力が求められていることから、常に向上心を持って学び続け、積極的に研修に取り組むことができる体制づくりが必要です。

一方、就学前の子どもについては、国において幼児教育の無償化と幼保一体化が検討されていることから、その動向を注視しつつ、あり方を検討していく必要があります。

めざそう値

項目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
学校耐震化率	61.54%	92.9%	100%
校内研修に効果があったと思う教職員の割合	70.80%	95.80%	90%

取り組み事項

○教育施設を整備する

老朽化した建物と設備について、公共施設等総合管理計画などを踏まえ、計画的な修繕を行うとともに、少子化に伴う学校の適正規模を実現するために統廃合を検討するなど、総合的、

【主な事業】 幼稚園・小学校・中学校施設整備事業

計画的な整備を行います。

また、廃校となった場合の校地・校舎については、市の総合的な視点で活用方法を検討します。

○教育の機会均等を確保する

経済的に困窮している児童・生徒などに対して、就学援助などの支援を行います。

【主な事業】 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業、特別支援教育就学奨励事業、奨学金事業

○子どものやる気を引き出す教職員を育成する

わかる授業や子ども一人ひとりの持ち味を活かす教育を推進するため、体系的かつ継続的な

【主な事業】 教育研究所における研修講座、校内研修の充実、研究員等による自主研究、OJT（教職員の育成）の推進

研修を実施し、教職員の資質と実践的指導力の向上を図ります。

○子どもの育成環境の充実を図る

保・幼・小・中学校教育の円滑な接続を図るため、中学校区単位での小中一貫教育を実施します。

幼児教育の多様な機会の提供や、市立幼稚園

【主な事業】 保育料軽減事業、預かり保育事業、小中一貫教育推進事業

などの保育料を軽減し、保護者などの継続的負担を支援することにより、幼児教育の充実を図ります。

第3節 生涯にわたって学べるまちづくり

いつでもどこでも学べる環境をつくる



基本方針

生涯現役社会を見据え、子どもから高齢者まで、いつでもどこでも学べ、生涯にわたり自らを高めることのできるまちを目指します。

また、生涯学習の場の整備や、講座の

充実など、学習意欲や多様な価値観、ライフステージに応じた学習体制の充実に努めるとともに、学んだ成果が活かされる社会の実現を目指します。

現状と課題

社会の成熟化に伴い、生涯にわたって学習したいという市民ニーズの高まりのなかで、ライフステージに応じた生涯学習機会の提供と積極的な情報の提供を行っていく必要があります。

また、学習の成果を社会の様々な活動

の場で実践することにより、生きがいをもって生活を送ることができるとともに、社会全体の発展につながることから、それらを活かせる社会の実現が望まれています。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
図書館の貸出冊数	178,000 冊	163,015 冊	192,000 冊
公民館主催講座の参加者数	13,000 人	13,963 人	14,000 人

取り組み事項

○生涯にわたって学べる体制を整備する

教育振興基本計画に基づき、市民がライフステージに応じて、学習が行えるよう体系化を図ります。

また、関連施設のネットワーク化により、各

【主な事業】 生涯教育企画調整事業

種講座や講演会など、各世代での広範囲な学習情報の収集と提供に努めます。

さらに、学んだ成果が活かされる社会の実現を目指します。

○サービスの充実を図る

公民館、図書館などの施設における講座やサービスの充実と積極的な情報発信に努め、利

【主な事業】 公民館活動事業、多目的研修センター活動事業、図書館活動事業

用者がいつでも、どこでも安心して学ぶことのできる環境を整備します。

第3節 生涯にわたって学べるまちづくり

地域で青少年健全育成の環境をつくる



基本方針

心豊かでたくましい青少年を育成するためには、家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、各種団体が活性化し、交流の機会を設け、積極的に活動に取り組むことが重要です。青少年が社会の一員としての役割と責任を自覚し、心身とも

に成長できるまちづくりを目指します。

また、青少年や家庭の悩みに対しての相談体制の整備や生活環境の改善に地域社会が一体となって取り組むことにより、青少年の問題行動の未然防止に取り組みます。

現状と課題

家庭や地域の教育力の低下が懸念されるとともに、インターネットや携帯電話、スマートフォンの普及など情報化の進展や深夜営業施設の増加などにより、社会環境の変化は、青少年に大きな影響を与えています。その結果、非行やいじめなど様々な問題が発生し、青少年の健全な育成を阻害している要因と考えられます。

また、子ども会やボーイスカウトなどへの参加が減り、組織率も低下しています。

このようななかで、青少年の健全な育成を図っていくために、本市の特徴である海と山などの豊かな自然を活用しつつ、地域社会が一体となって守り育てていくことが必要です。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
チャレンジパスポートの参加者数	170人	265人	265人※
青少年の補導人数	295人	144人	180人※

取り組み事項

○青少年健全育成体制を整備する

青少年が文化、スポーツ活動、ボランティア活動などを通じて、連帯感と自立心を培うため、

【主な事業】 青少年育成補助金事業

子ども会などの地域の青少年団体の育成を図ります。

○青少年活動の機会や場の充実を図る

生きる力を育むため、家庭で不足しがちな自然体験などの機会を提供するとともに、各種イベントなどの参加について積極的にPRを行い

【主な事業】 青少年育成事業、放課後子ども教室推進事業、相生っ子学び塾事業

ます。

また、子どもの放課後対策の充実を図ります。

○補導活動や相談体制の充実を図る

少年育成センターの補導委員を中心に地域での補導活動の充実に努め、青少年の問題行動を未然に防止します。

また、青少年やその家族の悩みに対し、少年育成センター職員やスクールソーシャルワーカー

【主な事業】 青少年健全育成活動事業、補導委員活動事業、適応教室事業

カーなどによる教育相談の充実に努めます。

さらに、不登校の児童・生徒については、訪問指導や学校に復帰できるように支援するなど、適応教室において効果的な支援を行います。

○地域ぐるみで健全育成を推進する

各中学校区の青少年健全育成協議会の活動を充実し、地域ぐるみの健全育成活動を推進します。

また、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす

【主な事業】 青少年健全育成活動事業、さわやかあいさつ運動事業

図書やインターネット情報などの有害な環境から青少年を守るために、補導委員・家庭・地域団体の協力を得て、有害環境の浄化を推進します。

第4節 心豊かな市民文化を育むまちづくり

文化に触れ、参画できる環境をつくる



基本方針

既存の文化施設を効果的に活用しながら、今後は相生市文化会館を活動の拠点として、市民が様々な文化活動に自主的に参加できるよう支援し、質の高い芸術文化に接する機会を充実させます。

また、市域に点在する文化財や伝統行事などを大切に、守っていく意識の醸

成を図るとともに、その保存と活用に努めます。

地域社会が多文化共生の実現に向け、市民レベルで互いの文化の理解を深めるとともに、身近で国際協力や貢献ができるよう、啓発や人材の育成に取り組ま

現状と課題

本市においては、市民の様々な文化活動を支援するとともに、市民参加型の文化イベントの開催など、文化活動の環境整備に努めてきました。

今後は、相生市文化会館を活動の拠点とし、市民が様々な文化に触れ、主体的な文化芸術活動ができるよう取り組む必要があります。

また、文化財や伝統行事など、世代を超えて継承されてきた貴重な財産を次の

世代へ確実に継承し、身近なものとして親しみ、郷土への誇りと愛着が持てるよう、保存と活用を図ることが重要です。

さらに、国際化の進展により、市民が外国人と接する機会が増える一方、外国人も日本語能力の不十分さから、生活者としての問題が生じてきています。互いに他国の文化や風習に対する理解を深めることや交流を通じて、多文化共生の社会づくりが求められています。

めざそう値

項目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
公民館利用者数	73,000人	66,323人	75,000人
文化協会各団体への加入者数	1,100人	921人	1,100人
国際交流事業のボランティア参加人数	15人	22人	35人

取り組み事項

○市民文化活動を振興する

市民の自主的な文化芸術活動を支援するとともに、文化団体やグループの育成を図ります。また、地域の伝統行事などに対する理解が深

【主な事業】 芸術文化振興補助金事業

まり、市民が主体的に保存、継承していくために、郷土文化への関心を高めていきます。

○文化事業を実施する

公民館などで実施している文化活動及び文化祭、美術展などの文化行事を推進し、市民が文

【主な事業】 芸術文化振興事業、公民館活動事業、相生市文化会館管理運営事業

化に接する場と機会を提供します。

○文化施設の充実を図る

相生市文化会館を市民文化芸術活動の拠点とし、芸術文化に関する情報発信を行います。

【主な事業】 公民館管理事業、若狭野多目的研修センター管理事業、図書館運営事業、相生市文化会館管理運営事業

○文化財の保存と活用を図る

市内に残された貴重な文化財を調査、保存、公開し、市民が文化財を身近なものとして親し

【主な事業】 文化財運営事業、歴史民俗資料館管理事業

み、郷土を愛する心を育みます。

○多文化共生を推進する

県や国際交流協会と連携しながら、交流会や講座を通じて異文化の理解を深める機会を提供

【主な事業】 国際交流事業

するとともに、外国人への日本語教室を実施するなど、生活支援を行います。

第5節

スポーツを楽しみ、活力ある人を育むまちづくり

誰もが気軽にスポーツライフを楽しむ



基本方針

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に生涯を通して、スポーツ活動を楽しみながら、互いに交流し、健康で活気にあふれた豊かな生活が送れるまちづくりを目指します。

計画的に施設の整備を進めるとともに、

積極的な情報の発信やスポーツを行いやすい環境づくりの促進、スポーツ活動の普及・充実を図ります。

また、自発的にスポーツやレクリエーションスポーツの活動を促進していくために、リーダーの育成と支援を行います。

現状と課題

余暇時間の増大、生活水準の向上、高齢化の進展などにより、市民のスポーツへのニーズは多様化しています。心身ともに健康に過ごすために健康増進への意識も高まっています。

これまで、各種行事やスポーツ教室を開催していますが、子どもから高齢者まで、より気軽に参加できる環境づくりを進めるため、各種行事の開催などの情

報について積極的にPRするなどの啓発が必要です。

また、老朽化が目立つスポーツ施設について、計画的な整備を行う必要があります。

スポーツを通じた交流を促進するため、地域における活動の機会やリーダーの育成が必要です。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
スポーツ施設の利用者数	232,000 人	225,687 人	237,500 人
定期的に運動をしている人の割合	37.9% <small>(H20 総合計画アンケート)</small>	40.1% <small>(H26 総合計画アンケート)</small>	50%
スポーツ種目別構成人数	3,480 人	3,937 人	4,000 人

取り組み事項

○スポーツ施設の整備を行う

老朽化が進んでいる体育施設のなかで、市民の健康増進と体力づくりを安全かつ安心に提供するために、総合的に体育施設の整備を検討す

るとともに、既存施設の計画的な修繕を行い、有効活用を図ります。

【主な事業】 市民体育館管理運営事業、市民プール管理運営事業、市民グラウンド管理運営事業、温水プール管理運営事業

○スポーツ活動の支援・充実を図る

誰もが気軽に生涯を通して、スポーツ活動などを楽しめるよう、事業の実施やスポーツ教室の充実を図るとともに、体育協会や地域スポー

ツクラブなど関係団体の活動を支援します。また、スポーツ意識の高揚を図るため、継続的に事業情報のPRを行います。

【主な事業】 ジュニアスポーツ振興事業、レクリエーションスポーツ振興事業、スポーツ活動推進事業

○スポーツリーダーを育成する

自発的なスポーツやレクリエーションスポーツの活動を促進していくため、地域スポーツ(ス

ポーツクラブ21など)でのリーダーの育成・支援に努めます。

【主な事業】 スポーツ推進委員事業

第6節 人権を尊重するまちづくり

人権を尊重し、みんなで生きる社会をつくる



基本方針

人権は、一人ひとりが幸せに暮らせるための誰からも侵されることのない権利です。

そのために、基本的人権を尊重し、あらゆる差別を許さない社会を目指して、市民一人ひとりに行きわたる人権啓発活

動を展開し、身近なことから人権問題を考え、日常生活のなかで人権感覚が身に付く取り組みを進めます。

また、人権ネットワークを構築し、各機関に関係する人権課題に関する教育及び啓発を行います。

現状と課題

これまで長年にわたり取り組んできた人権問題や男女の従来社会制度や慣例の問題に対して、人権感覚の醸成や正しい知識の普及に取り組み成果を上げてきました。

しかし、国際化や情報化社会の進展、少子高齢社会の到来など社会情勢の変化に伴い、潜在化する同和問題、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などをめ

ぐる人権に関する様々な課題が生じてきています。

このような状況において、あらゆる人々の人権が尊重され、誰もが幸せに暮らせる社会の実現に向けて各実施主体が相互のネットワークを構築し、総合的に人権意識の普及・啓発活動に取り組み、人権意識の高揚を図っていく必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
人権啓発事業への参加率	35.72%	46.6%	50%
相生市は人権が尊重されている市であると思う人の割合	44%	47.4%	55%
審議会などの女性委員の就任率	18.93%	22.7%	30%

取り組み事項

○人権関係行政の連携・協働を推進する

基本的人権を尊重し、一人ひとりが幸せに暮らせる社会の実現を目指すため、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人など、全ての人々に関しての行政内の連

携を図ることにより、人権ネットワークを構築し、相生市人権施策協働推進ガイドラインに基づく各種事業を推進します。

【主な事業】 相生市人権施策推進事業、隣保館運営事業

○人権啓発活動を推進する

市民一人ひとりの人権意識を高め、人権問題に対する正しい理解と認識を深めていくよう啓

発を推進します。

【主な事業】 人権啓発事業、人権教育推進協議会補助事業、人権教育研究協議会補助事業、男女共同参画事業

○人権教育を推進する

人権教育の基本の場となる学校教育での人権の学びを充実させるとともに、人権を文化に

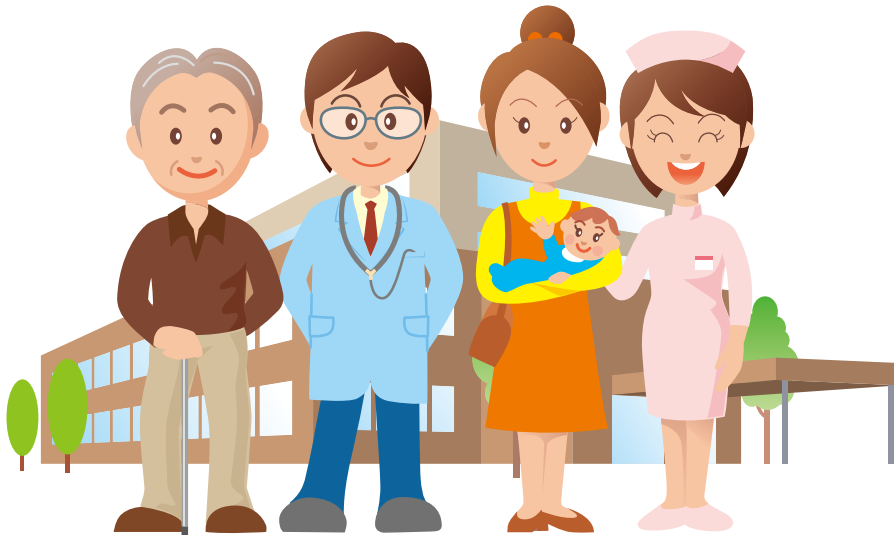
まで高めるために生涯にわたって人権を学び続け、気づきあえる学びの場を提供します。

【主な事業】 人権教育事業、人権教育推進協議会補助事業、人権教育研究協議会補助事業、男女共同参画事業

第1節

健康に暮らせる環境づくり

地域医療の充実を図る



基本方針

誰もがいつでも安心して、最適かつ質の高い医療を受けられる社会を目指します。

県や医師会、関係機関などと連携を図り、生活に密着した医療と、入院や専門的医療を提供する2次医療を踏まえながら、地域医療や救急医療体制の充実を図

ります。

また、市民病院については、安定した経営を行い、民間で不足する医療、地域医療を適正かつ安定的に継続して提供できる病院としての役割を果たしていきます。

現状と課題

少子高齢化や疾病構造の変化、医療技術の高度化などにより、大病院志向になっている反面、全国的に医師や看護師など医療従事者の慢性的な不足や医療費の増大など、医療を取り巻く環境は一層厳しくなっています。

特に、夜間の救急体制が圏域においても

大きな課題となっています。なかでも産科・小児科の開設について望まれている状況ですが、現状の医療環境においては、西播磨・中播磨医療圏域の広域での医師確保及びネットワーク化などによる医療体制の構築を進めていくことが必要です。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
安心して医療を受けることができる と思う人の割合	18.8% (H20 総合計画アンケート)	60.7% (H26 総合計画アンケート)	65% ※

取り組み事項

○地域医療体制を充実させる

医療圏内で入院治療や専門的な医療を提供する2次医療の位置付けを踏まえながら、地域医療体制の充実を図ります。

また、かかりつけ医を持つことについての啓発を行い、訪問診療や訪問看護ステーションな

【主な事業】 病院群輪番制運営事業、小児科病院群輪番制運営事業、
普及啓発事業（かかりつけ医を持つことに関する広報など）

どの在宅医療の充実に努めます。

産科・小児科については、西播磨・中播磨医療圏域の広域での医師確保及びネットワーク化などによる医療体制を構築する必要があるため、県や関係機関に要請を行います。

○救急医療体制を充実する

医師会や医療機関の協力を得て、休日急患診療体制の充実を図るとともに、小児科などに

【主な事業】 在宅当番医制運営事業、病院群輪番制運営事業、小児科病院群輪番制運営事業

いは広域的な救急医療体制を維持・確保します。

○安定した市民病院の運営を行う

安定した経営を行うため、継続して経営改革に取り組むとともに地域医療確保のため訪問診療及び訪問看護の充実を図るなど、地域に密着した医療提供を目指します。

【主な事業】 市民病院運営事業

また、地域で医療・保健・福祉サービスを提供する機関などとの連携強化を図り、市民の健康を支えていきます。

第1節 健康に暮らせる環境づくり

健康づくりと予防対策を推進する



基本方針

市民一人ひとりが自ら主体となって健康づくりや健康管理を行い、生涯にわたり健康な体と豊かな心で暮らせるまちを目指します。

健康づくりの場と機会を提供し、市民の健康維持と健康増進の意識を高め、健康の自己点検のための各種健康診査の受診率向上を図ります。

また、食生活の改善から生活習慣病予防となるよう食育を推進します。

さらに、市民の予防接種率の向上により免疫水準を一定以上に保つとともに、新型感染症に対しても迅速に対応し、感染症のまんえん防止に努めます。

現状と課題

本市では、「健康あいおい21」に基づき、県や関係機関と連携しながら、市民の自主的な健康づくり活動を支援する取り組みを推進しています。健康を取り巻く社会環境の変化が進むなか、今後は、更に市民の健康に対する関心を高めるた

めにも、健康増進、食育の観点から健康づくりのための支援を進めていく必要があります。

また、従来の感染症予防対策に加え、新型感染症への正確かつ迅速な情報提供などが求められています。

めざそう値

項目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
特定健診の受診率	43.67%	44.4%	60% ※
特定保健指導の利用率	37.16%	40.1%	60% ※

取り組み事項

○健康づくり意識を醸成する

健康づくり推進協議会、歯科保健推進協議会などを中心に、地域での健康づくり事業の体制整備を進めます。

【主な事業】 保健対策推進事業、介護予防事業（健康大学講座）

また、保健センターを拠点として各種健康づくり事業を実施し、市民自らが主体となって健康づくりに取り組む意識を醸成します。

○病気などの早期発見と早期治療を推進する

病気などの早期発見と早期治療を推進するため、妊産婦や乳幼児から高齢者までの各種健康診査の周知徹底を行い、受診率の向上を図ります。

【主な事業】 健康づくり事業、健康増進事業、特定健診・特定保健指導事業、妊婦健康診査費補助事業

特に内臓脂肪の蓄積に焦点をあてた特定健診及び特定保健指導の推進に努め、糖尿病や循環器疾患の予防に努めます。

○感染症のまんえんを予防する

感染症発生などの緊急時に対応するため、感染対策の充実に努め、予防対策や市民への正確かつ迅速な情報提供により、感染拡大の防止に努めます。

【主な事業】 予防接種事業、感染症予防事業

また、予防接種については、正しい知識の普及と理解を深め、接種率の向上に努めるとともに、任意予防接種の助成事業に取り組みます。

○食育を推進する

食育推進計画に沿って、市民一人ひとりが食に関する様々な知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊か

【主な事業】 食育推進事業

な人間性を育むために「食」の大切さについての意識を高め、食育が市民運動として取り組まれるよう、意識を高めます。

第2節

互いに支え合う社会参加のまちづくり

地域福祉活動を支援する



基本方針

市民一人ひとりが地域社会の一員として福祉を支える心を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちを目指します。

福祉に対する意識を高め、市民の地域福祉への参加を図り、地域に根ざした福

祉活動が活性化するように支援します。

地域の「新たな支え合い」の担い手となる人材の確保に努めるとともに、活動しやすい環境づくりを推進し、地域福祉力の向上を図ります。

現状と課題

少子化や核家族化などの社会構造の変化により、家庭や地域における住民相互のつながりの希薄化が進み、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。その一方で、福祉の充実に対する市民のニーズはますます多様化し、高度なもの

となってきています。

今後は、住み慣れた地域で助けあい、誰もが安心して安全に生活できる社会の実現のため、人材育成と地域を支えるネットワークの構築が必要です。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
地域福祉活動団体数	68 団体	71 団体	80 団体 ※
ボランティア数	1,329 人	2,372 人	2,400 人 ※
生きがい交流センターの利用者数 (生きがいセミナー参加者を除く)	16,472 人	19,797 人	21,000 人 ※

取り組み事項

○福祉に対する意識の高揚を図る

市民が福祉を自分のこととして考え、地域社会の一員として支え合う意識を高めるため、広報・啓発活動を充実し、世代間交流や福祉施設

【主な事業】 善意のつどい

との交流など地域福祉活動への市民の積極的な参加を促進します。

○地域福祉の体制づくりと各団体による活動を支援する

現行の体制では対応が困難で多様な地域福祉の課題に対応するため、社会福祉協議会や民生児童委員協議会との連携により、ボランティア、NPO、市民団体など多様な民間主体の担い手とともに、地域福祉計画に基づく、各種事業の

【主な事業】 民生児童委員運営事業、日本赤十字社事業、地域福祉活動支援事業、ふれあい福祉センター運営支援事業

推進に努めます。

また、地域住民のニーズを的確に把握するため、社会福祉協議会などと連携し、地域福祉を推進する団体・人材の確保に努めます。

○ユニバーサル社会づくりを推進する

年齢・性別・障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで、すべての人が地域社会の一員として尊重され、住み慣れた地域で安心して

【主な事業】 兵庫ゆずりあい駐車場制度

暮らすとともに、社会参加ができるまちづくりを推進します。

○地域福祉活動の拠点の利用促進を図る

地域福祉力の向上を図るため、各種団体との連携のもと、総合福祉会館を福祉に関わる各種団体や地域福祉活動を行うボランティアの拠点

【主な事業】 生きがい交流センター管理運営事業、総合福祉会館管理運営事業

施設とし、生きがい交流センターなどを健康づくりなどを通じての共助関係づくりが行える交流拠点施設として、利用を促進します。

第3節 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者の生きがいづくりと社会参加を推進する



基本方針

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生きがいを持ち、いきいきと暮らすことができるまちを目指します。

高齢者が気軽に集い、参加しやすい学習活動の場や機会をつくるとともに、地域の担い手として世代を超えての交流、地域活動への参加の場や機会づくりに努

めます。

また、今まで培ってきた豊かな知識や経験などを社会で活かすことができるよう、就労を希望する高齢者には就労機会を提供し、地域社会での高齢者の活躍の場の充実を図ります。

現状と課題

本市の高齢化率は33%を超え、超高齢社会となっており、一人暮らし高齢者数も増加しています。今後も高齢化は更に進むことが予想されますが、支え合い、助け合いが必要となる一方、地域でのつながりが薄れつつあります。

今後は、地域での交流や生きがいづくり、就労の場の提供などを通して、元気な高齢者を社会参加へと促すとともに、地域住民の相互理解を積極的に進める必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
高年クラブの加入率(60歳以上の人口比)	12.49%	9.9%	13.5%
シルバー人材センター会員数	628人	668人	680人※
生きがいセミナー・金ヶ崎学園大学の参加者数	10,155人	9,039人	10,800人

取り組み事項

○生きがいづくりを推進する

高齢者が気軽に集い、仲間と出会い、生きがいをもって過ごせるよう、生きがいセミナー、金ヶ崎学園大学などにより、高齢者の多様な学習活動、スポーツ、レクリエーション活動など

【主な事業】 生きがいセミナー実施事業、高齢者教育事業

の充実を図ります。

また、学習を通して、積極的な地域社会活動への参加を促します。

○社会参加と交流を促進する

高齢者の社会参加と交流の幅を拡げるため、高年クラブ活動の支援を行うとともに、高齢者の持つ知恵の伝承などを通じて幼児や青少年

【主な事業】 高年クラブ活動推進事業

などとの世代間交流や地域での交流を促進します。

○就労支援を推進する

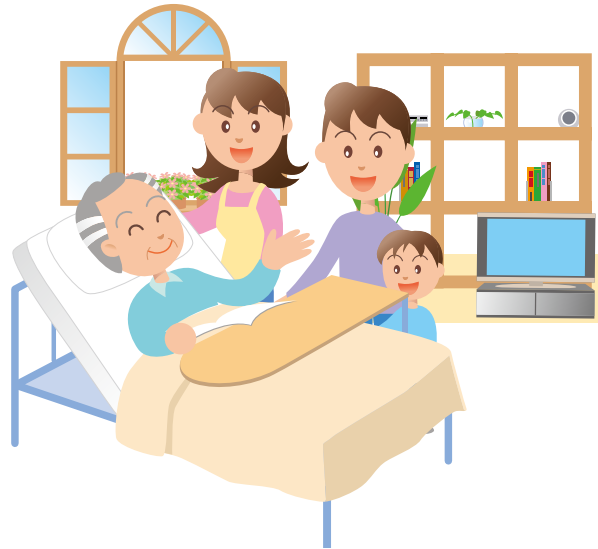
勤労意欲のある高齢者の技術や経験を活かすために、就労の場を提供しているシルバー人材センターの支援を行います。

【主な事業】 シルバー人材センター育成事業、高齢者雇用促進整備事業

さらに、ハローワークと連携し、就労機会の確保に努めます。

第3節 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者が安心して暮らせるよう支援する



基本方針

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指します。高齢者が健やかで安心した生活を維持するため、保健、医療、福祉など相互の連携強化を図りながら、要支援・要介護状態にならないよう介護予防の取り組みを強化し、虐待防止などの権利擁護を図ります。介護が必要となったときは、一人ひとりの状況に応じた適切なサー

ビスを利用しながら、在宅で生活を送れるよう支援します。

また、在宅生活の継続が困難になった場合でも、引き続き住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、地域密着型サービスの整備を図るほか、サービス付高齢者向け住宅などの施設整備を推進します。

現状と課題

本市の介護保険における第1号被保険者に占める要介護認定者の割合は、全国平均・県平均を下回っているものの、これから更なる高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が増加することが予想されます。

こうしたなか、介護予防サービスの対象者を把握し、介護状態になることを未然に

防ぐための予防事業や、高齢者を取り巻く環境の変化に対応したきめ細かな支援体制の整備が求められます。

今後は、高齢者の自立支援をはじめ、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、見守りや相互支援のネットワークづくり、ケア体制の構築が必要です。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
介護サービス利用者の内、居宅系サービス（介護3施設の他、グループホームと特定施設を除く。）の利用者の割合	70.22%	72%	78%
介護予防事業への対象高齢者の参加率 ※	—	2.2%	10%

取り組み事項

○介護サービスを充実する

高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活できるために、ホームヘルプサービスなどの必要なサービスが受けられるよう、地域密着型サービス

【主な事業】 介護保険給付、介護基盤整備事業

スの整備を図り、各種介護サービスの充実を図ります。

○介護予防などを推進する

生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるリスクの高い高齢者を早期に把握し、運動機能向上・栄養改善のプログラムなどを実施し、要介護状態に陥ることを効果的に防ぐ取り組み

【主な事業】 老人医療費助成事業、介護予防事業

を推進します。

また、高齢者が健やかで安心した生活を維持するために、医療費の助成などを通じて、経済的負担の軽減を図ります。

○多様な居住空間の整備を促進する

多様化する高齢者の生活空間へのニーズに応えるため、サービス付高齢者向け住宅など高齢者向けの居住基盤整備に向けて民間活力をベースに支援します。

【主な事業】 介護基盤整備事業

また、特別養護老人ホームなど介護施設については、国の動向を注視しながら整備を検討します。

○在宅福祉の窓口を充実する

地域包括支援センターを中心に、介護に関する悩みや家族の悩みなど多岐にわたる相談への対応を図ります。これらを必要なサービスにつ

【主な事業】 地域包括支援センター運営事業、市民後見推進事業

なげ、高齢者の権利擁護を図り、高齢となっても地域で生活が続けることができるような支援体制を充実します。

○保健・医療・福祉・地域の社会資源の連携を強化する

高齢者一人ひとりのニーズに対応するため、地域包括支援センターを中心に各機関の円滑な連携を図り、それぞれの専門性を活かした役割

【主な事業】 地域包括支援センター運営事業、介護マーク普及啓発事業、認知症対策事業

分担のもと、保健・医療・福祉・地域の社会資源の総合的なネットワークを構築し、連携を強化します。

第4節 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

障害のある人の社会参加と自立した生活を支援する



基本方針

障害のある人が、必要な支援を自らの意思で選択しながら、能力や適性にに応じて自立し、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるまちを目指します。

また、必要な時に相談できる体制の充実を図り、地域生活拠点の整備や各種福

祉サービスなどに対する支援を行います。

さらに、経済的・社会的に自立し、生きがいある生活が送れるよう、就労支援を促進するとともに、スポーツや文化活動を通じて障害のある人の社会参加の促進を図ります。

現状と課題

本市の障害のある人の内、身体及び知的障害者数はほぼ横ばい状態ですが、精神障害者は年々増加し、高齢化も進んでいます。

平成25年4月には「障害者自立支援法」が改正され、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁を取り除くことを目的とした「障害者総合支援法」が施行されました。誰もが、必要な障害福祉サービス

や支援を受け、可能な限り、住み慣れた地域で暮らすことができる環境づくりを、障害者自立支援協議会などにより進めています。更なる相談支援体制の強化が必要です。

また、障害のある人が地域で自立した生活を送るための就労支援や、社会参加を促進する地域生活支援の充実が求められています。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
福祉施設の入所者の地域移行者数	0人	4人 (H22～26年度)	10人※ (H28～32年度)
福祉施設からの一般就労者数	1人	0人	2人※
社会参加促進事業の参加延べ人数	1,531人	1,686人	1,690人

めざそう値項目「福祉施設の入所者の地域移行者数」のH32の数値は、○書きの期間内で地域移行を目指す人数です。

取り組み事項

○相談支援体制を充実する

障害の早期発見、早期治療のため療育体制の充実を図ります。障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、障害者自立支援協議会を活用し、相談支援事業所や関係機関と

【主な事業】 障害者地域生活支援事業

の連携を強化し、ニーズに応じた相談支援体制を充実します。

また、障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知及び利用を促進します。

○雇用を促進し、就労への支援をする

障害のある人の就労支援のため、西播磨障害者就業・生活支援センターやハローワークなど関係機関と連携を図ります。

【主な事業】 障害者自立支援事業

また、就労に対する理解を深めるため、企業などに対し啓発活動を行い、雇用の促進に努めます。

○障害福祉サービスを充実する

障害のある人が、家庭や地域で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実や医療費の助成など、生活支援を行います。

また、地域で自立できるよう、グループホー

【主な事業】 重度障害者医療費助成事業、障害者自立支援事業

ムなど、障害のある人の特性やライフスタイルに応じて選択できる多様な住まいの提供について、適切な支援を行います。

○地域交流と社会参加を促進する

障害のある人が生きがいを持って活動できるよう、スポーツ、レクリエーション、文化活動などの充実を図り、地域住民との交流の場を創出します。

また、まちで不安や不自由さを感じることな

【主な事業】 障害者地域生活支援事業

く、いきいきと活動できるよう、移動やコミュニケーションを支える基盤を強化し、外出介助、朗読、手話通訳など、障害のある人に対するボランティア活動の推進に努めます。

第5節

社会保障制度の円滑な運営と制度の安定したまちづくり

社会保障制度の安定した運営を図る



基本方針

国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金などの社会保障制度の安定運営により、病気やケガ、老後の生活などの不安を軽減し、安心して生活ができる社

会を目指します。

関係機関との連携を図りながら、制度に関する正しい理解と関心を高め、円滑な運営を図ります。

現状と課題

高齢者や低所得者の加入が増加するなか、国民健康保険・後期高齢者医療保険の取り巻く環境は非常に厳しく、医療費と保険税（料）負担の抑制が大きな課題です。安心して医療を受けることができるように、安定した制度を運営していくとともに、自らの健康づくりに関する意

識向上などに取り組む必要があります。

また、年金は老後の生活設計に重要なものであり、年金不安や未加入、未納者の増加が問題となっていることから、年金事務所との協力・連携により、申請漏れや適用漏れの防止を図る必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
国民健康保険特別会計実質収支比率	2.10%	1.25%	2%
国民健康保険税徴収率	77.02%	78.15%	79%

取り組み事項

○国民健康保険などの安定的な運営を図る

市民の健康管理意識を高めるとともに、レセプト点検、医療費通知、生活習慣病健診などの保健事業を強化し、医療費の適正化に努めます。

また、収納率の向上に取り組み、安定的な運営を図ります。

【主な事業】 特定健康診査・特定保健指導事業、人間ドック助成事業、生活習慣病健診助成事業、休日納付相談会の実施、コンビニ・クレジットカード収納の実施、後期高齢者医療保険事業

○年金制度の啓発と加入促進を図る

年金制度の必要性と仕組みについての広報活動を充実し、無年金者の防止に努めます。

【主な事業】 年金制度に係る広報事業、年金事務所との協力連携事業

第5節

社会保障制度の円滑な運営と制度の安定したまちづくり

生活困窮者への的確な援護と自立を支援する



基本方針

生活基盤が不安定な状況にある世帯に対して、適正な保護や助言・指導を行い、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また、関係機関の連携により、安心して相談が受けられるよう、窓口体制の充実を目指します。

現状と課題

社会経済情勢が一層厳しくなるなか、援護が必要となる世帯は年々増加し、保護世帯の抱える問題の複雑化や多様化がみられることから、状況を的確に把握し、きめ細かく対応する必要があります。

また、平成27年4月に生活困窮者自立支援制度が始まったことにより、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図り、一人ひとりの状況にあった支援を行う必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
相談件数に対しての問題解決率	100%	100%	100%

取り組み事項

○生活困窮者の自立を促進する

的確な相談指導とともに、社会福祉協議会の生活資金貸付制度などの活用により、生活困窮者の自立生活の支援に取り組みます。

また、生活保護受給者については、適正・的確な制度運用を行うなかで、自立に向けた支援に取り組みます。

【主な事業】 生活援護相談、生活保護適正実施推進事業、被保護者就労支援事業、生活困窮者自立相談支援事業

○生活保護制度の適正な運用を図る

生活基盤が不安定な状況にある人の生活実態を的確に把握し、状況に応じた支援が実施さ

れ、最低限度の生活が保障されるよう取り組みます。

【主な事業】 生活保護事業

第1節 安全と安らぎのあるまちづくり

事故のない安全なまちをめざす



基本方針

市民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールとマナーを遵守した、交通事故のない安全なまちを目指します。

また、道路危険箇所を把握し、安全で快適な通行歩行環境の確保に努めます。

現状と課題

本市における交通事故件数は減少傾向にありますが、高齢者の事故の割合は高い水準で推移しています。今後は、市民の命を守るため、引き続き交通安全意識を高めるとともに、交通安全教室や交通安全運動など各種キャンペーン事業などを進める必要があります。

駅周辺の放置自転車については、通行

者の安全や利便性の確保のため、適宜、見回りを行いながら、警告・撤去を行う必要があります。

また、市内の見回りや地域要望などから、道路の危険箇所を把握し、ガードレールやカーブミラーの設置、歩道などの道路改良を引き続き図っていく必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
交通事故の発生件数	244 件	185 件	140 件
交通安全教室の受講者数	1,606 人	1,518 人	1,600 人
歩行者の安全を確保するための主要道路における外側線の整備率	74.90%	80.2%	90%

取り組み事項

○交通ルールとマナーの普及・啓発を促進する

子どもや高齢者などに交通ルール・マナーを身につけてもらうための交通安全教室を充実し、春・秋の交通安全運動や各種キャンペーンを警察や関係団体と連携して行い、交通事故防

止に努めます。

また、駅周辺に放置自転車のない、安全で美しいまちづくりを推進します。

【主な事業】 交通安全運動、交通安全教室、自転車教室、シートベルト・チャイルドシート着用キャンペーン

○安全で快適な通行や歩行環境を確保する

歩行者と運転者の安全を確保するため、危険個所にガードレールやカーブミラーを設置し、歩道などの道路改良を図ります。

また、街灯を道路に設置することで、夜間における道路交通の安全を図ります。

【主な事業】 市内一円交通安全施設整備事業、街灯維持管理事業、街灯設置事業

第1節 安全と安らぎのあるまちづくり

安心して消費生活が送れるまちをめざす



基本方針

市民が悪質な販売や消費者被害に巻き込まれない、安全安心な消費生活が送れるまちを目指します。消費者への情報提供や相談体制を充実するとともに、消費

者の自立に向けた取り組みを支援します。また、正しく表示された商品が販売されるように、計量などにより、公正な取引が行われるよう監視を行っていきます。

現状と課題

消費・販売形態の多様化などに加えて、インターネットを活用した取引商法や振り込め詐欺、偽装表示などへの不安から相談件数が増え、内容についても複雑化

しています。

今後は、相談体制の充実と消費者自らが賢い消費者になるための情報提供などの取り組みが必要です。

めざそう値

項目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
消費者相談を行った結果についての満足度	100% (H22)	89.7%	100% ※
商品の計量が適正に行われている割合	90.90%	99.7%	100%

取り組み事項

○消費者の育成と相談体制を充実する

多様化・複雑化する消費者相談に対応するため、専門相談員などのスキルアップに努め、消費生活センター機能の強化を図ります。

【主な事業】 消費者行政推進事業

また、消費者トラブルなどに遭わないよう、情報提供、教育啓発などを行うとともに、消費者団体の自発的な活動を支援します。

○安心して消費できるよう監視する

家庭用品品質表示法に基づく立ち入り検査、計量法に基づく商品量目調査や立ち入り検査な

どにより、表示の適正化を図り、公正な取引が行われるよう監視を行っていきます。

【主な事業】 家庭用品表示法・消費生活用製品安全法による立ち入り検査、計量推進事業

第1節 安全と安らぎのあるまちづくり

犯罪のない安全なまちをめざす



基本方針

市民一人ひとりが防犯への意識をもち、犯罪のない安全で安心した生活を送ることができるまちを目指します。

警察や防犯協会など関係団体と連携し、情報を発信するとともに、地域防犯グルー

プへの支援を行い、パトロールなど目に見える活動を通じて、市民の自主防犯意識を高めていきます。

また、安全で犯罪が発生しにくい環境の整備に努めます。

現状と課題

生活様式の多様化により、地域における住民相互のつながりが希薄化しています。

このような状況のなか、全国各地では、子どもたちを巻き込んだ痛ましい事件が

多数発生しており、地域での防犯活動の重要性が高まっています。

今後は、市民自らが地域の安全を地域で守るという意識を高め、地域に根ざした防犯活動を進めていく必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
防犯パトロールの実施回数	450 件	450 件	450 件
夜間も安心してまちを歩くことができると思う人の割合	48.6% (H20 総合計画アンケート)	58.8% (H26 総合計画アンケート)	65% ※

取り組み事項

○防犯活動を推進する

犯罪を未然に防ぐため、警察や防犯協会からの防犯関連情報を積極的に提供するとともに、

地域の防犯グループの支援を行い、パトロールなど防犯活動を通じて意識の高揚を図ります。

【主な事業】 安全安心のまち推進事業

○防犯環境を整備する

地域の防犯環境の整備のために防犯灯の設置などへの支援を行い、犯罪の防止を図ります。

第2節

市民が一体となった災害に強いまちづくり

災害に対する防災対策を強化する



基本方針

地震、台風、大雨、洪水、火災などに対する不断の備えを確実にし、災害に強いまちづくりを目指します。

市民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、地域住民が相互に助け合うことのできるよう地域の自主防災組織を強化します。

災害発生時には、被害を最小限に抑えるようハザードマップなどを活用し、災害危険情報の周知と要援護者への迅速な支援を行うとともに、避難情報伝達手段の整備、構築など、防災体制の整備を進めます。

現状と課題

近年の異常気象による集中豪雨や都市化の進展による保水・遊水機能の低下により、浸水被害が発生しています。

また、災害時の避難情報が十分に伝わらない場合や、高齢社会の進展に伴う、災害時要援護者が増加しています。

このように、多様化する災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、行

政は災害状況に応じた避難計画や住民への情報伝達手段などの体制づくりが求められています。

また、市民一人ひとりが災害に対する備えをし、地域で相互に助け合う意識の醸成や関係機関がそれぞれ果たすべき役割を担うなど、地域ぐるみの防災対策が必要です。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
災害時要援護者対策支援組織率	0%	100%	100%
防災行政無線の整備率	—	0%	100%
学校、地域住民などが連携した防災訓練への参加対象団体の割合	—	100%	100%

取り組み事項

○危機管理体制と住民への情報伝達手段を構築する

地震や台風などの自然災害に備え、平常時の準備や緊急時の対応など危機管理体制を強化します。

また、市民への情報伝達として防災行政無線

【主な事業】 地域防災計画の見直し、災害時要援護者支援体制の整備、防災行政無線などの整備

や携帯電話のメール機能を利用した「あいおい防災ネット」などあらゆる手段を用いるとともに、各関係機関との連携強化を図ります。

○防災意識と知識の普及・啓発を図る

広報活動により、自分の身を災害から守ろうとする防災意識の向上に努めるとともに、地域住民による自主防災組織の育成を推進します。

さらに、各地域の実態にあった防災対策や避

【主な事業】 自主防災組織事業、防災訓練事業

難計画について、市民自らが行動できるように図上訓練など、より実践的な訓練を継続して実施し、地域防災力の向上を図ります。

○地震に対する予防対策を図る

地震に対する安全性を確保するため、公共施設等総合管理計画のなかで公共施設の耐震化を検討するとともに、市内の特定建築物について

【主な事業】 住まいの耐震化促進事業

耐震化を促進します。

また、一般住宅においても、耐震化の促進について周知するとともに、支援を行います。

○治山・治水対策を行う

森林の維持造成により、山崩れや土石流を防ぎ、被害の軽減を図るとともに、急傾斜地崩壊対策工事により、崩壊の未然防止に努めます。

【主な事業】 急傾斜地崩壊対策事業、治山事業

また、ため池は農業用水源であるとともに、防災上の治水機能も持っているため、計画的にその保全を行います。

第2節

市民が一体となった災害に強いまちづくり

消防体制の充実、強化を図る



基本方針

多様化する災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、消防施設の整備、消防車両などの配備・更新を図るとともに、西はりま消防組合と連携を図ります。

また、地域防災力の向上のため、消防団員の確保を行い、消防体制の充実強化を目指します。

現状と課題

多様化する災害に備え、迅速で的確な消防体制が求められるなか、本市の常備消防は、消防体制の強化及び基盤強化のため、平成25年度にたつの市など3市2町で西はりま消防組合を設置し、広域化を行い効率的に実施しています。

また、非常備消防については、少子高齢化、人口減少などにより将来的に団員数の減少が懸念されるため、団員を確保し、地域社会における消防力の強化が必要です。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
消防団員数	515人	520人	520人

取り組み事項

○常備消防との連携を強化する

市民の命と財産を守るため、火事や台風などの災害による被害を最小限に抑え、救急救助の初期対応と迅速な搬送ができるよう、西

はりま消防組合との連携強化を図ります。

【主な事業】 消防水利整備、水防事務、西はりま消防組合連絡調整事業

○非常備消防体制の充実を図る

消防活動の拠点となる分団車庫の整備と消防車両及び装備の充実を図るとともに、消防団員の確保を行います。

また、自主防災組織との連携を保ちながら、地域防災力の向上に努めます。

【主な事業】 消防団活動事業、消防団施設整備事業、消防団運営事業

第1節 安心して働けるまちづくり

特色ある産業を支援する



基本方針

多様な産業の立地は、まちの経済活動の活力となり、新たなビジネスチャンスを生みます。

このため、市内の遊休地などを活かし

て企業立地を図るとともに、起業や新規分野への進出について、協力・支援を行います。

現状と課題

本市の産業全体の活性化を図るため、既存企業の振興はもとより、陸路・鉄路・海路の交通の結節点の利点、また播磨科学公園都市における高度学術・研究機能への近接性など本市の特性を活かし、新

しい産業の立地を進める必要があります。

また、新しい事業へのアイデアや意欲を持つ人の起業を促す取り組みが求められています。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
市内事業所数	1,497 事業所 (H18)	1,369 事業所 (H25)	1,500 事業所
企業誘致助成の交付決定数	0 件	0 件	3 件

取り組み事項

○企業立地の促進

社会動向に対応した優遇制度などの企業促進策により、遊休地を活用した新規企業の誘致を

【主な事業】 企業誘致事業

行うとともに、県所有の特定用地の活用について引き続き県に要望していきます。

○起業や新規分野への進出を支援する

創業支援計画を策定し、市民が主体となって、ソーシャルビジネスや地域が抱える課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスな

【主な事業】 中小企業相談所事業

どの起業、新規分野への進出についての支援を行います。

第1節 安心して働けるまちづくり

就労環境の充実を図る



基本方針

産業を支える勤労者が、その能力を十分に発揮し、安心して働くことのできるよう企業などと協力して取り組みます。
そのため、技能・技術の伝承を図ると

ともに、国や県と連携しながら研修の実施、情報提供の強化に努めます。

現状と課題

経済のグローバル化や情報通信網技術の発展は、企業の採用行動の変化をもたらしています。

一方で、若年層を中心にライフスタイルや働く人の職業観の変化などにより、フリーターやニートの増加、非正規と正規労働者間の賃金格差の拡大、正規労働

者の労働負担の増大など、雇用を取り巻く環境は大きく変わってきています。

また、少子高齢化が急速に進み、労働力人口が減少しています。

さらに、勤労者が安心して働くことのできる雇用環境の整備や、福利厚生事業の充実が求められています。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
有効求人倍率	0.42 倍	0.75 倍	1 倍
技能研修の参加者数	51 人	46 人	60 人

取り組み事項

○技能・技術の習得と雇用情報の提供を図る

雇用の安定を目指し、職業訓練や技能習得の
機会の充実を図ります。特に熟練された技能を
受け継ぐことにより、雇用が安定し、安心して

働ける環境を目指します。

また、国や県と連携し、雇用対策や情報の提
供を行います。

【主な事業】 産業大学相生教室事業、職業訓練振興事業

○勤労者の生きがいを推進する

豊かでゆとりある勤労者生活の実現を図るた
め、地域活動や学習会などの機会の提供に努め

ます。

【主な事業】 労働者福祉事業、若者就労等雇用対策、就労促進事業

第2節 未来を支えるまちづくり

農林水産業の振興を図る



基本方針

恵まれた気候風土を活かし、安全で安心な付加価値の高い農水産物を生産し、地産地消を推進します。

農業では、担い手の育成を行うとともに、生産技術や経営技術の向上などに取り組み、経営の安定化を図ります。

水産業では、漁場環境の保全と養殖産業を推進し、漁業経営の安定化を図りま

す。

また、地域の特性を活かし、加工品の開発等を推進するとともに農水産物を活用した6次産業化の取り組みを推進します。

林業では、森林の適正な管理を行いつつ、多機能資源としての機能向上を図ります。

現状と課題

本市の農業は兼業農家による稲作が中心であり、他にメロン、ゆずなどの農作物が生産されているとともに、生産者がグループを組織し、農作物を直売所などで販売し、経営の安定化に取り組んでいます。

しかし、農業従事者の高齢化、後継者不足により、生産力の低下がみられるため、大規模農家や集落営農組織などの担い手育成が急務となっています。収益性の高い作物を作付することにより、都市近郊型農業の育成を図る必要があります。

水産業の中心である牡蠣のブランド化の取り組みについては、相生ブランドとして定着してきました。しかし、ノロウイルスなど、食品の安全性確保や、異常気象による水質の変化に伴う漁獲高への影響などの対応が求められています。

林業については、人工林は600haであり、山林全体の1割に満たず、林業経営としては困難であるため、余暇利用や健康づくりなど、森林と環境、健康などの関わり合いを重視した新たな視点で、資源の活用を図る必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
学校給食への出荷品目	21 品目	31 品目	35 品目 ※
牡蠣剥き身出荷量	667t (H20)	400t	750t

取り組み事項

○農業経営の安定化と後継者の育成を図る

認定農業者などの意欲ある農業者に農地を集約するとともに、集落営農の組織化や法人化を促進します。

また、人・農地プランの策定を推進し、農業経営者育成のための技術、経営指導などを行います。

【主な事業】 夢ある農村づくり推進事業、農業振興等奨励事業

○水産業経営の安定化を図る

漁場の保全を図るとともに、相生牡蠣のブランド化を図ることで、牡蠣などの養殖産業を育

成していくことにより、水産業経営の安定を図ります。

【主な事業】 水産業振興事業

○林業の振興を図る

適正な森林の整備及び管理を行うとともに、間伐材などを活用し、木炭、木さく液などの特

産品の商品化を行います。

【主な事業】 林業振興事業

○交流拠点の活用とネットワーク化を促進する

地域特産物の販売において、農業協同組合、商工会議所、白龍城、水産物市場、農産物直売所、ふるさと交流館などを拠点とし、全市的な

交流産業ネットワークを確立し、地域産業の活性化を促進します。

【主な事業】 夢ある農村づくり推進事業

○地域特産物の充実を図る

牡蠣、メロン、ゆず、味噌などの特産品の安定的な生産を図るために、収益の増及び雇用の

創出が期待できる6次産業の推進を図ります。

【主な事業】 夢ある農村づくり推進事業、6次産業化ネットワーク活動事業

第2節 未来を支えるまちづくり

商業・サービス業の活性化を図る



基本方針

市民生活を支え、地域に根差した活力ある商業活動でにぎわうまちを目指します。

地域の消費者の利便性と地域商業の振興を図るため、商店街などへの支援を行

います。

また、顧客満足度を高める商店経営など、商業者自身による経営革新の取り組みに対する支援を行います。

現状と課題

本市には、市街地の5地域に商店街が分散して存在していますが、消費者の購買形態や交通手段の変化、経営者の高齢化などにより、地元商店などから大規模小売店舗への集客が進み、商店街の店舗数や販売額が減少するなど商業活動が衰

退し、空き店舗などが増加しています。

また、市内企業の大多数を占める中小企業は、本市の経済活動に重要な役割を果たしていますが、長引く景気低迷もあり、経営基盤の改善強化のための対策が求められています。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
市内商店数	365 店 (H19)	238 店	365 店
小売業の販売額	539 億円	650 億円	700 億円 ※

取り組み事項

○魅力ある商業集積を図る

にぎわいのある商店街づくりの促進のため、まちの駅などを積極的にPRするとともに、空き店舗への出店希望者に支援を行います。

また、共同店舗化や、協調建築による良好な景観形成を誘導し、地域の消費者に支持される魅力ある商業集積を図ります。

【主な事業】 まちの駅推進事業、地場産業振興事業、商店街空き店舗等活用事業

○事業者による経営革新的な取り組みを支援する

創意工夫による特色ある取り組みで、社会ニーズに対応し継続的に商店を運営する商業

者を支援し、県や商工会議所と連携を強め、商店街の活性化を図ります。

【主な事業】 商工会議所振興事業、商業活性化事業、景気動向調査事業

第2節 未来を支えるまちづくり

観光の振興を図る



基本方針

本市にある魅力を再確認するとともに、新たな魅力を掘り起こし、何度も訪れたいと思うまちを目指します。

観光客をあたたくもてなす体制づくりをはじめ、伝統や文化を土壌としたイベントの実施・充実を図るとともに、新

たな観光資源によるにぎわいを創出し、交流を活性化していきます。

また、レクリエーション活動を通じ、互いに交流し、心身ともに健康で活気に満ちた生活を送ることができるよう、施設の整備と利便性の向上を図ります。

現状と課題

本市への観光客は、ペーロン祭などイベントを中心とした日帰りが中心で、年間約70万人となっています。

観光客の増加は、交通機関や飲食業など様々な業種を活性化させ、波及効果は多岐にわたります。

今後、地元の特産品を使った名物料理

を新たな観光資源として、観光客の誘致に取り組む必要があります。

また、羅漢の里などの山の自然を生かした活動拠点施設の整備・ネットワーク化を図ることにより、更に市民が気軽に自然とふれあえるレクリエーションの場づくりに努める必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
観光客数	660,000 人	717,691 人	750,000 人
市内宿泊施設の利用者数	106,000 人	113,211 人	120,000 人

取り組み事項

○観光客を受け入れる体制を充実する

観光協会及び各種団体と連携し、積極的に観光PRを行うとともに、まちの駅などを活

【主な事業】 観光振興事業、ツーリズム事業

用し、観光客をあたたくもてなす体制を整備していきます。

○交流の活性化を推進する

観光協会と連携して、ペーロン祭、もみじまつり、かきまつりなどの各種イベントや国史跡感状山城跡、万葉の岬など、既存の観光資源を保全し活用するとともに、地元の特産品などを新たな観光資源とし、観光客を誘致

【主な事業】 相生ペーロン祭事業、羅漢の里もみじまつり事業、相生かきまつり事業、道の駅管理運営事業、ペーロン海館管理事業

することにより、交流の活性化に努めます。

相生湾を中心とした「みなとオアシス」を活用し、道の駅・海の駅「白龍城」、市立水産物市場などを、にぎわいの交流拠点として推進します。

○レクリエーション施設の整備とネットワークづくりを行う

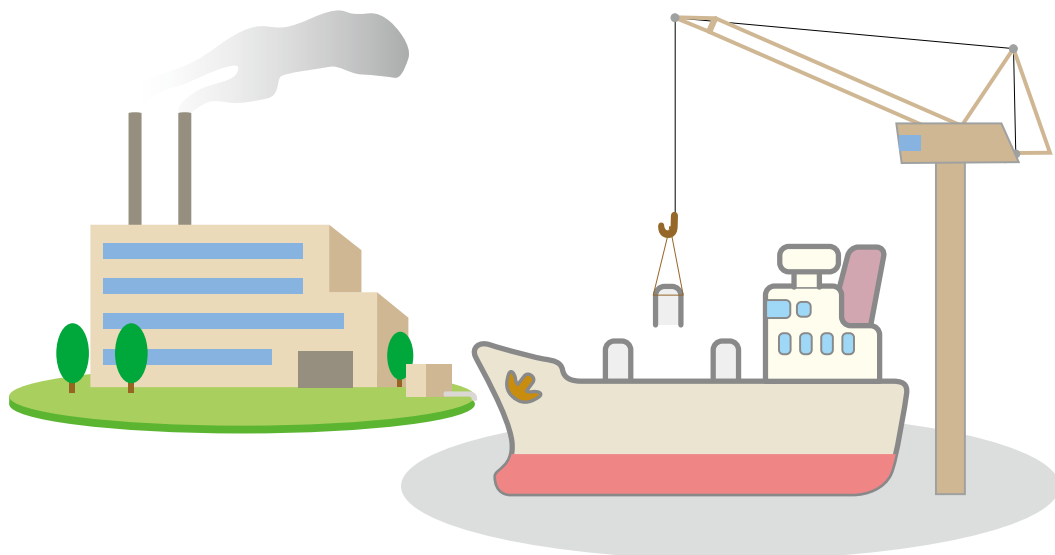
羅漢の里などの山の自然を活かした活動拠点施設の整備・ネットワーク化を図ることにより、

【主な事業】 羅漢の里管理事業、ふるさと交流館管理運営事業

更に市民が気軽に自然とふれあえるレクリエーションの機会づくりに努めます。

第2節 未来を支えるまちづくり

地域に根ざした工業の強化を図る



基本方針

既存企業の持つ技術の伝承や、技術の高度化などによる内発的発展を図るため、国、県などと連携しながら、産学官連携の取り組みや異業種分野との交流を促進

します。

また、県・商工会議所との連携を強め、指導・相談機能や融資制度の充実などにより、経営体質の強化を図ります。

現状と課題

本市の産業は、金属製品製造と輸送用機器製造で、全産業の製造品出荷額の7割以上を占めています。

製造業においては、国内回帰の動きがあるものの、引き続き中国などの東アジアの諸外国に工場の拠点を有する企業が多く、本市の既存企業が引き続き市内で生産活動を行うためには、より高い技術や付加価値を持ち、体質強化を図ること

が求められています。

また、長引く不況の影響を受けた中小企業者にとっては資金繰りが厳しい状態であり、経営資金の融資のために商工会議所とともに各種相談を行っています。

景気低迷による労働者の解雇や労働時間の短縮、求人の減少となっているなか、雇用拡大への支援や中小企業への融資制度の拡大が必要です。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
製造品出荷額	1,192 億円 (H20)	740 億円 (H25)	1,200 億円

取り組み事項

○地域ものづくり基盤の強化を図る

国や県、関係機関と協力しながら、既存企業の持つ技術の伝承や高度化を支援し、地域のものづくり基盤の強化を図ります。

【主な事業】 匠の技（造船技術）継承事業

また、連携中枢都市圏で連携しながら産学官連携の取り組みや異業種分野との交流を促進します。

○中小企業の経営改善強化に向けた支援をする

県・商工会議所との連携を強め、指導・相談機能や融資制度の充実を図り、中小企業の経営安定化に向け支援します。

【主な事業】 中小企業小額資金融資事業、中小企業相談所事業

また、異業種間交流などによる人材の育成などにより、経営体質の強化を図ります。

第3節 環境にやさしいまちづくり

美しい自然環境を保全し、活用する



基本方針

森の豊かな栄養分が川を流れ、海を育てるように、自然の循環は環境に大きく関わっています。

本市においても、この環境の連鎖に配慮した複合的な視点で、自然環境の保全と活用を市民とともに進めていき、豊か

な自然を次世代に継承していきます。

また、豊かな自然環境や美しい景観の保全を、市民の健康づくりや郷土を愛する心の醸成につなげ、その活用を図ります。

現状と課題

市北部は、西播丘陵県立自然公園など緑豊かな森林や矢野川などの河川を有し、南部は播磨灘に面する相生湾が瀬戸内海国立公園の区域に指定されるなど、市域全体が豊かな自然環境に恵まれています。

20世紀後半の急激な人口増と驚異的な経済成長は、自然環境の犠牲の上に成り立ってきましたが、地球規模での自然環境の保全が強く求められています。

このようななか、森林は渇水や洪水を

緩和し、良質な水を育む水源かん養機能、土砂災害の防止、CO₂の吸収・貯蔵など、多方面な機能を有しており、近年、森林保全の重要性が増しています。

また、自然環境の変化から、鹿などの野生動物による農作物被害が深刻化しており、これによる農業者の生産意欲の減退が、耕作放棄地の拡大につながっています。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
野生動物による農作物被害額	16,339 千円	4,429 千円	4,000 千円 ※
野生動物の駆除数	86 頭	672 頭	710 頭 ※
相生湾の水質（化学的酸素要求量）※	2.4mg/l	2.8mg/l	2.0mg/l

取り組み事項

○森林を豊かに育てる

森林の水源かん養機能や自然環境を維持するために、間伐、下刈り、林道整備などを行い、

【主な事業】 遊歩道整備事業、林道維持修繕事業

森林の保全に努めます。

○田園を美しく守る

河川などの整備方法を工夫し、生き物の生息空間の確保に努めるとともに、鹿などの有害鳥

【主な事業】 有害鳥獣対策事業、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払事業

獣対策を行うなど、農地の荒廃を防ぎ、田園景観や自然環境を美しく保全していきます。

○相生湾に親しみ、活かす

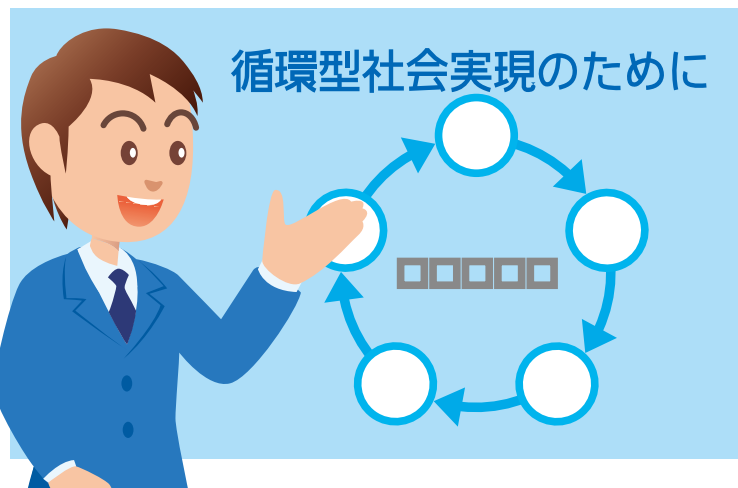
閉鎖性水域という相生湾の特性を活かした里海づくりについて、市民や関係団体と協働で進

【主な事業】 自然公園管理事業、環境施策関連事業

め、相生湾の環境を守り、活用を図ります。

第3節 環境にやさしいまちづくり

地球温暖化防止に向けた循環型社会を推進する



基本方針

崩れつつある地球環境のバランスを取り戻すために、「あいおい市民地球温暖化対策チャレンジプラン」に基づき、市民・事業者が環境に配慮した生活スタイルや事業活動に転換するよう促進していきます。

このため、行政は率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、子どもから高齢者までが地球環境問題の改善方策を考え、実践できるよう、啓発と環境学習を展開します。

現状と課題

資源やエネルギーの大量消費により、温暖化やオゾン層の破壊、大気汚染など地球規模での環境破壊が進んでいます。

さらに、東日本大震災以降、これまでの原発依存脱却と再生可能な新エネル

ギー政策が重要視されており、市民・事業者・行政が地球環境問題を認識し、それぞれの責任と役割に基づき、自ら実践していくことが求められています。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
リサイクル率	17.8%	18.7%	21%
太陽光発電の発電出力	501kw	1,774kw	2,370kw ※

取り組み事項

○廃棄物資源の再資源化を推進する

家庭などから排出される廃棄物の分別の徹底により再利用を促進するとともに、燃料などとして利用できるよう再資源化を推進します。

【主な事業】 資源ごみ集団回収奨励金事業、リサイクル推進事業

○新エネルギーの利用促進と省エネルギーを推進する

環境への負荷が少ない新エネルギーの普及と促進のため、太陽光発電システムなどの設置を推進するとともに、バイオマスエネルギーなどの活用に取り組みます。また、市民一人ひとりが日常生活のなかで、環境に配慮した行動を続けていくため、マイバッグ運動を推進するとともに、行政が率先して省エネルギー活動に取り組みます。

【主な事業】 エコチャレンジ事業、太陽光パネル補助事業

○地球環境問題に対する啓発と環境学習を推進する

海などでの自然体験教室を通じて、自然や地球環境に対する関心を高めます。民自らが主体的に行動し、学ぶことのできる体験型の環境学習を行います。

また、民間団体との連携を図りながら、市

【主な事業】 環境施策関連事業

第3節 環境にやさしいまちづくり

クリーンなまちづくりを推進する



基本方針

廃棄される物を最小限に抑えるため、5R生活（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア）の推進によるごみ排出抑制のための啓発に努め、ごみの分別の徹底や減量化を図るとともに、処理施設の効率的な運営を通じて、廃棄物の適正処理に努めます。

また、市民や事業者と一体となって、大気や水質の汚染を防止するとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄などを防止し、生活環境の保全に努めます。

市民生活に密接に関わりのあるペットの飼育などについては、快適性を確保するため、意識の向上に努めます。

現状と課題

大量生産や大量消費、使い捨て型の生活様式や嗜好の多様化の時代にあって、本市の廃棄物の排出量は、分別収集の徹底により、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

しかしながら、依然として燃えるごみの中に資源物の混入が見られ、更なる適正処理に努める必要があります。

また、環境対策については、環境基準が設定されている大気や水質について公

害対策や生活排水対策などに取り組んできたことから、概ね良好な状態を保っていますが、ごみのポイ捨てや不法投棄などは減少しておらず、この改善に取り組む必要があります。

動物愛護については、動物の愛護及び管理に関する法律の施行により、狂犬病、ふん、鳴き声など、周辺住民に迷惑とならないように飼育、管理方法などの普及・啓発が必要です。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
ごみの総排出量(可燃ごみ)	8,700t	8,508t	7,600t
不法投棄量	7.7t	5.2t	5t
地域清掃によるごみ収集量	106t	95t	100t

取り組み事項

○ごみの適正な処理を推進する

廃棄物の再利用や再資源化に取り組んでいますが、循環的な利用が行われていない廃棄物については適正な処理を進め、環境への負荷をできるだけ低減します。

また、老朽化する施設については延命化に取り組むとともに、広域的な処理方法について検討を行います。

【主な事業】 美化センター管理運営事業、ごみ有料化事業、ごみ分別収集業務委託事業

○し尿の適正な処理をする

処理量の減少を踏まえ、下水管理センター内に設置しているし尿前処理施設の効率的な運転管理を行うとともに、収集については、

積極的な水洗化への移行を図りつつ、効率的な収集体制を整備します。

【主な事業】 し尿収集事業、し尿前処理施設維持管理事業

○産業廃棄物対策を推進する

排出者の処理責任の原則にたって、排出者及び産業廃棄物処理業者に対し、県と連携し

て指導の強化を図ります。

○環境汚染防止対策を推進する

市民の住みよい環境を守るため、定められた環境基準の達成を目標とし、監視体制を充

実することで良好な環境を保全します。

【主な事業】 大気汚染常時監視網管理運営事業、水質汚濁調査運営事業、公害行政推進事業

○動物愛護を推進する

動物の適正な飼育などについて、学校、地域、家庭などに対して教育活動や広報活動を

通して啓発を図るとともに、県と連携して狂犬病予防接種などを行います。

【主な事業】 畜犬登録事業

第3節 環境にやさしいまちづくり

斎場・墓地の適正な管理に努める



基本方針

斎場・墓地施設は、市民の需要を満たすとともに、周辺住民の協力と理解のも

と、安らぎのある場となるよう、適正な管理運営を行います。

現状と課題

高齢社会が進展するなか、住宅環境や生活様式の変化により、自宅葬が減少し、斎場の利用が増えているため、計画的に修繕し、延命化に取り組む必要があります。

市営墓地については、市内3か所に整備していますが、核家族化の進展に伴い、

墓地需要が増加傾向にあります。

また、墓地継承者が遠隔地に居住する場合や少子化のため墓地を管理できないといった問題も発生しています。市民の墓地に対する意識や要望などの的確な把握に努め、適正な管理を行う必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
ささゆり苑(葬儀場)の利用件数	203件	231件	230件※

取り組み事項

○斎場の適正管理に努める

高齢化の進展や自宅葬の減少など、斎場の利用件数の増加に対応するため、施設の維持管理

【主な事業】 ささゆり苑管理運営事業、葬儀事業

について、点検を重視し延命化を図るとともに、斎場を適正で便利に利用できるよう努めます。

○墓地の適正管理に努める

墓地需要の動向を正確に把握し、未建立墓地について、貸付者の管理責任を強化するなど、

【主な事業】 市営墓地管理事業

墓地全体の適正管理に努めます。

第1節 自然と調和し快適に暮らせるまちづくり

秩序あるまちづくりを推進する



基本方針

市域全体を見据えたなかで、住民との協働を通じて、規制・誘導の方策を活用しながら、地域の実情にあった土地利用

や住環境整備を行い、秩序あるまちづくりを計画的に進めます。

現状と課題

市の中心部では店舗、住宅、工場などが混在した旧来型の市街地が広がっています。

都市基盤の整備の遅れから、建物の老朽・密集あるいは空き家が点在し、住環境の悪化や防災上の問題などが生じている区域があります。

市街地の外縁部では宅地開発事業や土地区画整理事業などによる良好な住宅市街地が形成されていますが、土地の有効・高度利用が図られていない区域もありま

す。

一方、市街化調整区域は、厳しい建築制限などから、人口が大きく減少するなどの問題も生じています。

さらに、境界争いを未然に防いだり、災害発生時の復旧工事などを円滑に進められるよう、地籍調査を進める必要があります。

また、兵庫県が保有する特定用地については、その有効活用に向け、継続的に検討・要望していく必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
都市計画決定されている土地区画整理事業の整備率	72.41%	72.9%	100% ※
相生駅南、那波丘の台土地区画整理事業地内の土地利用	70.39%	85%	100% ※

取り組み事項

○計画的な都市空間を形成する

既存市街地周辺の土地区画整理事業、特定用地の活用、民間開発及び市街化調整区域における特別指定区域など、まちづくりの将来像となる都市計画マスタープランに基づき、都市施設の計画的な整備や適正な土地利用を促進しま

【主な事業】 土地利用規制等対策事業、特別指定区域事業、地区計画決定事業

す。

また、土地の実態を把握し、開発・保全の基礎資料と地籍の明確化を図るため、地籍調査を実施するとともに、地理情報システムについて検討を行います。

○都市核を形成する

JR 相生駅南地区は、地区計画などにより、市の玄関口にふさわしい土地利用を誘導します。

また、同地区内その他の商業区域については、

JR 相生駅の駅前の利点を活かし、多くの人が集まり交流できる拠点地区として、相生駅南地区内の土地の利用を促進します。

○住環境の整備と保全を行う

地域の特性に応じた住環境の保全や形成を図るため、建築協定や地区計画、特別指定区域制度などを活用して、まちづくりの支援を行います。

また、まちづくり協議会による市民主体のま

【主な事業】 公害行政推進事業、相生市まちづくり活動助成事業、相生市空き家バンク事業

ちづくりを支援します。

さらに、市内の空き家の状況を十分把握し、移住希望者に対して情報提供を行うだけでなく、環境衛生面・防災・防犯からの問題についても、対策を検討します。

○定住促進と居住水準の向上を図る

人口の定住促進のため、住宅地周辺地域で民間による良好な住宅地開発を誘導するとともに、市営住宅やコミュニティ住宅などの老朽化

【主な事業】 公営住宅維持管理事業、再開発住宅管理事業、コミュニティ住宅管理事業、定住促進住宅管理事業

した住宅について、計画的な修繕を行いながら住宅需要に対する新たな供給方法の検討を行います。

第1節 自然と調和し快適に暮らせるまちづくり

上・下水道の整備、維持を図る



基本方針

安全でおいしい水が安定的に供給され、快適な生活環境で暮らせるまちを目指します。

上水道においては、安全性の高い水が

安定供給されるように努めます。

また、下水道は老朽化した施設の延命化を図るとともに、健全経営のために経営改善を進めます。

現状と課題

上水道は、節水意識の定着や企業における節水技術の導入などにより、需要が減少傾向にあります。

一方、高度経済成長時代に建設された水道施設は、更新が必要になっていくとともに、地震などの自然災害に強い施設への改良が必要となっています。

今後、水道事業は厳しい経営状況となることが予測され、経営の健全化が課題となっています。

下水道については、公共下水道及び農業集落排水の整備で、人口整備普及率99%、水洗化普及率97%となり、快適な暮らしの環境づくりが図られています。

今後は、老朽化した施設の延命化に努めるとともに、処理区域内での早期水洗化を促進しながら、より一層の経営改善を行い、公共用水域の環境を守っていく必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
水洗化率	97%	97.5%	100%
有収水量	3,318,000t	3,062,940t	3,318,000t
資本費回収率	47%	34%	47%

取り組み事項

○上水道の安定供給と安全強化を図る

上水道は、広域で運営する西播磨水道企業団から給水を受けており、限りある資源である水

【主な事業】 西播磨水道企業団連絡調整事業

の安全性を高めるために、水質管理の強化を図るとともに、常に安定供給されるよう努めます。

○公共下水道施設の整備を進める

公共下水道の整備は、人口整備普及率 99% とほぼ終息を迎え、水洗化普及率は 97% となっているなか、下水道長寿命化計画に基づき、施設の延命化を図りながら施設更新・耐震補強

【主な事業】 公共下水道整備事業、公共下水道施設耐震・改築更新事業

事業など効率的実施を図り、公共用水域の環境を守ります。

また、集中豪雨などによる浸水被害を軽減するため、雨水幹線の整備を図ります。

○農業集落排水施設などの整備を進める

農業集落排水の整備は、人口整備普及率 100%、水洗化普及率 97% となっているなか、更に整備を促進するとともに、個別合併浄化槽についても対応していきます。

【主な事業】 農業集落排水施設等整備事業、農業集落排水施設等機能強化事業

また、集落排水施設の長寿命化計画を策定し、施設の延命化を図りながら施設更新・耐震補強事業など効率的実施を図り、公共用水域の環境を守ります。

○公共下水道事業の健全経営と維持管理を図る

適正な事務及び施設管理、安定した汚水処理を行います。

また、下水道事業の安定化のため、水洗化率 100% を目指すとともに、定期的な使用料の

【主な事業】 汚水処理施設維持管理事業、汚水処理施設発生活泥管理事業

見直しによる収入の安定、施設の包括的民間委託の実施などにより、汚水処理原価のコスト削減、機器の延命化に努めます。

○農業集落排水等事業の健全経営と維持管理を図る

適正な事務及び施設管理、安定した汚水処理を行います。

また、農業集落排水事業の安定化のため、水洗化率 100% を目指すとともに、定期的な使

【主な事業】 汚水処理施設維持管理事業（農集）、汚水処理施設発生活泥管理事業（農集）

用料の見直しによる収入の安定、施設の包括的民間委託の実施などにより汚水処理原価のコスト削減、機器の延命化に努めます。

第1節 自然と調和し快適に暮らせるまちづくり

港湾の有効活用と河川環境を保全する



基本方針

港湾については、自然災害に対する備えなどのため、改修などを県に要請し、有効利用を図ります。

河川については、県管理河川の改修な

どを要請し、市管理河川については、計画的に改修を行うとともに、雨水排水対策を推進します。

現状と課題

相生湾は、地方港湾として昭和40年に開港場に指定されており、湾全域が地方港湾相生港の港湾地域で、その管理者は兵庫県となっています。

港湾に対するニーズは、工業、漁業とともに、防災に対する意識の高まりやレクリエーションの場など多様化しており、これに対する防災機能の強化や、海と触

れ合う場の創出が求められています。

治水対策や利水対策のため、河川や排水路については、県と連携しながら順次改修を行ってきましたが、都市化の進展により、自然の持つ本来の保水・遊水機能が低下し、浸水などの被害が発生しやすい状況にあるために、良好な河川環境を保全していく必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
相生港埋立地の利用率	21.06%	90.29%	100% ※
河川護岸の除草対策整備率	1.23%	3.0%	5%

取り組み事項

○港湾の維持管理及び有効活用を図る

ポンプ場管理や港湾管理により、安全の確保を行います。

地区において、埋立地の利活用を行うとともに、港湾の活用を図ります。

また、相生みなとオアシスの拠点である相生

【主な事業】 雨水ポンプ場維持管理事業、海岸美化対策事業、ポンプ場管理事業（港湾）、
港湾樋門管理事業

○河川を整備する

安全で快適な生活を確保するため、県と連携を図りながら、浸水被害など防災に配慮した護岸の改修などを行います。

を図るため、計画的に排水路の整備や雨水ポンプ場施設などの改修更新を行います。

また、排水路については、雨水排水の円滑化

さらに、河川は景観に配慮し、市民とともに環境の保全を図ります。

【主な事業】 河川環境美化事業、ポンプ場管理事業（河川）、河川樋門管理事業、
市内一円河川改修事業

第1節

自然と調和し快適に暮らせるまちづくり

相生の特性を活かす景観と緑化を推進する



基本方針

まちの中の快適な通行空間と利用空間を確保し、景観の質的向上に努めるとともに、アダプト制度などを活用した、花と緑のまちづくりを進めます。

また、すべての人が便利で快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインを推進し、公共施設などのバリアフリー化を進めます。

現状と課題

調和のとれたまちの景観は、住む人だけでなく、訪れる人たちの心も和ませてくれます。快適な生活を送るためには、道路、公園、緑地などの景観に配慮した整備や、公共施設での緑化に取り組むことが必要です。市民一人ひとりが道路や公園の木・花への愛着心を高め、自発的

なボランティア活動などを通じて、住みよいまちにしていかなければなりません。

また、都市施設などは、生活や活動に不便な障害を取り除き、使いやすくするユニバーサルデザインの考えのもと、バリアフリー化を進めていく必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
公園の整備率	98.32%	99%	100%
オープンガーデン実施箇所数 ※	55 箇所	54 箇所	60 箇所
屋外広告物の除却件数	80 件	9 件	20 件 ※

取り組み事項

○特性を活かす景観をつくる

JR 相生駅周辺地区、市街地中心部などでは、景観に配慮した道路や河川の整備を行うとともに、道路沿いに街路樹、緑地などを整備し、適切に管理することによって、快適な公共空間を

【主な事業】 屋外広告物取扱事業、景観形成事業

つくります。

また、相生湾の海や市街地周辺に広がる山並み、北部田園地域などは、市民共有の貴重な景観であることから、これらの保全に努めます。

○公園、緑地を整備する

市民の憩いの場、ふれあいと安らぎの場及び災害時の避難場所となる公園、緑地について、整備を促進します。

【主な事業】 公園施設維持管理事業

また、公園管理については、定期的な点検パトロールにより、適正な維持管理を行います。

○緑化を推進する

公共施設などの緑化を進めるとともに、ガーデニング講習会、オープンガーデンを実施し、

【主な事業】 緑化推進事業、県民まちなみ緑化事業

緑化意識の普及・啓発に努め、行政と市民が一体となった緑化活動に取り組みます。

○公共施設などのバリアフリー化を促進する

公共施設、都市基盤などの整備においては、高齢者、障害のある人、子どもなどの利用に配慮したバリアフリー化を進めるとともに、公共

交通機関などでのバリアフリー化を促進します。

第2節 交通・情報網の充実したまちづくり

道路網を整備する



基本方針

日常生活と密着した道路においては、各地域間や中心市街地とを結ぶ充実した道路ネットワークを整備し、安全で快適なまちを目指します。

また、幹線道路、生活道路及び橋梁の整備の充実を促進し、利便性と安全性の向上に努めます。

現状と課題

経済物流を支えている国道の交通量の増加と、中心市街地の通過交通が問題となっており、安全で快適な道路網の整備と改良が必要です。

また、道路は市民の日常生活と密接に

関わるため、常に適切な維持管理が求められているため、市内巡回による補修や、地元自治会の補修要望などを反映させた計画的な整備が必要です。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
主要道路の歩道設置整備率	33.46%	37.1%	40%
市内道路の舗装整備率	89.28%	89.6%	95%
都市計画道路整備率	59.31%	67.7%	72.6%※

取り組み事項

○幹線道路の整備を図る

利便性の向上と広域ネットワークを強化するため、国道2号の拡幅整備、国道250号の道路改良の促進を図ります。

【主な事業】 都市計画一般事務

また、中心市街地への通過交通の回避と、市街地間の交流促進を図り一体性を高めるため、県道竜泉那波線の整備を促進します。

○生活道路の整備を図る

市民の日常生活に密接な影響のある生活道路については、市民ニーズと高齢者、障害のある人などに配慮し、道路基準と調整を図りながら、計画的に新設及び改良を進めます。

【主な事業】 道路橋梁維持管理事業、道路橋梁整備事業、道路台帳整備事業

また、道路補修については、道路パトロールなどを行い、危険箇所の早期発見に努め、適切な維持管理を行います。

○橋梁の整備を図る

老朽化する橋梁の状態を把握し、予防的な修繕と計画的な架替えを行うための長寿命化修繕

【主な事業】 道路橋梁維持管理事業、道路橋梁整備事業

計画に基づき、計画的に整備を行います。

第2節 交通・情報網の充実したまちづくり

公共交通と情報通信の利便性の向上を図る



基本方針

公共交通については、広域交通の要衝である JR 相生駅の機能を十分に発揮するとともに、地域生活圏内において交通弱者などの移動手段が確保されるよう、地域内公共交通の利便性の向上に向け、行政、市民、交通事業者などが一体となって、総合的な交通体系の確保に取り組めます。

情報通信については、民間事業者や国・県と連携しながら、情報通信基盤の整備を図るとともに、市民の情報処理能力の向上を促進し、デジタルデバイドの解消を図ります。

そのことにより、ICT の利便性を誰もが享受できるユビキタスネット社会の実現を目指します。

現状と課題

バス、鉄道などの公共交通は、市民の日常生活を支えることはもとより、環境への負荷軽減、交通事故の抑制、高齢者などの移動の確保などの観点からも重要な役割を担っています。

しかしながら、マイカー利用者の増加による公共交通利用者の減少は、交通事業経営を圧迫し、交通サービスの低下や路線維持が困難となっています。

今後、高齢社会が一層進み、交通弱者の増加が見込まれるなか、公共交通二

ズの高まりが予測されることから、地域住民のニーズに対応した地域内交通網の充実が課題となっています。

また、近年、情報通信技術の進展により、さまざまな分野で知りたい情報を即時に手に入れることが可能になりました。

この利便性を高めるためには、情報通信基盤の整備のほか、情報の発信側や受信側の技能や知識の習得などが必要となっています。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
JR 相生駅など乗車人員	2,012 千人 (H20)	1,945 千人	2,260 千人
バス利用者数	65,069 人	90,289 人	91,000 人 ※
超高速ブロードバンド地域整備率	91.05%	98.57%	100%

取り組み事項

○公共交通サービスを充実する

鉄道の利用促進を図るとともに、JR などに
停車本数の増加要請をしていきます。

また、地域住民の生活交通であるバスなどに

【主な事業】 地方バス路線維持補助事業

については、経営効率化にも配慮したうえで、地
域住民の通学や市街地を結ぶ交通手段として、
路線の維持・確保に努めます。

○地域特性に応じた総合的な交通体系の確立を目指す

鉄道やバスの乗り換えなど公共交通相互の乗
り継ぎや地域特性に適した交通手段を周期的に
つなぐため、鉄道、バスなどの連携及び公共交

【主な事業】 生活交通システム事業

通空白地における交通手段について、総合的な
交通体系の確立を目指します。

○情報通信環境の整備を図る

市民が等しく情報を共有できるように、市内
全域のブロードバンドの整備及び携帯電話不感

地の解消を事業者へ要望していきます。

第1節 まちづくり目標推進のために

市民力あられるまちをめざす



基本方針

地域コミュニティやNPOなどと連携し、住民相互のふれあいや助け合いのある住みよいまちづくりを目指します。

そのためには、市民などの意向をまちづくりに活かしていくため、市民参加を促進し、市民やNPO、企業など各主体相互の協働を推進します。

また、コミュニティ活動の活性化に向

け、市民活動団体などへの支援や社会福祉協議会と連携したボランティア活動への参加促進を図ります。

さらに、相生市人口ビジョン・地域創生総合戦略に基づいた人口減少対策のための施策を実施し、人が集うまちをめざします。

現状と課題

成熟社会、人口減少社会を迎え、地方分権が進展するなか、市民の暮らしに対するニーズはますます多様化・高度化しています。このような社会においては、行政だけでなく自治会、NPO、ボランティアグループ、企業などの多様な主体が役割と責任を分担しながら地域経営の担い

手となる「新たな公」の考え方に基づき、参加と協働の地域づくりが必要です。

また、国において「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、地方創生への取り組みが進んでいるため、本市でも総合戦略に基づいた人口減少対策が重要になります。

めざそう値

項目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
自治会加入世帯数	10,383 戸	10,136 戸	10,500 戸
審議会・委員会などの公募委員の割合	4.76%	8%	30%
市民参加率（各分野のボランティアなどでの参画している人の割合）	11.5% <small>(H20 総合計画アンケート)</small>	10.10% <small>(H26 総合計画アンケート)</small>	40%

取り組み事項

○市民参加型のまちづくりシステムを構築する

自治基本条例に基づき、施策に関わる意思形成や計画づくりにおいて、策定段階から幅広い市民参加ができるよう取り組みます。

また、市民の自主性や創造性を発揮できる活

【主な事業】 市民参加推進事業、ふるさと応援事業、まちづくり活動支援事業

動に対して支援するとともに、公共サービスを補完する分野では NPO や各種団体などと協働して取り組みができるよう働きかけます。

○コミュニティ活動を活性化する

防災、環境美化など各分野において市民主体の取り組みを促進するとともに、地域の課題解決に対する取り組みを支援することにより、地域の活性化を図ります。

【主な事業】 集会所等設置費助成事業

また、公民館や各地域の集会所などを地域コミュニティの活動拠点と位置づけ、必要な整備を進めます。

○ボランティア活動を促進する

社会福祉協議会と連携しながら、市民生活の様々な分野において、市民の主体的なボラン

【主な事業】 ボランティア活動推進事業

ティア活動や NPO 活動が活発に展開されるよう周知に努め、参加を促進します。

○まち・ひと・しごとによる人口減少対策を行う

定住に関する総合的な窓口を設置し、積極的な PR を展開するとともに、相生市人口ビジョン・地域創生総合戦略に基づき、人口減少対策

【主な事業】 定住促進 PR 事業、新婚世帯賃貸住宅家賃補助金交付事業、定住者住宅取得奨励金交付事業

に効果的な施策を実施することにより、転入・定住の促進と転出の抑制を図ります。

第1節 まちづくり目標推進のために

情報提供の充実を図る



基本方針

市民主体の行政運営を進めるため、的確な市民ニーズの把握を行うとともに、積極的な情報提供により行政の透明性・公平性を高め、市民への説明責任を果た

すことを目指します。

また、適時適切な行政情報を提供することで、市民の参画と協働による市政運営を高めます。

現状と課題

まちづくりは、更なる市民との協働が必要であり、そのためには市民の意見や要望を的確に捉えるとともに、行政情報の積極的な公開により、透明性・公平性を高める必要があります。

本市においては、広報あいおい、インターネットホームページなど各種メディ

アを通じて情報発信を行うとともに、情報公開制度により行政情報の提供に努めてきました。

今後は、更に情報伝達の質の向上に向けた取り組みを行うとともに、市民ニーズの的確な把握を行い、市民協働のまちづくりを進めていく必要があります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
広報あいおい、ホームページが役立っていると感じる人の割合	56.3% (H20 総合計画アンケート)	64.8% (H26 総合計画アンケート)	70% ※
ホームページアクセス数	314,787 件	447,924 件	500,000 件 ※

取り組み事項

○情報発信力を強化する

広報あいおいなどにおいて、行政に関する情報をわかりやすく、積極的に発信するとともに、大量の情報を迅速に提供できるホームページについて、誰もがわかりやすく利用できる状態を

【主な事業】 ホームページ整備事業、市政広報事業、まちかど出前講座実施事業

目指します。

また、市政への理解を深めるため、出前講座などの充実を図ります。

○広聴活動を充実する

市民からの市政に対する意見、要望などを的確に把握し、市政に反映させるため、電子メー

【主な事業】 市民対話事業、市民要望意見収集事業、コスモトーク

ルなどを活用した意見の収集など、多様な手段による広聴活動の充実を図ります。

第1節 まちづくり目標推進のために

改革に挑戦する市役所をつくる



基本方針

地方分権時代の自立性と独自性のあるまちづくりを行うため、NPMの考え方に基づき、民間の手法も参考にし、経営の視点から各事業を常に見直し、市民サービスの向上に努めます。

また、生活圏の拡大に伴い、行政需要も拡大しています。このため、連携中枢都市圏などの広域的なネットワークを形成し、連携を推進することで広域的課題の解決を図ります。

現状と課題

地方公共団体は、地方分権の進展により、自立性と独自性のあるまちづくりが求められています。

本市においては、非常に厳しい財政状況のもと、事業の必要性などを見極め、効果重視の予算執行に取り組んできました。

今後も、総合計画の進捗状況を適切に管理するとともに、最小の経費で最大の

効果をあげるべく、不断に各事業を見直しながら経営資源のマネジメントが必要です。

また、人口減少社会でも地方自治体が行政サービスを提供していくためには、有機的な連携が必要ということから、連携中枢都市圏などの広域連携が必要となります。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
普通財産のうち利用可能地の活用率	81.78%	86.07%	92% ※
行政評価に基づく改善件数	33 件	41 件	100 件

取り組み事項

○行政経営を推進する

行政評価のPDCA サイクルにより、総合計画の進捗状況や新たな施策の必要性などを評価し、適切な行政経営を行います。

さらに、経営資源の一つである公共施設について、公共施設等総合管理計画などを策定し、適切なマネジメントを進めます。

【主な事業】 行政評価システム推進事業、公共施設等総合管理計画策定事業

○費用対効果を精査する

事務事業を行うにあたっては、必要性や緊急性、効果などの観点に基づく事業の選択を行うとともに、定期的な事業の見直しを行います。

また、民間と行政の役割分担を見直し、新たな公の推進など民間が受け持つ公共サービスの拡大を進めます。

【主な事業】 行政改革推進事業

○資産の有効活用を図る

市有財産の効率的な管理を行うとともに、新たな財源確保の観点から未利用地の活用方法を

検討し、有効活用を図ります。

【主な事業】 市有財産管理事業

○効率的で実践的な広域連携システムの推進

生活圏の拡大による広域的な行政需要に対応するため、広域的な情報ネットワークを形成し、広域的課題の解決を図るとともに、事務の効率化を推進します。

「連携中枢都市圏」制度を活用し、姫路市及び近隣市町と連携して播磨圏域全体の活性化を図り、市民が安心して快適な暮らしを営んでいけるよう取り組みます。

また、人口減少・高齢化社会に対応するため、

【主な事業】 広域行政推進事業

第1節 まちづくり目標推進のために

効率的で効果的な組織体制を図る



基本方針

市民に分かりやすく、簡素で効率的、効果的な組織・機構を目指します。

また、職員研修や人事考課を通じて、社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対

応できるように、職員の意識改革と資質の向上に努めます。

さらに、計画的に情報システムの整備を図り、効率的な業務遂行に努めます。

現状と課題

行政運営の効率化が求められるなか、本市は、相生市職員憲章に基づき、市民の視点に立った、さわやかな行政を推進してきました。

限られた財源のなかで、更なる市民サービスの向上のためには、豊富な知識と経験を持つ退職者の活用を図るとともに、簡素で効率的、効果的に成果が上げられ

る組織づくりと、改革意識と経営感覚を身に付けた意欲ある職員の育成が必要です。

また、国において、「i-japan 戦略」や「新たな情報通信技術戦略」などにより社会保障・税番号制度が開始されるため、各種事務手続きの効率化などが求められます。

めざそう値

項目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
職員提案件数	2件	2件	20件
一般会計職員人件費額	2,421,690千円 (H22)	2,016,530千円 (H27)	1,950,260千円※
電算化導入業務件数	19件	31件	35件※

取り組み事項

○効率的、効果的な組織を構築する

時代の変化に適應した、市民にわかりやすい組織体制となるよう、多様化する事務や施策の優先順位などに応じ、再任用制度の活用や新たな任用制度なども取り入れた効果的な組織体制を構築します。

【主な事業】 組織・機構の見直し

また、限られた人数のなかでも業務執行が可能となるよう業務の効率化を図るとともに、部門間での協力・連携体制を強化するなど、組織の活性化を図ります。

○職員の資質向上を図る

職員研修、人事考課、昇任などを通じて、職員が常に学び、チャレンジし、自由に発想し、対話ができるような職場風土を目指すとともに、職員一人ひとりがそれぞれの職務と職責の

【主な事業】 効果的な職員研修の実施、職員提案

中で最大限発揮できる状態を目指します。

また、市民に対して公平な行政サービスを行い、市民から信頼されるために、厳正な服務規律の確保に努めます。

○行政情報システムの整備と業務の効率化を推進する

行政サービスを高めるとともに、業務を効率的で正確かつ迅速に進めるため、各分野における情報システムの整備を計画的に行い、電子自治体の推進を図ります。

また、部門間のデータの共有化による相互利用により事務を効率的に行えるよう、イントラネットを活用した庁内情報システムを整備します。

【主な事業】 各業務システムの整備

事務の執行においては、常に事務の効率性をチェックし、必要に応じて業務のマニュアル化を行い、迅速な事務処理手続きを行います。

また、社会保障・税番号制度により、個人情報保護に十分配慮しつつ、効率性・透明性を高め、市民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現を目指します。

第1節 まちづくり目標推進のために

財政の健全化を図る



基本方針

税収の確保を図るため、適正な課税と確実な収納に努めるとともに、限られた財源を有効に活用し、かつ長期的に実質

単年度収支などの均衡を図りながら、堅実で持続可能な財政運営を行います。

現状と課題

少子高齢化の進展や長引く不況の影響などにより、厳しい財政状況が続いています。

このようななかで、従来から不断の取り組みとして行政改革を行い、また、5年ごとに策定している行財政健全化計画を推進し、歳入の確保や歳出の抑制を図りつつ、持続可能な財政運営を行っています。

しかしながら、これまでに行ってきた

都市基盤整備事業による地方債の償還が今後も高い水準で推移するなかで、引き続き中長期的な視点での財政運営が求められています。

今後も、市民の信頼を高め、ニーズに的確に応えつつ、健全な行政運営を行っていくためには、自主財源の確保や選択と集中による財源の有効活用を図っていくことが必要です。

めざそう値

項 目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)
実質公債費比率	15.90%	13.00%	14%以下
将来負担比率	179.60%	111.2%	130%以下
市税徴収率	92.12%	96.38%	97%※

取り組み事項

○安定的に財源を確保する

自主財源の根幹である市税の適正課税を行うとともに、収納に関しては、悪質滞納者への差押えなどの滞納処分を行い、税の公平性の確保に努めます。

また、手数料、使用料などについては、公平性の見地から応分の負担となるよう、受益者負担の適正化を図ります。

【主な事業】 インターネットを活用した公売の実施、休日納付相談会の実施、
コンビニ・クレジットカード収納の実施

○財源を効率的に運用する

市民ニーズに的確に答えるため、事業の選択と集中を行いながら、行財政健全化計画に基づき、限られた財源を有効に活用するとともに、

実質単年度収支などの均衡を図りながら、長期的に堅実で持続可能な財政運営を確保します。

資料編

第 1 章

相生市の現状

第 2 章

社会潮流

第 3 章

市民の意向

第 4 章

その他

第1章 相生市の現況

第1節 相生市の概要

1 位置と面積

本市は、兵庫県の南西部（東経134度28分、北緯34度48分）に位置し、南は、播磨灘に面し、北は、たつの市・上郡町、東は、たつの市、西は、赤穂市・上郡町にそれぞれ境を接しています。

また、市域の東西は約8km、南北は約20kmと南北方向に細長い形で、総面積90.40km²のまちです。

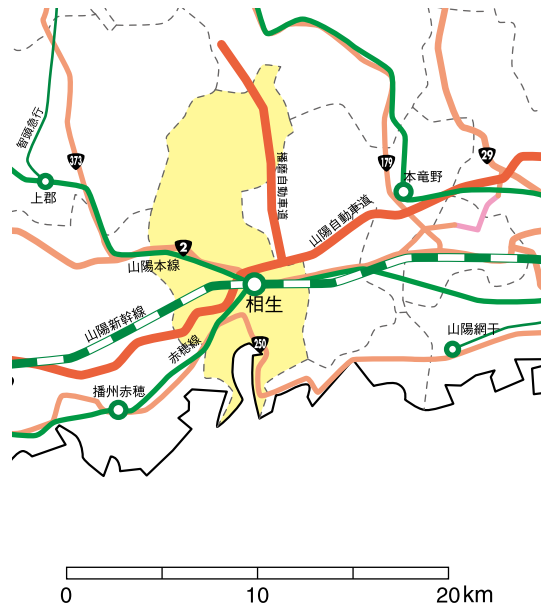
2 地形・水系

本市は、市域のほとんどが西播丘陵を中心とする200～500mの山並みに囲まれ、湾岸部にまで山が迫っているため、宅地などは約15%で平坦な土地が乏しい。市の中央部には、わずかに平野部が東西にのび、そこから数km離れたかたちで北と南にそれぞれ伸びる平坦な土地があり、北部の集落及び南部の市街地を形成しています。

その北部と南部にそれぞれ水系があり、北部は、西播丘陵を源に千種川水系矢野川が南流し、それに沿ってベルト状に平野があり、支流が丘陵地帯に小さな谷を数多く形成しています。南部は、行政界の丘陵地から小さな河川が放射状

3 気候

本市は、瀬戸内式気候で、比較的雨が少なく温暖な気候です。年間平均気温は14.5℃、年

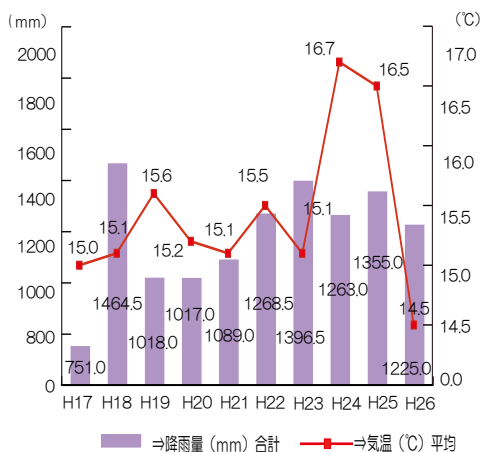


に相生湾に流れ込み、河川及び湾沿いに細長い平野があります。

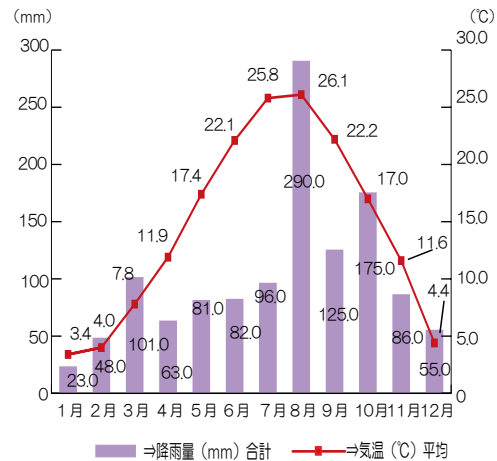
南端は、瀬戸内海国立公園、北部丘陵地帯の一部は、西播丘陵県立自然公園にそれぞれ指定され、海と山の自然あふれる豊かな環境を有しています。

間降水量は1,225mm（平成26年実績）と、非常に住みやすい地域です。

【気象状況】 ※西はりま消防組合調べ



【月別降水量と平均気温】 ※西はりま消防組合調べ



4 沿革

古代には、河川によりもたらされる水と肥沃な土地を活かした農業集落が早くから形成され、相生湾を活かした漁業集落も形成されました。

中世には、現在の市域の大部分は「矢野荘」となり、皇室領荘園、後に京都の東寺（教王護国寺）領荘園として治められました。江戸時代中期には、旧市域が赤穂藩領となり、6つの藩領となりました。

明治に入り、現市域一帯が兵庫県となり、明治22年の市町村制の施行によって近世の行政村を併合しながら相生村、那波村、若狭野村などが誕生、相生村、那波村はそれぞれ町制を敷いた後、昭和14年合併し相生町となりました。

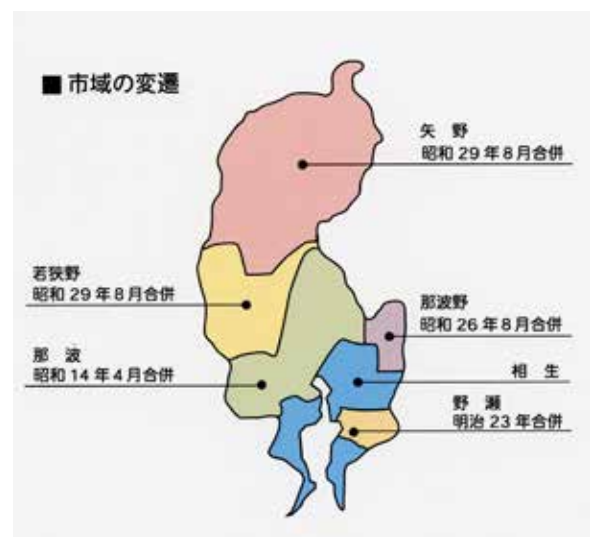
また、明治23年には、相生と龍野の間に山陽鉄道が開通し、那波駅が営業を開始し、明治34年には、神戸から下関までの全線が開通しました。明治40年には、現在の株式会社IH1の前身である播磨船渠株式会社が設立、近代的な工業都市へと変貌していきました。

昭和4年に株式会社播磨造船所となった造船所は、戦時中、大いに規模を拡大し、工場動員もあり、人口が急増、昭和17年に兵庫県で9番目の市として相生市が誕生しました。

終戦後、一時人口は減少しましたが、造船業を中心として経済活動も活発となり、人口の増加に伴い住宅地化が進むとともに、昭和26年には揖保郡揖保川町の大字那波野を合併し、更

に昭和29年には赤穂郡若狭野村と矢野村を合併し、現在の市域となりました。

工業・造船都市として発展してきた本市は、造船業をめぐる構造不況の影響を受け、産業活動の停滞、人口の急減などを経験し、市民生活にも大きな影響が出たため、産業面では脱造船を目指し新規産業への転換・多角化を促進し、また、播磨科学公園都市の玄関口として、活力ある市民生活と都市活動を展開していくため、都市基盤整備と良好な住環境の形成、健康・福祉、環境、教育などの充実により、安心して暮らせる生活環境づくりを進めています。

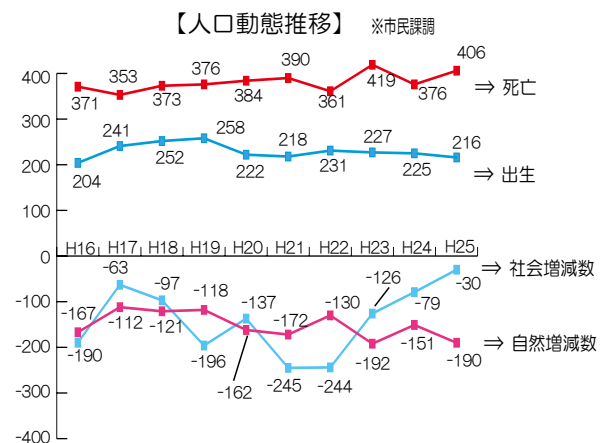


第2節 相生市の動向

1 人口

本市の人口は、1955年から1975年までは高度経済成長に合わせ、市内の主要産業である造船業の発展とともに、順調に増加していました。しかし、造船業が第1次オイルショックに端を発する構造不況に陥り、合理化が進むなど従業員の大幅な減少がみられ、市の人口も減少局面に移り、その後の人口は減少が続き、平成22年国勢調査では31,184人、12,148世帯となっています。

人口動態をみると、自然動態では老年人口の増加と出生率の低下の影響もあり、減少幅が大きくなっていますが、社会動態では、転入・転出とともに年による変動はあるものの、平成23年以降は転入数と転出数が接近しており、減少幅が小さくなっています。しかし、依然として



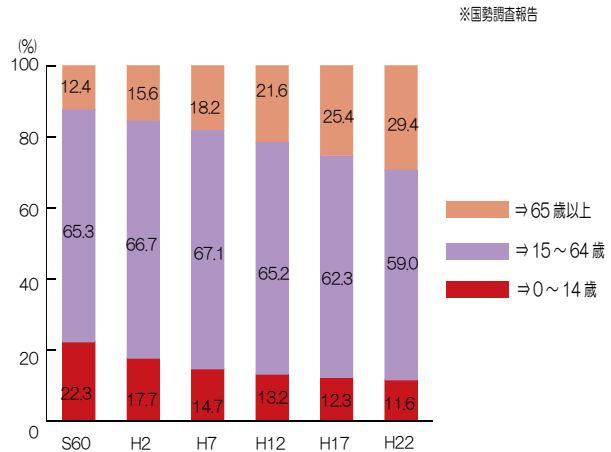
市の人口は減少傾向が続いており、その数は平成12年以降、年間200～300人減少しています。

平成22年の年齢構成人口では、0～14歳の年少人口が11.6%、15～64歳の生産年齢人口が59.0%、65歳以上の老年人口が29.4%となっており、平成17年と比べ年少人口が0.7%減少している反面、老年人口が4.0%増加しており、少子高齢化の傾向がより一層強まっています。

地区別人口では、増加地区が池之内地区と陸地区の2地区で、それ以外は減少しており、特に相生地区、若狭野地区、那波野地区などで減少が目立っています。

(注)人口等に関する数値はいずれも国勢調査のもの

【年齢3区分別人口割合の推移】



【地区別人口増減】 ※国勢調査報告

地区	平成22年 国勢調査	平成17年 国勢調査	増減数 (人)	増減率 (%)
相生	2,002	2,268	△266	△11.73
野瀬・鷺浜	573	664	△91	△13.70
旭	2,220	2,379	△159	△6.68
陸	4,590	4,567	23	0.50
池之内	1,287	1,129	158	13.99
那波	2,373	2,434	△61	△2.51
緑ヶ丘・青葉台	3,404	3,464	△60	△1.73
佐方	2,658	2,751	△93	△3.38
山崎・西谷	182	240	△58	△24.17
那波野	2,207	2,388	△181	△7.58
古池	2,282	2,307	△25	△1.08
赤坂・双葉	2,267	2,406	△139	△5.78
若狭野	3,323	3,521	△198	△5.62
矢野	1,790	1,957	△167	△8.53
計	31,158	32,475	△1,317	△4.06

【地区別世帯増減】 ※国勢調査報告

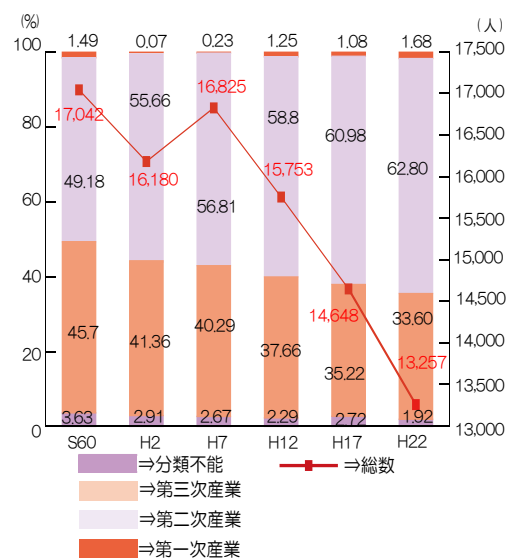
地区	平成22年 国勢調査	平成17年 国勢調査	増減数 (世帯)	増減率 (%)
相生	918	984	△66	△6.71
野瀬・鷺浜	188	202	△14	△6.93
旭	923	955	△32	△3.35
陸	1,932	1,826	106	5.81
池之内	509	396	113	28.54
那波	967	962	5	0.52
緑ヶ丘・青葉台	1,281	1,242	39	3.14
佐方	1,160	1,040	120	11.54
山崎・西谷	78	93	△15	△16.13
那波野	841	854	△13	△1.52
古池	910	851	59	6.93
赤坂・双葉	871	876	△5	△0.57
若狭野	956	955	1	0.10
矢野	607	611	△4	△0.65
計	12,141	11,847	294	2.48

2 経済

本市は、造船を中心とする工業都市として発展し、昭和60年頃までは第2次産業就業者が5割近くを占めていました。近年は脱造船の流れから産業構造にも変化が見られ、平成22年には第2次産業就業者が33.60%、第3次産業就業者が62.80%となっています。構成比では西播磨全体とほぼ同程度であり、県全体の構成比に近づきつつあります。

就業者数でみると、平成7年から平成22年にかけて減少しています。このことは、人口減少だけでなく、地域産業の構造上の特性や産業のグローバル化などが要因と考えられ、社会経済情勢の変化は、就業者数からも地域経済に深刻な影響を及ぼしています。

【就業者数の推移】 ※国勢調査報告



3 財政

本市の歳入状況は、経済情勢が悪化したことから市税が減少傾向にあり、地方交付税や市債に依存している状況にあります。更に地方交付税についても先行きは不透明であり、今後の歳入確保は困難が予想されます。

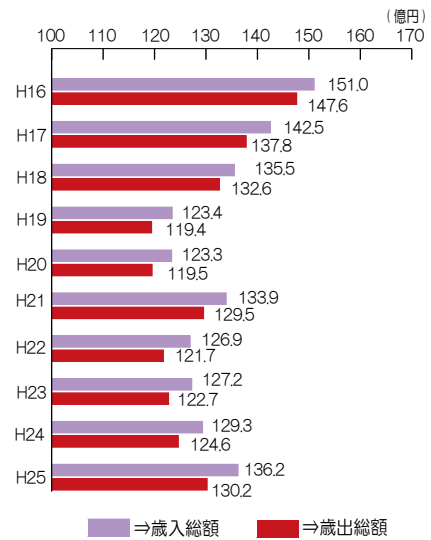
また、歳出状況は、社会保障制度として、生活困窮者、障害のある人、子育て世帯などに対する福祉施策に支出している扶助費が増加しており、今後も引き続き増加が予想されます。

さらに、投資的経費を大幅に削減しましたが、平成25年度からは新たに文化会館の建設に着手したことで増加しており、今後も施設の老朽化などに対応するため、増加が見込まれます。

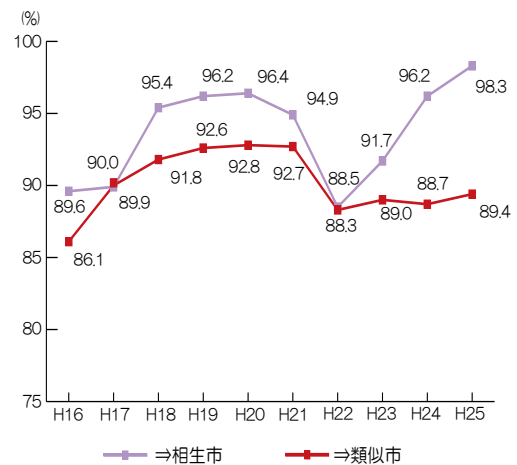
財政構造の弾力性を測定する指標の経常収支比率では、歳入における市税などの減少と、歳出における扶助費や公債費などの経常的経費の増加から、高い傾向となっており、今後も高い水準で推移していくと予想されることから、財政構造の弾力性が低いといえます。

財政力指数は、数値が大きいほど財政的に豊かであり、他の類似団体と比べれば、財政力が低いといえます。

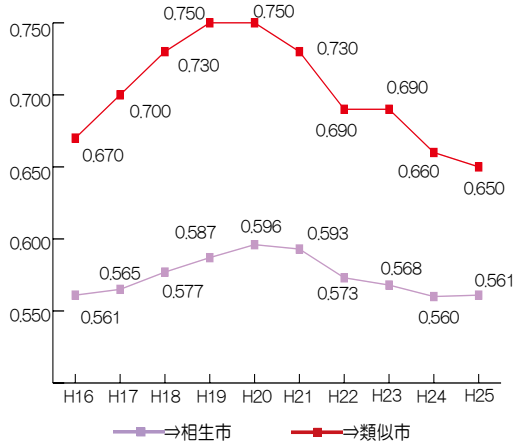
【歳入歳出決算額】 ※財政課調



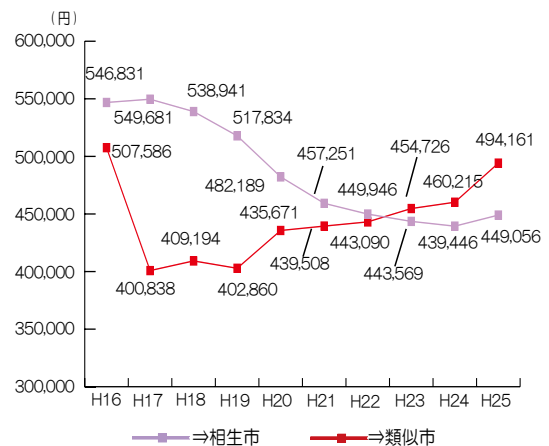
【経常収支比率】 ※財政課調



【財政力指数】 ※財政課調



【地方債残高(1人当たり)】 ※財政課調



4 土地利用

本市の土地利用は、大きくはその地形条件によって制限されており、相生湾を取り巻く臨海部とそれに隣接する市街地、更にはそれらを取り巻く形で背景に田園・山間部があるという三層からなる都市構造となっています。

市街地については、相生湾の奥部を中心に都市機能が形成され、湾奥部から国道2号にかけては公共施設や商業施設が集積し、その背後に住宅地が広がっています。また、大型放射光施設「SPRING8」などを擁する播磨科学公園都市の玄関口として、相生駅前に宿泊施設が建設され、研究開発者などの利便性を確保しています。

臨海部には、大規模な工業施設があり、それらに隣接して小規模な住宅地が形成されています。また、相生湾においては、一部を埋立造成し、工業団地及び都市施設などとしての役割を担うとともに、相生港を埋立造成し、排水施設・港湾施設・文化施設などの公共施設の整備を進

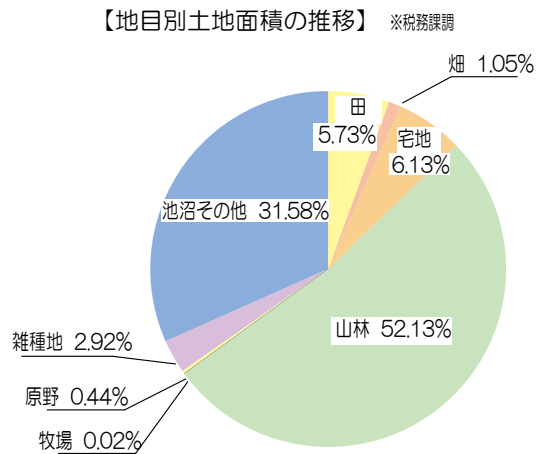
5 交通条件

本市には、鉄道網としてJR相生駅及びJR西相生駅があり、新幹線利用で東京まで約3時間30分、福岡まで約2時間10分、在来線利用で大阪まで約1時間20分の時間距離にあります。

道路網では、高速自動車道路として、山陽自動車道が市域を東西に走り、龍野西ICが近接しています。さらに、播磨JCT及び播磨自動車道が整備されるなど、中国横断自動車道姫路鳥取線が全線の一体的な供用に向け整備中であり、整備完了すれば山陽自動車道・中国縦貫自動車道・中国横断自動車道が結ばれ、播磨科学公園都市を含めた広域アクセスの飛躍的な向上が期待されます。

めています。

北部の田園・山間部では、山あいの矢野川を中心とする河川沿いに農地が広がり、集落が点在し、それらの背後には豊かな自然環境を有しています。



さらに、京阪神と九州を結ぶ国土幹線道路の国道2号及び国道250号、県道姫路上郡線、県道相生山崎線及び現在整備中の県道竜泉那波線は、広域道路網として重要な役割を果たします。

また、航空路を利用する場合は、自動車や鉄道で大阪国際空港及び関西国際空港まで約2時間、神戸空港及び岡山空港まで約1時間で到達可能です。

海路では、平成18年度に公共バースが整備され、平成19年度には「あいおい白龍城」が海の駅に登録されるとともに、相生湾が近畿初となる「みなとオアシス」に登録されるなどの整備がされ、海の玄関口として更なる来訪者の増加が期待されます。

第2章 社会潮流

第1節 社会情勢

1 人口減少社会と少子高齢化

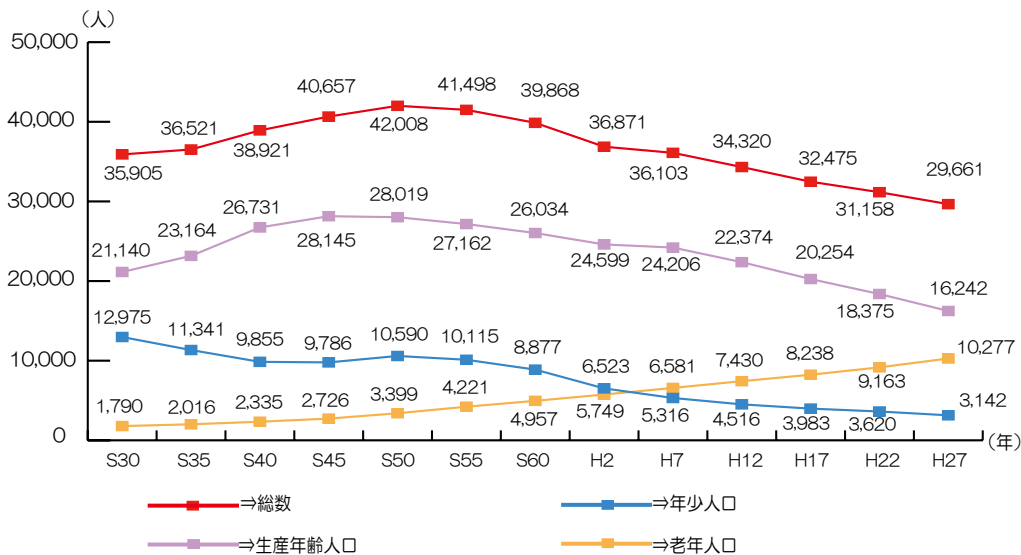
我が国の人口は平成16年にピークを迎え、人口減少社会に突入しました。更に平成24年の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、平成60年には1億人を下回ると予測されています。

また、合計特殊出生率が今後も低く推移し、高齢化率が40%に近づくと予測されており、今後も少子高齢化が進行するとされています。

このような人口減少と少子高齢化は、地域の

活力の低下とともに、社会保障費の増加、税収の減など、自治体運営においても大きな影響を与えることが予測されます。

本市における将来人口の推計では、これまで増加してきた老年人口についても減少することが予測され、各層が相対的に減少することにより、活力そのものが低下する可能性があるため、地域創生総合戦略の推進による人口減少対策と地域活性化が求められています。



2 経済環境と雇用形態の変化

我が国の経済動向は、一部では景気回復の兆しが見えるものの、消費税率の引き上げによる買い控えなど、将来における経済動向は、依然として不透明な状況です。

また、経済活動のグローバル化やICT（情報通信技術）の発達などにより、国内の経済活動の形態が変化しています。

本市では、依然として厳しい経済情勢が続いており、工業については製造品出荷額及び従業

員数などが減少傾向にあるとともに、商業についても、人口減少の影響もあり、商店数及び年間商品販売額などが減少傾向にあります。

そのため、安定した雇用の確保や起業支援、観光面について、広域的な視点から経済活動を活発化し、それを地域経済への活力に繋げるために姫路市を中心とする播磨圏域連携中枢都市圏構想を活用しながら推進することが重要です。

3 安全安心な暮らしへの意識の高まり

近年、ゲリラ豪雨などの自然災害の発生や、世界各地でのテロ、世界レベルでの新たな感染症の発生、子どもが被害者となる凶悪犯罪の発生、高齢者を巻き込んだ悪質商法による被害の増加を背景に、安全安心な暮らしへの関心が高くなっています。

本市においては、災害や犯罪から日々の暮らしを守るためには、公助だけでなく、地域社会が有していた、自助・共助の意識を強化することが必要であり、地域コミュニティなどの大切さについて市民自身が理解し、再構築を実践していくことが求められています。

4 地球環境問題への取り組み

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄といった生活様式が利便性を向上させた一方で、地球温暖化や資源の枯渇など環境破壊や生態系に悪影響をもたらし、その問題は国際社会共通の重要な課題となっています。

また、平成23年3月の東日本大震災における原子力発電所の事故の発生もあり、再生可能エネルギーへの転換など環境負荷の少ない持続

可能な社会づくりが求められています。

本市においても、恵み豊かな自然を後世に引き継ぐため、引き続き循環型社会への取り組みを行うとともに、市民、企業、行政などすべての主体が役割と責任を理解し、地球環境問題への取り組みを行い、環境への負担をできるだけ少なくすることが求められています。

5 高度情報化の進展

情報通信技術の進歩は、企業の経済活動のみならず、スマートフォンなどの普及により、ブログやツイッターなど多種多様なサービスが市民の生活にまでも深く浸透し、我が国の平成25年度末におけるインターネット利用者数は1億44万人、人口普及率は82.8%に達し、年々上昇しています。

国においては、平成25年6月に世界最高水準のIT利活用社会の実現を目指す「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、平成27年6月の改定では、IT利活用基盤を積極的に活用し、国民が実感できる「真の豊かさ」を実現することに重点を置いています。

そのため、産業構造や社会生活などの情勢変

化により出される課題解決に向けた柱の一つである、「ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会」では、オープンで利便性の高い公共サービスを提供し、電子行政サービスがワンストップでどんな端末からでも受けられる「便利なくらし」社会を実現するための取り組みが進められています。

一方で、高度情報化の進展は、個人情報流出やコンピューターウイルスの侵入など、利用者にも甚大な影響を及ぼす危険性があり、情報のセキュリティ対策が課題となっています。

このような情報化の特質を見極め、地域の活性化や利便性の向上に情報化技術を役立てていくことが重要です。

6 地方分権の進展と協働への取り組み

基礎自治体である市は、地方分権の進展に伴って国や県の事務・権限が移譲され、その責任と判断において、実情に合った自主的で自立的な行政運営を行う能力と体制の充実が求められています。

また、財政を取り巻く状況は、少子高齢化の影響が大きく、歳入では生産年齢人口の減少によって税収増が期待できず、歳出面においては年金、医療、福祉など社会保障費が増大するなど、今後一層厳しい状況が予想されます。

さらに、我が国は成熟社会を迎えたことで、

市民のニーズも経済的な豊かさよりも心の豊かさを重視するなど多様なものとなっており、公共だけで対応することが困難になっています。そのため、暮らしに密着したニーズや課題に対しては、NPO法人やボランティア団体などの活動が高まっています。

このため、本市においては、自治基本条例を制定し、「新たな公」の取り組みを進めています。今後は、更に多くの分野において協働のまちづくりを進めていく体制づくりが求められています。

第3章 市民の意向

第1節 市民アンケート結果

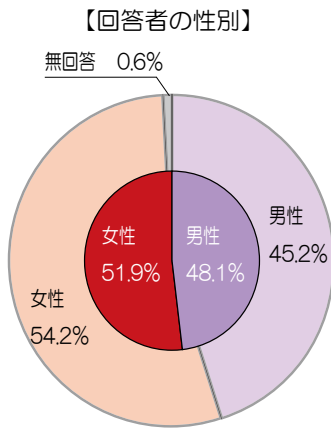
第5次総合計画策定のため、無作為に抽出した3,500人（18歳以上で、住民基本台帳に登録されている方）の市民を対象に、平成20年度に市民アンケート調査を実施しました。

また、第5次総合計画策定後は、当計画の進捗等を測るものとして、平成24年、26年度

に市民アンケートを実施しています。（無作為の3,500人（18歳以上で、住民基本台帳に登録されている方）、平成24年度回収率50.03%、平成26年度回収率56.29%）

以下が、平成26年度のアンケート調査結果の一部です。

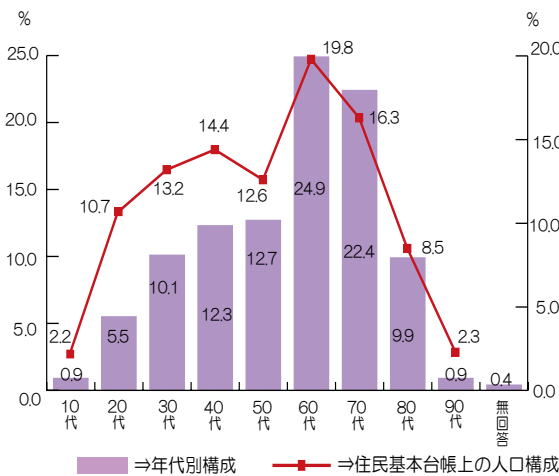
問：回答者についての基礎情報



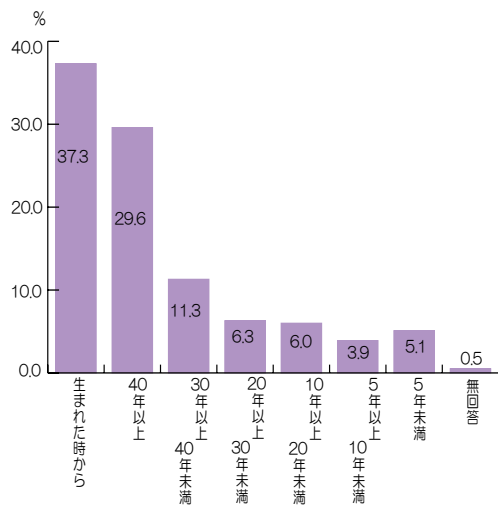
平成26年度の第5次総合計画進捗把握市民アンケートの回答者は男性45.2%、女性54.2%で、年代別では60歳代が24.9%と一番高く、次いで70歳代、50歳代となっており、概ね住民基本台帳上の比率と近いものとなっています。

居住年数は、生まれた時から相生に住んでいる人が37.3%、40年以上住んでいる人が29.6%と多く、住んでから10年未満の人は約9%となっています。

【回答者の年齢】



【回答者の居住年数】



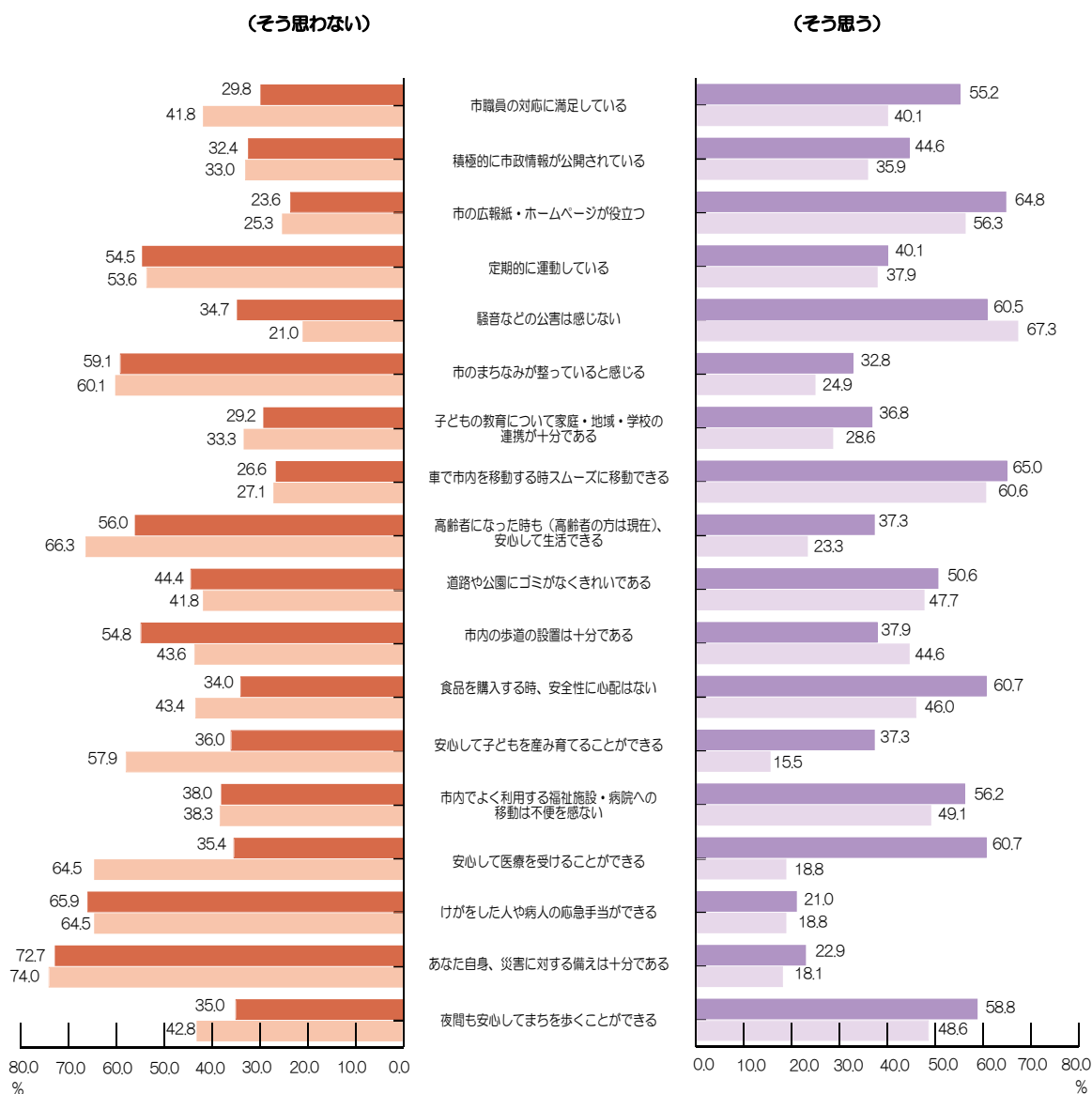
問：現状についての意見

平成20年調査時と比較すると「市の広報紙・ホームページが役立つ」「車で市内を移動するときスムーズに移動できる」「騒音などの公害は感じない」と思っている人の割合が同様に高いなか、「安心して医療を受けることができる」「食品を購入する時、安全性に心配ない」と思っている人の割合についても6割を越える高い数値となっています。

また、「安心して医療を受けることができる」「安心して子どもを産み育てることができる」と思っている人の割合が大きく増となるなど、多くの項目で満足度が高まる結果となっています。

一方、「けがをした人や病人の応急手当てができる」「あなた自身、災害に対する備えは十分である」がともに不十分と感じている人の割合が、依然として高い数値となっています。

第5次総合計画策定に向けての市民アンケート
【現状についての意見 上：H26結果 下：H20結果】



問：行政との協働事業への市民参加状況

協働事業に何か一つでも参加していると答えた人は、平成20年度の11.5%と同程度の10.1%となっています。そのなかで参加している事業は、「公園・道路・駅周辺など公共施設の環境美化活動に参加する」「市が実施するアンケートへの協力や市の施策に対して提言を行う」「環境に配慮した取り組みに参加する」が平成20年度と同様に上位になっています。

また、「生涯学習などの講座で、講師・補助にボランティアとして参加する」「市が公募する検討委員会などに応募したり、説明会や懇談会に参加する」は依然3%以下で、現状においても市民参加が少ないことが分かります。

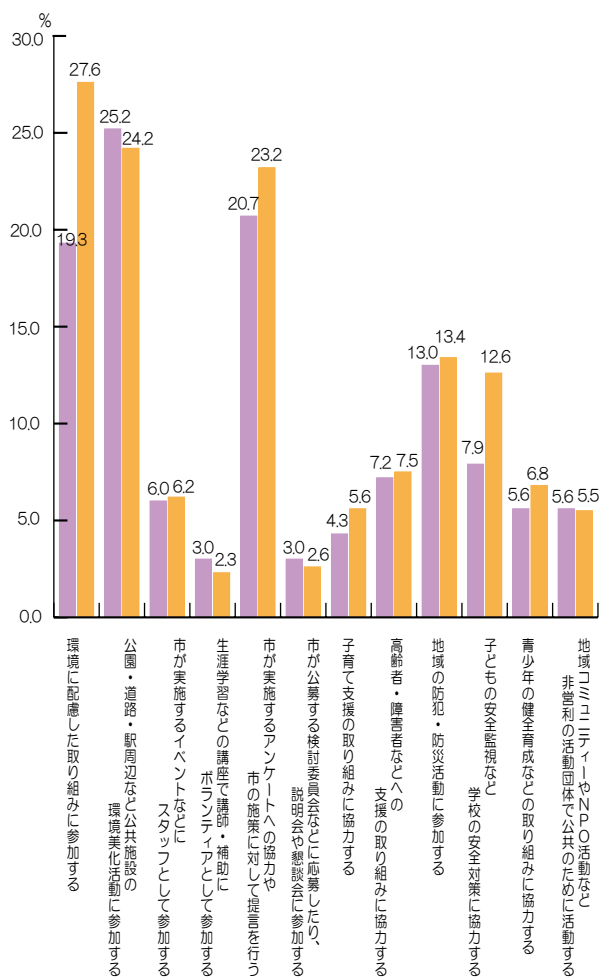
現在、全ての項目で参加の割合が30%以下であり、将来的にも協働の取り組みに関して伸びる可能性がある

と言えます。

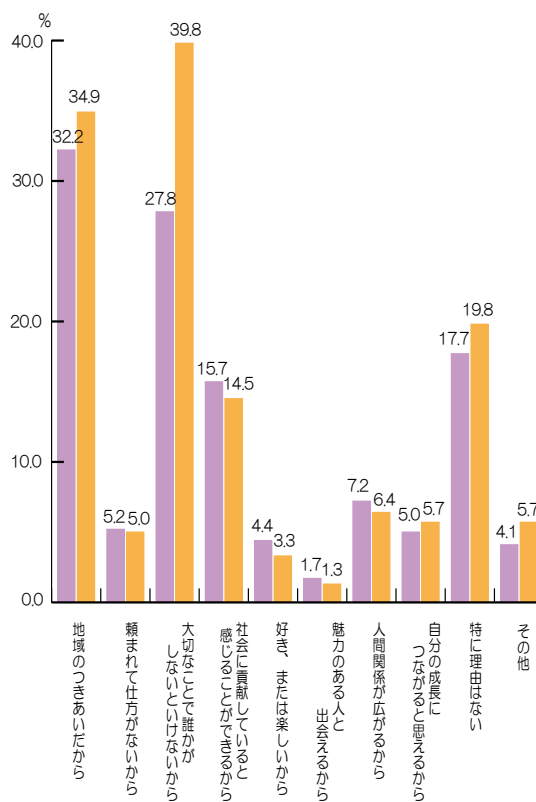
参加理由としては、「地域のつきあいだから」が32.2%と最も多くなるなど、人の繋がりによる割合が多いことから、コミュニティなどが重要な要素であると考えられます。

また、参加や協力をしていない人で、今後に参加・協力できると答えた人の割合が高いのは、「地域の防犯・防災活動に参加する」「子どもの安全監視など学校の安全対策に協力する」「高齢者・障害者などへの支援の取り組みに協力する」など少子高齢化を反映して地域生活に密着した取り組みが依然として上位を占めており、今後の協働の促進のためには、引き続きこのような分野に絞ったかたちの取り組みが必要だと考えられます。

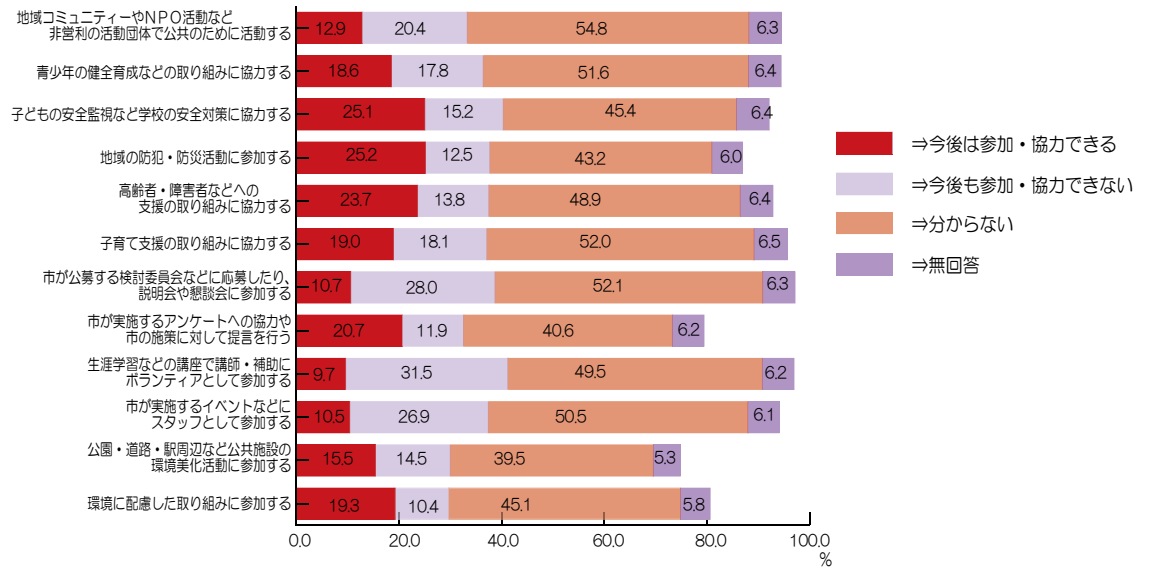
【参加事業 左：H26 結果 右：H20 結果】



【参加理由 左：H26 結果 右：H20 結果】



【参加意識の有無】



問：協働事業として取り組むべき課題

協働事業として、どの分野に取り組んでいくべきかという問いでは、「福祉」「地域の安全・安心」と答えた人が多く、福祉や防災への関心が高いことがうかがえます。

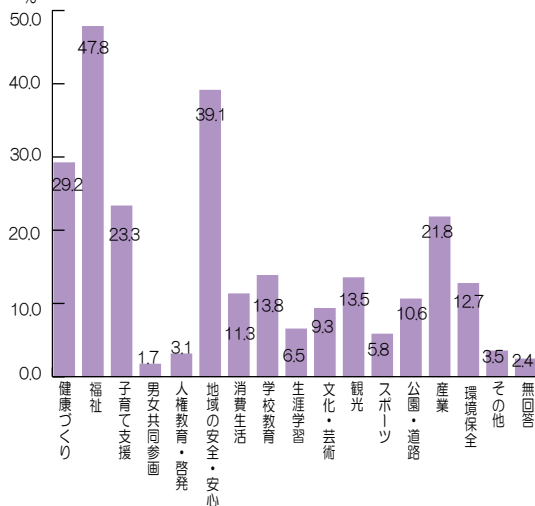
次いで、「健康づくり」が29.2%、「子育て支援」が23.3%、「産業」が21.8%となっています。

市民参加・協働事業を広げていくための条件として「活動する時間的な余裕」を望む声が33.2%と最も高く、退職後の世代などへの積

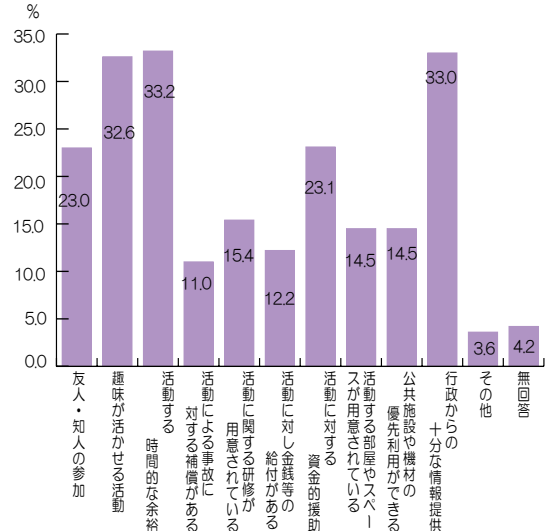
極的なアプローチが協力参加の促進につながるのではないかと考えられます。

また、同様に「行政からの十分な情報提供」が必要であると答えている人の割合も33%と高いことから、住民にわかりやすい情報提供手法を多くの情報媒体から選択し、今以上に対象者に的確に届くように情報提供していくことが必要です。

【協働事業として取り組むべき課題】



【市民参加・協働事業を広げていくための条件】



問：土地利用

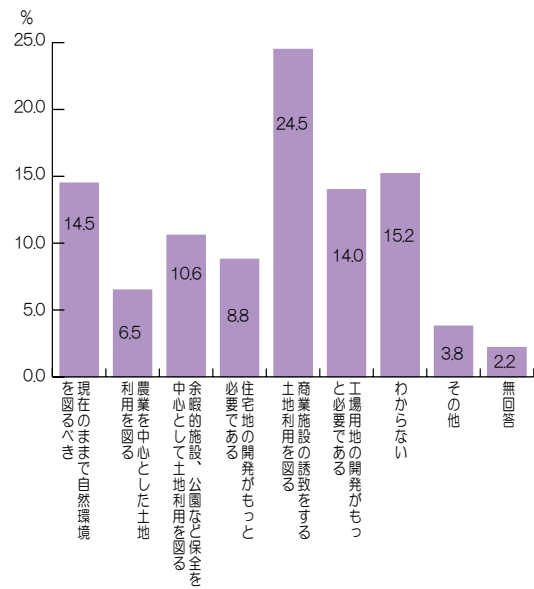
土地利用については、「商業施設の誘致をする土地利用を図る」と答えた人が24.5%、次いで「工業用地の開発がもっと必要である」が14.0%と続いています。

また、「現在のままで自然環境を守るべき」が14.5%、「余暇的施設・公園など保全を中心として土地利用を図る」が10.6%と、自然環境に配慮した土地利用を望む人も多いです。

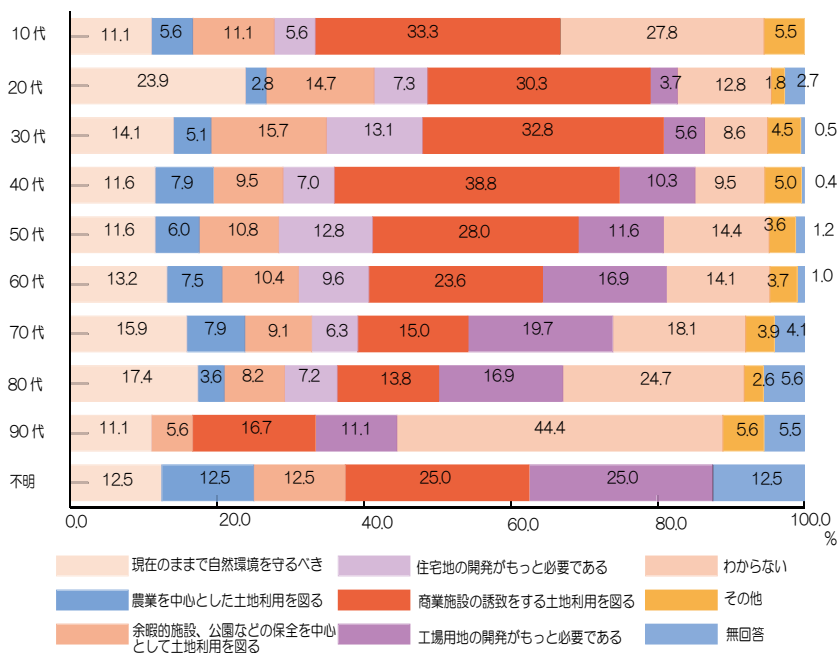
工業用地開発は、市外へ移りたい理由で働く場所が少ないと答えた人の割合が多いことに比例しているのではないかと考えられます。

将来イメージと合わせて考えると、安全・安心を基軸にしつつ、市外の利用が多い商業系誘致、工業用地開発の土地利用を図ることで、まちの活性化を望んでいると考えられます。

【相生市の土地利用について】



【相生市の土地利用について—年代別—】



第4章 その他

第1節 めざす項目の説明

施策名		説明	H27 めざそう値
めざす項目			
子どもを産み、育てやすい環境をつくる (P27)			
地域子育て支援拠点の利用者数	地域子育て支援拠点1年間の利用者の延人数		24,910人
子育てに関して不安感や負担感などを感じる割合	子育てに関して「不安感や負担感などを感じる」とアンケートで答えた人の割合		52%
子育てと仕事が両立できるよう支援する (P29)			
25歳から44歳の女性の就業率	国の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」による目標値		68% (H24)
保育などの子育てサービスを提供している割合	保育5サービスを受けている人数÷3歳未満の人口×100		25%
援助が必要な子どもと家庭を支援する (P31)			
子どもを地域全体で見守っていると感じる人の割合	「子どもを地域全体で見守っていると感じている」とアンケートで答えた人の割合		75%
児童扶養手当の一部支給者の割合	児童扶養手当の一部支給者÷児童扶養手当支給者総数×100		47%
家庭・地域・学校が連携し健康な子どもを育てる (P33)			
子どもの教育について家庭・地域・学校の連携が十分であると思う人の割合	子どもの教育について「家庭・地域・学校の連携が十分であると思う」とアンケートで答えた人の割合		50%
学校行事などへの保護者・地域住民の参加者の割合	(1年間の学校行事等への延べ参加者数÷1年間の学校行事等数)÷全PTA会員数×100		70%
たくましい人を育てる教育を推進する (P35)			
国語、算数・数学などの学力の全国平均値との比較	学力調査結果の全国平均値との比較		上位(小学生) 上位(中学生)
体力・運動能力テストの全国平均値との比較(小学5年生・中学2年生の体力合計点)	全国体力・運動能力テストの全国平均値との比較		—
看護師国家試験の合格率	各年度の看護師国家試験の合格者の率		100%
安心して学べる教育環境をつくる (P37)			
学校耐震化率	耐震化工事済校舎等数÷対象校舎等数×100		82%
校内研修に効果があったと思う教職員の割合	学校評価における教職員の自己評価で「校内研修に効果があったと思う」と答えた教職員数の割合		80%
いつでもどこでも学べる環境をつくる (P39)			
図書館の貸出冊数	1年間の図書館での総貸出冊数		185,000冊
公民館主催講座の参加者数	主催講座の1年間の参加者の延人数		13,500人

地域で青少年健全育成の環境をつくる (P41)		
チャレンジパスポートの参加者数	チャレンジパスポート事業への1年間の参加者の人数	180人
青少年の補導人数	相生警察署管内の1年間の補導者の人数	280人
文化に触れ、参画できる環境をつくる (P43)		
公民館利用者数	市内5公民館・若狭野多目的研修センターの1年間の利用者の人数	74,000人
文化協会各団体への加入者数	文化協会加盟団体への加入者の人数	1,100人
国際交流事業のボランティア参加人数	市及び国際交流協会が実施する事業へのボランティア参加の人数	25人
誰もが気軽にスポーツライフを楽しむ (P45)		
スポーツ施設の利用者数	スポーツ施設(市民体育館、スポーツセンター、市民プール、温水プール)の1年間の利用者の人数	235,000人
定期的に運動をしている人の割合	市民が「定期的に運動している」とアンケートで答えた人の割合	40%
スポーツ種目別構成人数	各スポーツ種目別協会の構成人数等	3,800人
人権を尊重し、みんなで生きる社会をつくる (P47)		
人権啓発事業への参加率	人権啓発事業への参加者数(3事業)÷人口×100	42%
相生市は人権が尊重されている市であると思う人の割合	市民が「相生市は人権が尊重されている市であると思う」とアンケートで答えた人の割合	51%
審議会などの女性委員の就任率	審議会などの女性委員数÷審議会等委員総数×100	25%
地域医療の充実を図る (P49)		
安心して医療を受けることができると思う人の割合	市民が「安心して医療を受けることができると思う」とアンケートで答えた人の割合	25%
健康づくりと予防対策を推進する (P51)		
特定健診の受診率	特定健診受診者÷特定健診対象者数×100	65%
特定保健指導の利用率	特定保健指導利用者数÷特定保健指導対象者数×100	45%
地域福祉活動を支援する (P53)		
地域福祉活動団体数	社会福祉協議会への登録団体数	10団体
ボランティア数	社会福祉協議会への登録団体の構成人員数	1,500人
生きがい交流センターの利用者数(生きがいセミナー参加者を除く)	生きがい交流センターの利用者数-生きがいセミナー参加者	17,500人
高齢者の生きがいづくりと社会参加を推進する (P55)		
高年クラブの加入率(60歳以上の人口比)	高年クラブ会員数÷60歳以上人口×100	13%
シルバー人材センター会員数	60歳以上人口×5%	650人
生きがいセミナー・金ヶ崎学園大学の参加者数	1年間の生きがいセミナー及び金ヶ崎学園大学の参加者数	10,450人

高齢者が安心して暮らせるよう支援する (P57)		
介護サービス利用者の内、居宅系サービス（介護3施設その他、グループホームと特定施設を除く。）の利用者の割合	$\text{居宅系サービス利用者数} \div \text{介護サービス利用者数} \times 100$	75%
介護予防事業への対象高齢者の参加率	$\text{介護予防事業参加者数} \div \text{介護予防事業の対象高齢者数} \times 100$	—
障害のある人の社会参加と自立した生活を支援する (P59)		
福祉施設の入所者の地域移行者数	福祉施設に入所している障害のある人がグループホーム等地域生活に移行した人数	5人 (H22～27年度)
福祉施設からの一般就労者数	福祉施設の利用者のうち一般就労に移行した人数	10人 (H22～27年度)
社会参加促進事業の参加延べ人数	社会参加促進事業の参加延べ人数	1,610人
社会保障制度の安定した運営を図る (P61)		
国民健康保険特別会計実質収支比率	歳出決算額に対する実質収支（過年度精算後）の比率	2%
国民健康保険税徴収率	$\text{収入額} \div \text{調定額} \times 100$	78.5%
生活困窮者への的確な援護と自立を支援する (P63)		
相談件数に対しての問題解決率	相談者に対し、支援制度の適用による問題解決の率	100%
事故のない安全なまちをめざす (P65)		
交通事故の発生件数	市内の1年間の交通事故の発生件数	180件
交通安全教室の受講者数	1年間の交通安全教室の受講者の人数	1,600人
歩行者の安全を確保するための主要道路における外側線の整備率	$\text{外側線延長} \div \text{主要道路の延長} \times 100$	85%
安心して消費生活が送れるまちをめざす (P67)		
消費者相談を行った結果についての満足度	相談者が「相談に来て良かった」とアンケートで答えた人の割合	100%
商品の計量が適正に行われている割合	$(\text{適正量} - \text{量目不足}) \div \text{適正量} \times 100$	100%
犯罪のない安全なまちをめざす (P69)		
防犯パトロールの実施回数	防犯パトロールカーの巡回延べ回数	450件
夜間も安心してまちを歩くことができると思う人の割合	市民が「夜間も安心してまちを歩くことができると思う」とアンケートで答えた人の割合	50%
災害に対する防災対策を強化する (P71)		
災害時要援護者対策支援組織率	$\text{災害時要援護者支援体制構築単位自治会数} \div \text{単位自治会数} \times 100$	80%
防災行政無線の整備率	$\text{防災行政無線整備エリア} \div \text{計画エリア} \times 100$	100%
学校、地域住民などが連携した防災訓練への参加対象団体の割合	$\text{防災訓練（図上訓練）実施済団体} \div \text{地域住民参加対象団体数} \times 100$	100%

消防体制の充実、強化を図る (P73)		
消防団員数	消防団条例の定数	520 人
特色ある産業を支援する (P75)		
市内事業所数	年度末の市内事業所数	1,500 事業所
企業誘致助成の交付決定数	企業誘致のうち、企業立地促進条例に基づく交付決定企業の数	2 件
就労環境の充実を図る (P77)		
有効求人倍率	求人 1 人に対し、有効求人倍率の値	1 倍
技能研修の参加者数	技能研修センター、兵庫土建姫路建築技能協会、西播建設業協同組合の参加者数	60 人
農林水産業の振興を図る (P79)		
学校給食への出荷品目	1 年間の学校給食への出荷品目	25 品目
牡蠣剥き身出荷量	1 年間の牡蠣の剥き身の出荷量	700 t
商業・サービス業の活性化を図る (P81)		
市内商店数	年度末の市内商店数	365 店
小売業の販売額	市内の小売業の年間販売額	540 億円
観光の振興を図る (P83)		
観光客数	1 年間で相生市に訪した観光客数	700,000 人
市内宿泊施設の利用者数	1 年間で市内の宿泊施設を利用した人数	113,000 人
地域に根ざした工業の強化を図る (P85)		
製造品出荷額	市内事業所の 1 年間の製造品の出荷額	1,200 億円
美しい自然環境を保全し、活用する (P87)		
野生動物による農作物被害額	野生動物による 1 年間の農作物の被害額	15,000 千円
野生動物の駆除数	野生動物の 1 年間の駆除頭数	100 頭
相生湾の水質 (化学的酸素要求量)	相生湾の海域で測定した COD 値	—
地球温暖化防止に向けた循環型社会を推進する (P89)		
リサイクル率	資源ごみ排出量 ÷ ごみ総排出量 × 100	20%
太陽光発電の発電出力	1 年間の住宅用太陽光発電の総出力量	1,220kw

クリーンなまちづくりを推進する (P91)		
ごみの総排出量 (可燃ごみ)	1 年間に出すごみの総排出量	8,400t
不法投棄量	1 年間の不法投棄ごみの処理量	6 t
地域清掃によるごみ収集量	1 年間に市民が環境美化活動により収集するごみ収集量	100 t
斎場・墓地の適正な管理に努める (P93)		
ささゆり苑 (葬儀場) の利用件数	1 年間のささゆり苑の利用件数	210 件
秩序あるまちづくりを推進する (P95)		
都市計画決定されている土地区画整理事業の整備率	整備済面積 ÷ 決定区域面積 × 100	72.9%
相生駅南・那波丘の台土地区画整理事業地内の土地利用	土地利用済面積 ÷ 全宅地面積 × 100	72%
上・下水道の整備、維持を図る (P97)		
水洗化率	水洗便所設置済人口 ÷ 処理区域内人口 × 100	98%
有収水量	下水道使用料徴収の対象となる水量	3,318,000t
資本費回収率	汚水処理にかかる経費のうち、下水道事業債の元利償還にかかる経費で基準内繰入金を充当した残りの経費を下水道使用料により回収した割合	47%
港湾の有効活用と河川環境を保全する (P99)		
相生港埋立地の利用率	埋立土地利用面積 ÷ 埋立地総面積 × 100	21.5%
河川護岸の除草対策整備率	河川護岸法面の除草対策の整備延長 ÷ 準用河川延長 × 100	3.1%
相生の特性を活かす景観と緑化を推進する (P101)		
公園の整備率	公園整備済面積 ÷ 公園整備計画面積 × 100	99%
オープンガーデン実施箇所数	庭主として、庭を開放していただいた個人、団体数	60 人
屋外広告物の除却件数	1 年間の違法屋外広告物の除去件数	70 件
道路網を整備する (P103)		
主要道路の歩道設置整備率	歩道設置延長 ÷ 主要道路延長 × 100	35%
市内道路の舗装整備率	舗装延長 ÷ 市内道路の延長 × 100	92%
都市計画道路整備率	改良済延長 ÷ 都市計画道路延長 × 100	59.3%
公共交通と情報通信の利便性の向上を図る (P105)		
JR 相生駅など乗車人員	JR 相生駅及び西相生駅の 1 年間の乗車人員	2,150 千人
バス利用者数	1 年間の路線バスの利用者数	65,000 人
超高速ブロードバンド地域整備率	超高速ブロードバンド整備地域 ÷ 全市域 × 100	94%

市民力あふれるまちをめざす (P107)		
自治会加入世帯数	自治会に加入している世帯数	10,500 戸
審議会・委員会などの公募委員の割合	審議会などの委員に占める公募委員÷審議会などの委員総数×100	15%
市民参加率（各分野のボランティアなどでの参画している人の割合）	「各分野でボランティアなどで参画している」とアンケートで答えた人の割合	25%
情報提供の充実を図る (P109)		
広報あいおい、ホームページが役立っていると感じる人の割合	「広報あいおい、ホームページが役立っていると感じる」とアンケートで答えた人の割合	58%
ホームページアクセス数	市ホームページのサイトを閲覧した訪問者数	330,000 件
改革に挑戦する市役所をつくる (P111)		
普通財産のうち利用可能地の活用率	市有地の普通財産の利用面積÷市有地の普通財産のうち、利用可能地面積×100	83%
行政評価に基づく改善件数	行政評価（施策評価及び事務事業評価）による改善事業件数	50 件
効率的で効果的な組織体制を図る (P113)		
職員提案件数	施策・事業に対する、職員からの新たな提言や改善の提案件数	10 件
一般会計職員人件費額	特別職給与＋一般職給与＋退職手当＋常勤及び非常勤臨時職員等賃金	2,346,110 千円
電算化導入業務件数	行政事務のうち、コンピュータの電子計算等を活用し事務処理を行う業務の件数	22 件
財政の健全化を図る (P115)		
実質公債費比率	一般会計だけでなく公営企業会計などに対する繰出金など実質的な借金の返済額が、市が自由に使える財源の標準的な規模に占める割合	15.9%以下
将来負担比率	一般会計だけでなく公営企業会計などが将来的に負担すべき実質的な負債額が、市が自由に使える財源の標準的な規模に占める割合	160%以下
市税徴収率	収入額÷調定額×100	93%

第2節 用語解説

【あ行】

● ICT (P104, P124)

Information and Communication Technologyの略で情報通信技術を表す。日本では同義語としてITが使われているが、国際的にはITにコミュニケーションを加えたICTが一般的に使われている。

● i-Japan 戦略 (P112)

2015年の日本において、デジタル技術が経済社会全体を包摂し、豊かな暮らし、人のつながりを実感できる社会及び新たな価値の創造革新に自発的に取り組める社会の実現のための国家戦略。

● IT (P35)

Information Technology (情報技術) の略。コンピュータやインターネットを支える機械類やソフトウェアの技術などをいう。

● アダプト制度 (P100)

市民などと行政が互いの役割を定め、市が管理する公園、道路、河川などの公共の場所を、市民などが自主的に美化活動を行う制度。

● 新たな公 (P6, P20, P21, P106, P111)

行政だけでなく多様な主体が地域経営の担い手となり、従来の公の領域に加え、公共的価値を含む公と私の間領域で協働することにより、地域のニーズに応じた社会サービスの提供などを行おうとする考え方。

● 医療圏域 (P48, P49)

都道府県が病床の整備を図るにあたり、設定する地域的単位。

● イントラネット (P113)

インターネットと同様の技術を使って構築された組織内の情報通信網。

● NPM (P110)

New Public Managementの略で、顧客志向や市場原理の導入など民間企業における経営理念、手法、成功事例を可能な限り行政分野に導入することにより、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指す手法。

● NPO (P15, P20, P53, P106, P107, P125)

法人格をもった営利を目的とせず、公益的な市民活動を行う民間団体の総称。(Non-Profit-Organizationの略)

● 沿道サービス (P12)

道路の円滑な交通のために設けられる休憩所、給油所などのこと。

● オープンガーデン (P101)

個人が手入れした花や植物をきれいに配置した庭を一定期間、広く開放して見せるというもの。

● 温室効果ガス (P88)

二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)など、太陽からの熱を通過させるが、地表から放射される熱を吸収して、熱を地球に封じ込める性質の大気中のガスのこと。

【か行】

● かかりつけ医 (P49)

家族なども含めて普段の健康管理や健康について気軽に相談できる、身近な診療所や医院の医師のこと。

● 環境負荷低減 (P17)

環境負荷とは、人の活動により環境に与えるマイナスの影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいい、それを減らすこと。

● 幹線道路 (P102, P103)

都市において道路網を形成し、都市間を結ぶ根幹をなす道路。

● 基礎自治体 (P6, P125)

基礎的な地方公共団体である市町村のこと。

● 教育振興基本計画 (P34, P39)

教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針、講ずべき施策及びその他必要な事項についての基本的な計画。

● 行政評価 (P111)

行政の活動を有効性、効率性、必要性、公平性などの観点から客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させるための手法。

● グループホーム (P57, P59)

日常生活に支援を要する人が、専門職員による援助を受けながら、少人数で共同生活する施設。

● ゲリラ豪雨 (P124)

予期しない時間に局地的に突然豪雨が襲う現象。

● 5R生活 (P90)

Rから始まるごみを減らすための行動で、「Reduce (リデュース) ごみを発生させない」、「Refuse (リフューズ) 不要なものを断る」、「Repair (リペア) 修理しながら継続使用する」、「Reuse (リユース) 繰り返し利用する」、「Recycle (リサイクル) 資源として再生利用する」の5つを総評したもの。

● 合計特殊出生率 (P124)

一人の女性が、一生の間に産む子供の数。

● 高度情報化 (P34)

情報がさまざまな資源と同等の価値をもち、それらを自由に利用することができる情報社会を発展させたもの。

● コーホート要因法 (P11)

人口統計手法の一つで、一定期間内に生まれた集団(コーホート)の出生と死亡(自然増減)及び転出入(純移動)の二つの要因について、それぞれ将来値を仮定し、将来人口を推計する方法。

● コミュニケーション (P59)

社会生活を営む複数の人間などが、感情、意思、情報などを伝達し合うこと。

●コミュニティ

(P14, P15, P21, P26, P95, P106, P107, P124)

地域社会、共同体、共同生活体という意味。快適で安全な生活環境のもとで、健康で文化的な生活を営むための近隣社会や近隣生活をいう。

●コミュニティビジネス (P75)

地域の課題をその地域に住んでいる人々によって解決しようとする活動で、利潤が生じた場合これを地域に還元するなど、生活の質の向上をめざした住民主体の事業のこと。

●コンピューターウイルス (P125)

パソコンなどに侵入し、コンピューターに被害を与える不正プログラム。

【さ行】

●里海 (P87)

海の自然に人手が加わることで、生物や環境が守られ自然が豊かになるとともに、漁業や産業など人の営みも栄えることとなる沿岸や海域。

●三位一体 (P6)

地方分権型の新しい行政システムを構築していくことを目的として、国から地方への補助金削減、国税から地方税への税源移譲、地方交付税制度の見直しの3つを同時かつ一体的に推進しようとする国と地方の財政に関する改革。

●自治基本条例 (P107, P125)

市政運営の基本理念や市民と行政との協働によるまちづくりに必要な基本的ルールを定めた条例。

●実質収支比率 (P61)

実質収支を標準財政規模で割ったもの。実質収支は、その年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表される。大きければ良いというものではなく、3%~5%程度が適当とされている。

●集落営農組織 (P78)

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意のもとに実施される生産活動を行う組織のこと。

●食育 (P32, P33, P50, P51)

様々な経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

●新エネルギー (P88, P89)

太陽光発電、風力発電、バイオマスなど、技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの。

●水源かん養機能 (P86, P87)

森林に降った雨水を貯め、水を浄化し、河川へ流れ込む水の量を安定させ、洪水や濁水を防止するなどの機能。

●スキルアップ (P36, P67)

能力や技能を高めること。

●ストックマネジメント (P18)

既存の公共施設を有効に活用して、長寿命化を図る体系的な手法のこと。

●スポーツクラブ 21 (P45)

子どもから高齢者までの地域住民が、気軽に様々なスポーツを楽しむことを目的として小学校区ごとに設置された、地域住民の自発的、主体的運営によるスポーツクラブ。

●生活習慣病 (P50, P61)

食、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群の総称。

●成年後見制度 (P59)

判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。

●セーフティネット (P15)

安全や安心を提供し、市民生活を守るための仕組みのこと。

●ソーシャルビジネス (P75)

地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組む事業のこと。

【た行】

●多文化共生 (P43)

国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

●地域包括支援センター (P57)

住み慣れた地域で安心して暮らせるように保健・介護・福祉の専門職が連携し、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する機関。

●地球温暖化 (P17, P88, P125)

大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が上がり、熱が放出されない状態になり、気温が長期的に見て上昇すること。

●地産地消 (P33, P78)

地域で生産された農作物や水産物をその地域で消費すること。

●地理情報システム (P95)

コンピュータで地理的位置を利用し、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、目的に合った情報の視覚的表示、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。

●デジタルデバインド (P104)

パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差のこと。

●電子自治体 (P113)

ITの活用により、業務の効率化を行ったり、住民の満足度の向上など行政サービスの利便性を高める地方自治体のこと。

●特定建築物 (P71)

学校、体育館、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、老人ホーム、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上の建築物。

●**特定用地** (P75, P94, P95)

兵庫県が播磨科学公園都市と連携した情報技術関連産業など新規成長産業の企業立地を促進するために、先行取得した矢野町真広・下田・二木、若狭野町西後明に広がる面積約256ヘクタールの土地。

●**特別指定区域制度** (P95)

市が地域住民と協働して、地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を作成した場合に、県の指定により、市街化調整区域の建築許可要件の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現していくもの。

●**都市計画マスタープラン** (P95)

都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備などの方針を明らかにした、都市計画の基本的な方針を示すもの。

●**特区** (P35)

構造改革特別区域の略。地域経済をよくするため、民間事業者や地方公共団体などの自発的な発案により、ある地域に限り法律などの規制をなくしたり緩和したりすることを特別に認められた地域。

●**トライやる・ウィーク** (P35)

中学校2年生が一週間学校を離れて、地域や自然の中で主体的にさまざまな体験をすることにより、「共に生きる力」や「感謝の心」を育み、自律性を高めるなど、「生きる力」を育成すること。

【な行】

●**ニート** (P76)

年齢15歳～34歳で就職していない者、就職する意思もない者、通学・家事もしていない者、学籍はあるが実際は学校に行っていない者、既婚者で家事をしていない者。

●**2次医療** (P48, P49)

特殊な医療を除く、入院治療を主体とした医療需要に対応する医療。

●**認定農業者** (P79)

経営改善を図ろうとする農業者で、農業経営改善計画（5年計画）が市町村に認定された農業者。

●**人間力** (P11, P14, P23～P46)

知識、体力、道徳心など、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力。

●**ノロウイルス** (P78)

カキなどの貝類による食中毒の原因になり、非細菌性急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一種。

【は行】

●**パートナーシップ** (P10)

市民、事業者、行政が、それぞれ自立した主体として互いの特性や役割を認識し、影響を与えあいながら活動する関係のこと。

●**バイオマスエネルギー** (P89)

動植物などの生物体内に蓄えられた有機物を利用して生成したもので、再生可能なエネルギーのこと。

●**ハザードマップ** (P70)

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの避難情報を表示した地図。

●**バリアフリー** (P100, P101)

障害のある人や高齢者などが自立した生活を送れるように、精神的、物理的、制度的などの障害を除去しようとする考え方、若しくは都市環境や建築等において具体的に障害を取り除くこと。

●**PDCAサイクル** (P111)

事業をPlan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（見直し）のサイクルで継続的に改善を図ること。

●**病院群輪番制** (P27, P49)

地域内の病院が連帯して、休日・夜間などにおける重症救急患者の診療を交代で受け入れる体制。

●**ブロードバンド** (P105)

ADSLや光ファイバーを使用して、高速・大容量のデータを転送すること。

●**閉鎖性水域** (P87)

水の出入りが少ない湖沼、内湾などの水域のこと。

●**訪問看護ステーション** (P49)

在宅の寝たきり老人などに対し、看護師などが対象者のかかりつけの医師の指示に基づいて家庭を訪問し、介護に重点をおいた訪問看護サービスを提供する施設。

●**ホームヘルプサービス** (P57)

訪問介護。日常生活に支障のある高齢者や障害のある人、及びその家族がサービスを必要とする場合に、家事的援助、身体介護などのサービスを行うこと。

【ま行】

●**みなとオアシス** (P83, P99)

歴史や文化など、魅力的な「みなと」の元来有する資源を人々が訪れやすいものとするために休憩スペース、トイレ及び駐車場を活用してサービスを提供できるみなとの施設や地区のこと。

【や行】

●**ユニバーサル社会** (P53)

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

●**ユニバーサルデザイン** (P100)

年齢や障害の有無などに関わらず、誰もが利用可能であるように製品、施設、生活環境、都市をデザインすること。

●**ユビキタスネット社会** (P104)

いつでも、どこでも、何でも、誰もがネットワークに簡単につながり、必要な情報を入手できる社会。

【ら行】

●**ライフスタイル**（P15、P21、P59、P76）

衣食住などの生活様式だけでなく、職業、社会との関わり方、趣味や生活に対する考え方や習慣までを含む広義の暮らし方、生き方を指して用いる。

●**ライフステージ**（P38、P39）

人の一生を幼児期、青年期、中年期、老年期に分けた、人生のそれぞれの段階のこと。

●**レクリエーションスポーツ**（P44、P45）

子どもから高齢者まで、生涯を通じてどこでも楽しんでできるスポーツ。

●**レセプト**（P61）

患者が受けた診療について、医療機関が保険者に月単位で請求する請求書のこと。診療報酬請求明細書など。

●**連携中枢都市圏**（P85、P110、P111、P124）

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少、少子高齢化においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成すること。播磨圏域は中心市である姫路市を含めた8市8町により構成されている。

第3節 その他

① 相生市総合計画策定要綱

(制定)	昭和45年	8月13日	訓令第9号		
(改正)	昭和47年	6月5日	昭和61年	7月1日	
	昭和51年	1月20日	昭和63年	8月8日	
	昭和51年	4月1日	平成1年	1月23日	
	昭和53年	4月1日	平成12年	4月1日	
	昭和53年	4月26日	平成13年	4月1日	
	昭和55年	4月1日	平成20年	5月23日	
	昭和57年	4月1日	平成23年	4月1日	
	昭和59年	4月1日	平成26年	4月1日	

第1条 この要綱は、相生市総合計画策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において「総合計画」とは、本市将来の健全な発展を図るため策定する市政の長期計画で、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。

(1) 基本構想

本市のまちづくりの基本目標を定め、目標を達成する基本的な考え方を示すものをいう。

(2) 基本計画

市政の長期的課題を明らかにし、市政について基本的方向を示すために策定する市政の基本計画をいう。

(3) 実施計画

基本計画に基づき、具体的な事業の実施について策定する計画をいう。

第3条 総合計画は、有機的連携をもって能率的かつ合理的に推進されるべき道標となるよう策定しなければならない。

第4条 基本計画の策定期間は、前期を平成23年度から平成27年度までとし、後期を平成28年度から平成32年度までとする。ただし、社会情勢等の推移により変更が必要となった場合には、社会情勢等に適合するよう修正するものとする。

第5条 実施計画の策定期間は、3箇年とし、1年を経過するごとに検討を加え、さらに3箇年の計画として改定する。

第6条 各部長においては、別に定める合理的な施策及び基本の方針に基づき、基本計画案及び実施計画案を作成するものとする。

第7条 企画総務部長は、前項の規定により各部長が作成した基本計画案及び実施計画案を総合調整して原案を作成し、市長の決定を受けなければならない。

第8条 各課長は、所属に係る総合計画に関する事務を担当するものとする。

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

② 相生市総合計画策定会議設置要綱

(制定) 平成20年 5月23日 訓令第44号

(改正) 平成21年 4月 1日 平成24年 7月 1日 平成27年 7月 1日
平成21年 4月21日 平成25年 4月 1日
平成22年 4月 1日 平成26年 4月 1日

(設置)

第1条 相生市総合計画の策定に関し、相生市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画策定に係る重要事項の調査及び審議に関すること。
- (2) 計画の策定に関し、関係各部間の総合的調整に関すること。
- (3) 計画の策定に必要な資料の調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織及び運営)

第3条 策定会議は、相生市庁議規程（昭和51年訓令第6号。以下「庁議規程」という。）第2条第1項に掲げる職にある者をもって構成し、その運営にあたっては、庁議規程の例による。

(意見の聴取)

第4条 策定会議は、必要に応じて関係行政機関、学識経験者、有識者等から意見を聴取することができる。

(企画員会議)

第5条 策定会議に企画員会議を置く。

2 企画員会議に企画員を置き、企画員は別表に定める職にある者をもって充てる。

3 企画員会議は、企画総務部長が招集し、企画広報課長が議長となる。

(企画員の職務)

第6条 企画員は、別に定める計画策定方針（以下「策定方針」という。）に従い、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画策定に関する企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 前号の企画立案に関し、必要な実施状況及び進捗状況の報告に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(策定部会)

第7条 策定会議に策定部会を置くことができる。

2 策定部会に策定員を置き、策定員は職員の中から市長が任命する。

3 各策定部会の部会長及び副部会長は、策定員の中から市長が指名する。

(策定部会の職務)

第8条 策定員は、策定方針に従い、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画策定に関する企画立案に関すること。
- (2) 前号の企画立案に関し、必要な資料の収集及び調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(庶務)

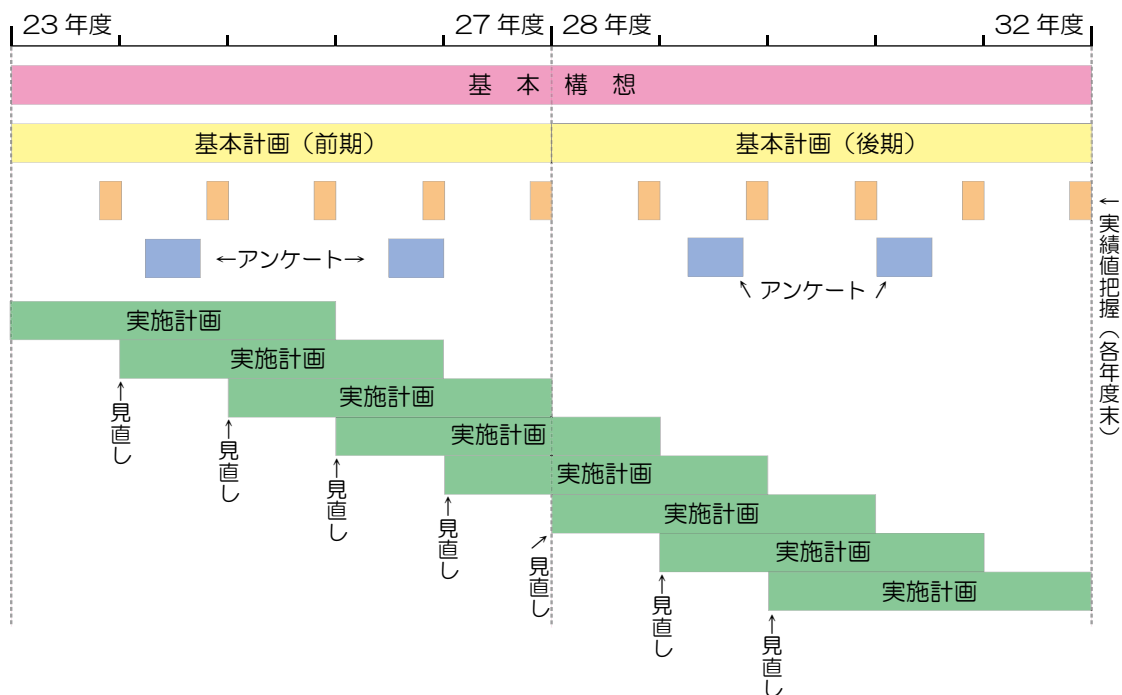
第9条 策定会議及び企画員会議の庶務は企画広報課で、策定部会の庶務は各部会長の指名する策定員において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

※別表…企画広報課長、総務課長、財政課長、税務課長、地域振興課長、環境課長、健康介護課長、子育て支援室長、都市整備課長、農林水産課長、教育委員会管理課長、学校教育課長、生涯学習課長

③ 進行管理スケジュール



④ 基本計画改定の経過

年月	内容
平成 27 年 1 月 (庁議)	後期基本計画策定方針
平成 27 年 2～3 月	基本計画見直しに伴う各課ヒアリング
平成 27 年 8 月 3 日 (第 1 回策定会議)	各課ヒアリング結果について
平成 27 年 10 月 6 日 (第 1 回企画員会議)	後期基本計画 (案) について
平成 27 年 10 月 20 日 (第 2 回策定会議)	後期基本計画 (案) について
平成 27 年 11 月 20 日 (総務文教常任委員会)	後期基本計画 (案) について
平成 27 年 12 月 28 日 ～平成 28 年 1 月 22 日	パブリック・コメント実施
平成 28 年 1 月 26 日	パブリック・コメント結果公表 (ホームページ)
平成 28 年 2 月 1 日 (第 3 回策定会議)	パブリック・コメント結果報告
平成 28 年 2 月 19 日 (総務文教常任委員会)	パブリック・コメント結果報告
平成 28 年 3 月 10 日	パブリック・コメント結果公表 (広報紙)

市民参加による 協働の計画づくり（H20 策定時）

第1章 市民参加による協働の計画づくり

第1節 市民会議の取り組み経緯

はじめに

総合計画の策定にあたり、大きな特色は市民の目線から行政を見つめ、生活に結びつく市の将来のあるべき姿を思い描き、着実に実現するための方策を考えました。

市民会議は、公募委員と各種団体からの推薦者から構成され、健康福祉、教育、都市形成・環境、

行政改革・協働の4部会に分かれ、それぞれのテーマにそって討議・全体会を開催しました。

現状を把握しつつ、市民の視点に立った計画とするため、市民会議と市職員プロジェクトチームでSWOT分析を活用し、基本構想・基本計画の骨格を導き出しました。

《市民会議開催経過》

- | | |
|---|--|
| <p>1 総合計画全体研修会 (H20.9.30)</p> <p>総合計画の必要性、市民が参加する理由などの共通認識と策定方針について確認を行う。</p> | <p>8 第7回市民会議 (H21.6.27～7.2)</p> <p>SWOT分析の強みと機会から、市民会議からの具体的な提言について、討議を行う。</p> |
| <p>2 第1回市民会議 (H20.11.3～11.6)</p> <p>各部会ごとのSWOT分析について、その目的や手順の説明を受け、相生市の強み・弱み、外部環境の機会・脅威を抽出した。</p> | <p>9 第8回市民会議 (H21.8.11～13)</p> <p>基本構想修正案(事務局案)に対し、意見・修正を行う。</p> |
| <p>3 第2回市民会議 (H20.12.2～12.9)</p> <p>SWOTのクロス分析を行い、施策の素案作成のため素材づくりに取り組む。</p> | <p>10 第9回市民会議 (H21.11.25～30)</p> <p>施策素案(基本計画)に対して指標の抽出を行う。</p> |
| <p>4 第3回市民会議 (H21.1.20～1.29)</p> <p>引き続きSWOT分析を行い、施策要素から各部会ごとのまちづくり目標について討議を行う。</p> | <p>11 第10回市民会議 (H22.1.27～29)</p> <p>これまでの市民会議各部会での意見・提言について取りまとめた。</p> |
| <p>5 第4回市民会議 (H21.2.23～2.27)</p> <p>アンケート調査結果を参考に、引き続きまちづくり目標を討議し、各部会ごとに将来像について提案し、討議を行う。</p> | <p>12 第11回市民会議 (H22.3.26～31)</p> <p>引き続き、市民会議各部会での意見・提言の取りまとめと、基本構想・基本計画素案に対しての意見・修正を行う。</p> |
| <p>6 第5回市民会議 (H21.3.31～4.3)</p> <p>将来像について引き続き討議し、各部会の意見として取りまとめた。</p> | <p>13 総合計画素案総括 (H22.5.7)</p> <p>市民が参加した総合計画策定について有識者(大学教授)より総括を行う。</p> |
| <p>7 第6回市民会議 (H21.5.1)</p> <p>全体会を開催し、基本構想案(事務局案)の提示に対し、意見・修正を行う。</p> | |

第2節 市民会議メンバー

部会名	氏名	備考	部会名	氏名	備考
健康福祉部会	堤 正恒	公募	都市形成・環境部会	(故)中江 勲	公募
	川上 栄次郎	相生市連合自治会		原田 欣典	公募
	起田 泰介	相生市医師会		佐々木 佐和子	公募
	友田 笑子	相生市高年クラブ連合会		山下 綾子	公募
	小林 正	相生市身体障害者協会		前田 早智子	公募
	清水 一	相生市ボランティア協会		石原 茂子	相生市花と緑の協会
	谷口 貴一郎	相生青年会議所		宮崎 秀隆	相生商工会議所
	表谷 潤子	相生市消費生活研究会		荻 人美	相生市環境保全審議会
教育部会	梅内 千秋	公募	行政改革部会	(故)田中 光彦	公募
	藤野 高之	公募		畑本 康介	公募
	日谷 聖一	公募		原 英機	公募
	河村 幸子	相生市国際交流協会		中本 義信	公募
	荒瀧 紀	相生市社会教育委員会		浜田 郁子	公募
	澁谷 祐吉	相生市文化協会		横家 育代	相生市行政改革懇話会
	吉田 竜也	相生市体育協会		宮垣 博幸	相生パーロン協会

第3節 SWOT分析とは？

SWOT分析は、企業が今後の取り組みを考えるときに用いる手法であり、今回、総合計画を作成するにあたって、市や組織についての内部環境と外部環境の2つの視点から、内部に持つ「強み・弱み」と、外部から影響を受けると考えられる「機会（チャンス）・脅威」をそれぞれ整理しながら市民会議と職員で構成されるプロジェクトチームでまちづくりを考えていく、手法として活用しました。

また、SWOTとは、「強み（Strength）」、「弱

み（Weakness）」と「求められること・機会（Opportunity）」、「してはならないこと・脅威（Threat）」であり、そこから、機会に応じた強みの「攻めるべきこと・活用策」、機会を活かした弱みの「改善すべきこと・改善策」、強みを活かした脅威の「回避すべきこと・回避・解消策」、脅威に対する弱みの「退くべきこと・撤退策」をいろいろな立場の人で考え出し、整理して、素案作成のための材料としました。

《SWOT分析による効果的な取り組みの抽出》

	S：強み（Strength） W：弱み（Weakness） O：機会（Opportunity） T：脅威（Threat）	内部環境（相生市の概況）	
		強み（S） 相生市の良いところ、魅力あるところ、優れているところなど	弱み（W） 相生市の悪いところ、劣っているところなど
外部環境（社会潮流）	求められること ：機会（O） 世の中の動きとして求められていることや、実際に市民が求めていること	攻めるべきこと ：活用策 相生市の強みで、社会的にも求められていることは積極的に取り組む	改善すべきこと ：改善策 相生市の弱みで、社会的に求められていることは改善して取り組む
	してはならないこと ：脅威（T） 世の中の動きとして、求められていないことや、実際に市民が求めていること	回避すべきこと ：回避・解消策 相生市の強みではあるが、社会的潮流からみて、してはならないことは、強みで社会的脅威をカバーしていく	退くべきこと ：撤退策 相生市の弱みでもあり、社会的潮流からみて、してはならないことは撤退していく

第4節 SWOT 分析により導き出したアイデア

健康福祉部会

○市民が家族の絆を大切にして、地域の人々が暖かい心で結ばれるよう、まち全体のネットワークづくりを行いましょ

○全ての市民が主体的に健康づくりや福祉に関わり、いきいきと、自立し、安心して暮らせる社会を目指しましょ

○共感を基本とし、地域全体と一緒に子育てできるまちづくりを行いましょ

【主な施策アイデア】

★「お助けグループ」

高齢者や団塊の世代の知恵・技能を活かし、積極的に社会活動への参加とちょっとした困りごとを手助けしてもらえる相互扶助の制度創設

★「がんこおやし塾」

日本の伝統文化、行儀・作法などの伝承を行いながら、子育てをサポートする制度

★「かかりつけ医制度」

市民病院をかかりつけ医の先駆けにし、市民の健康保持と、病院の活性化を図る

★「保険料マイレージ制度」

病院にかかった履歴の少ない人には、保険料などが安くなるような有利性を持たせることで、健康づくりの重要性の周知と医療費を抑制する。

教育部会

○学校・家庭・地域の連携のもと、互いに思いやる心、生命や人権を大切にする心を育む教育活動を行いましょ

○学ぼうとする意欲を育み、自分の可能性を切り拓く教育活動を行いましょ

○誰もが心豊かに生きがいを持って暮らせるよう、学習、スポーツ、芸術文化活動を活発にしましょ

【主な施策アイデア】

★「ディベート大会の実施」

生きる力を身につけるため、社会人として必要な学力に加え、論理的思考力、分析力、洞察力、質問力、問題解決力などを向上させる。

★「もったいない給食事業」

子ども自らが食べる給食の食材を、農業体験を通じて自ら作り、得るまでの苦労と敬愛の念など「もったいない」と思ふ心の教育と労働の大切さを体験させる。

★「暮らしの知恵袋事業」

県民交流広場や学校施設の空き教室を利用し、昔学んだこと、生活の知恵、特技など市民が講師となり、子どもだけに限らず、全ての世代が集えるような環境づくりをし、世代間交流を促進させることにより、地域力を向上させる。

★「校庭芝生化事業」

市内小・中学校の校庭を芝生化し、屋外で遊ぶ子どもを増やすことで、体力の向上や社会性を育むとともに、芝生の手入れなどを地域で行うことにより、地域コミュニティの活性化を図る。

都市形成・環境部会

○相生のイメージアップと住みよい環境をつくり、定住を促進しましょう。

○鉄道・陸路・海路に恵まれた利点を活かし、企業の誘致や起業への取り組みを支援することで、雇用の創出を図りましょう。

○豊かな自然環境の保全のため、新エネルギーや家庭でのエコ活動など低炭素社会の実現に取り組みましょう。

○市全体が一体となった地域産業の振興や民間活力で、地域の活性化を図り、次世代につなげていきましょう。

【主な施策アイデア】

★「定住促進事業」

田舎暮らし制度や三世代居住優遇制度などの定住促進環境の新制度を整備するとともに、京阪神への通勤の利便性を積極的にPRを行い、定住促進を図る。

★「観光ルートづくり事業」

相生市はもとより近隣市町の名所なども取り入れた観光ルートづくりやマップなどで、来訪者が西播磨地域を巡りやすい環境をつくる。

また、市民主体のボランティアガイドを育成し、市をアピールしていくなどにより交流人口を増加させ、地域経済の活性化につなげる。

★「空き家等活用事業」

空き家・空き地を有効利用をすることにより、人、産業、文化などの資源を活性化し、新たなビジネスモデルを展開することで、地域経済の活性化と人口増対策を図る。

行政改革・協働部会

○市民は、まちづくりに主体的に参加し、また、行政は市民と相互に補完しあいながら、協働参画社会の実現を目指しましょう。

○各施策・事業を行うにあたっては、協働とともに行政改革、健全な財政運営の大切さを十分に認識しましょう。

【主な施策アイデア】

★「モラルアップ運動」

様々なイベントなどのなかで、モラルやマナーに着眼点を置いた活動を行う。

★「協働事業の見える化」

市民が市の行事などへ1人でも参加しやすいように、対象事業について、行政との役割分担を具体的に分かりやすく周知することにより、協働のまちづくりを実現していく。

★「職員のスキルUP」

市民との対話のノウハウを向上し、建設的な意見の中から、新たな発想で政策を作り上げる能力を身につける。

※このアイデアは、市民会議などで出されたもので、相生市として実施検討したものではありません。しかしながら、今後、実施する市の施策を検討するなかにおいて、参考としていきます。

発 行 / 平成 28 年 3 月

発行者 / 兵庫県相生市

〒 678-8585 兵庫県相生市旭一丁目 1 番 3 号

TEL 0791-23-7124

FAX 0791-22-6439

編 集 / 企画総務部企画広報課



相生市